

奥州市議会全員協議会

日時：令和7年1月28日（火）

： ～

場所：奥州市役所7階 委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① 令和7年度からの学校給食費改定について
- ② 中学生海外派遣事業について
- ③ 奥州市新医療センター整備基本計画修正方針等について
- ④ 胆沢西部辺地総合整備計画の変更について
- ⑤ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について
- ⑥ こども計画について
- ⑦ 奥州市移住者住宅取得支援補助金の創設について

4 そ の 他

5 閉 会

令和7年度からの学校給食費改定について

令和7年1月28日全員協議会資料 教育委員会事務局学校教育課

1 奥州市学校給食費改定の経過

○令和6年度学校給食費改定

- ①コロナ禍における物価高騰による影響分（R2→R4）を加味した1食当たり単価に改定
- ②改定に伴う増額分は保護者へ負担を求めず、増額分の財源は物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金を活用
- ③教職員の学校給食費は、改定後の単価により徴収

区 分		R2～R5		R6	
		日数	金額	日数	金額
小学校	1食当たり金額	173	267	173	300
	年額		46,100		51,900
	月額(年10回払)		4,610		5,190
中学校	1食当たり金額	167	312	167	349
	年額		52,100		58,200
	月額(年10回払)		5,210		5,820

○令和6年度第2回奥州市学校給食運営協議会（R6.11.29）

【提案内容】

- ・11月からの精米価格の大幅な値上がり、4月からの牛乳単価値上がり見込み、長引く物価高騰によるその他食材への影響等から、今後も回数と質を維持した学校給食の提供を続けるためには、令和7年度も学校給食費改定を行う必要がある。
- ・改定額は、精米価格改定額及び牛乳単価改定見込み額及び直近の消費者物価指数を加味した額

⇒ 審議の結果、事務局提案の内容で全会一致で承認

○令和6年第12回奥州市教育委員会定例会（R6.12.25）

第2回学校給食運営協議会の審議結果を報告

⇒ 委員から反対等の意見なし

○令和6年12月27日 市長決裁

(1) 令和7年度からの学校給食費

2 令和7年度学校給食費改定に係る経過

○令和6年11月からの精米価格値上がり

1kg当たり（税込） 388円 → 523円
（135円増、上昇率135%）

		回数	～R5	R6		R7改定額		
					(R5との差額)	改定額	(R5との差額)	(R6との比較)
小学校	1食当たり金額	173	267	300	33	339	72	39
	年額		46,100	51,900	5,800	58,600	12,500	6,700
	月額(年10回払)		4,610	5,190	580	5,860	1,250	670
中学校	1食当たり金額	167	312	349	37	396	84	47
	年額		52,100	58,200	6,100	66,100	14,000	7,900
	月額(年10回払)		5,210	5,820	610	6,610	1,400	790

↑
(保護者負担額)

↑
(教職員負担額)

令和7年度からの学校給食費改定について

令和7年1月28日全員協議会資料 教育委員会事務局学校教育課

(2) 改定に伴う保護者負担について

学校給食費改定に伴う増額分は引き続き保護者へ負担を求めず、この増額分の財源については、国の交付金等の状況に応じて、市費または物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てる。

※改定に伴う増額分の保護者へ負担を求めない額

- ・小学校 児童数4,770人×増額分12,500円 = 59,625,000円
 - ・中学校 生徒数2,688人×増額分14,000円 = 37,632,000円
 - 計 97,257,000円
- (学校給食費物価高騰支援事業・政策経費)

※児童生徒数…R7見込み

増額分…保護者が支払う額 (R5同額) とR7改定額の年額差額

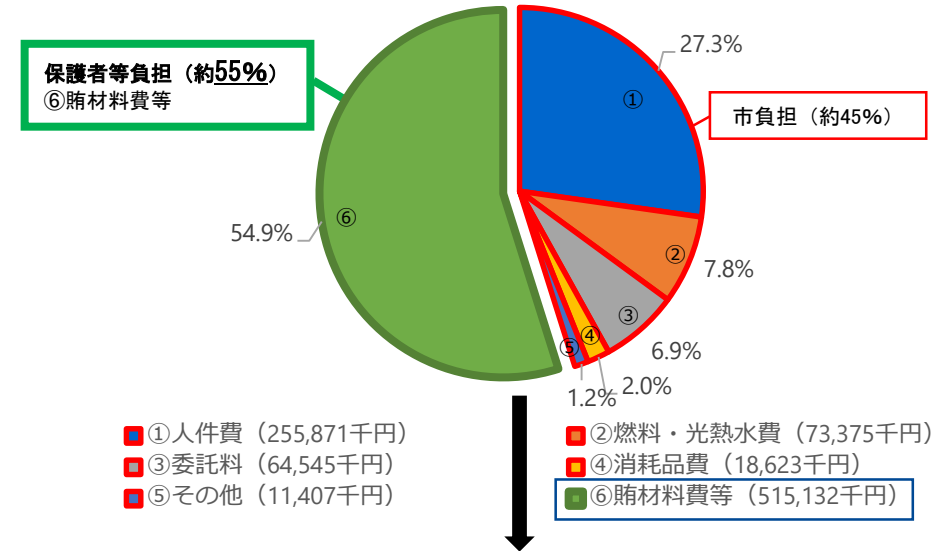
(3) 教職員等の学校給食費について

教職員及び試食会などの負担金については、改定後の額で徴収する。

(参考) 令和7年度当初予算要求額

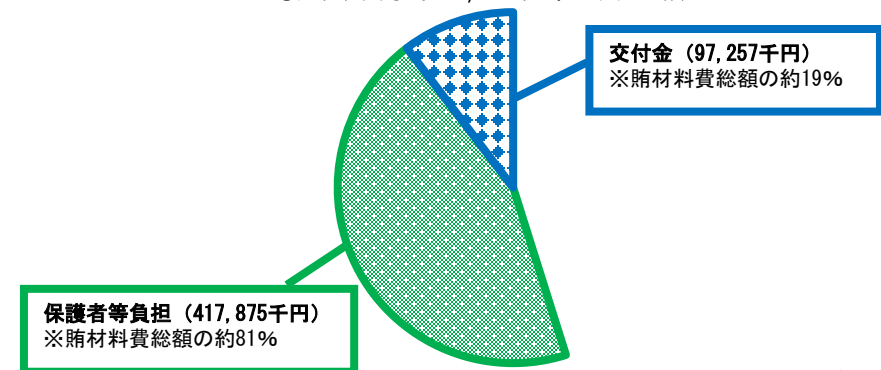
学校給食施設管理運営事業 (R7) 当初予算要求額
938,953千円 (経常経費841,696千円 + 交付金事業97,257千円)

◆改定額のとおり保護者負担を求める場合



◆改定による増額分を保護者へ負担を求めず交付金を活用

⑥ 賄材料費等 (515,132千円) の負担内訳



3 今後の予定

- 2月12日 校長会議
…学校給食費改定について説明
- 3月11日 第3回学校給食運営協議会
…市長決裁 (学校給食費改定決定) 報告
- 4月上旬 保護者及び学校宛 学校給食費改定に係る通知
- 5月中旬 保護者及び教職員宛 学校給食費納入通知書発送
 - ・保護者 … 改定前の額 (R5と同額)
 - ・教職員 … 改定後の額

中学生海外派遣事業について

全員協議会説明資料 令和7年1月28日 教育委員会事務局 学校教育課

1 派遣事業の目的

- (1) 奥州市内の中学生が、英語圏の中学校を訪問し、海外での学校生活・家庭生活・文化・自然等に直接触れることを通して国際的視野を広げ、国際化社会に対応できる資質や能力を養い、次代の奥州市を担うリーダー的人材の育成を図る
- (2) 奥州市で海外の中学生等を受け入れることにより、互恵的な交流関係の構築と、市内中学校の生徒の国際理解教育の推進に資する
- (3) 相互交流を中学校における英語学習の成果を発揮する場として位置付け、市内中学校の生徒の英語教育の充実に資する

2 派遣事業の経過

平成20年度～

旧江刺市の姉妹都市交流を引き継ぎ、グレーターシェパトン市と中学生の海外派遣交流を開始

平成30年8月

グレーターシェパトン市のムループナー中学校より、①生徒数の減少等によりホストファミリーの確保が困難（派遣後に現地で急遽ホテル泊に変更）②令和2年度から市内4つの学校の統合により、新設校での受入れが不透明との申し入れ

令和元年7月

上記の申し入れにより、「ホームスティ」から「ホテル泊」に変更して事業を実施するも、翌年度以降の交流継続は断念

令和2年4月

新たな派遣先として、ロックハンプトン市のカプリコーニア通信教育学校（CSDE）と交流事業協定を締結し、交流を開始

令和2年度～令和6年度

新型コロナウイルスの影響によりR2～R5はCSDEとオンライン交流を実施し、R6に初めて3年生15名をCSDEに派遣

3 派遣先の検討・協議

次の理由により、R7以降の派遣先について検討・協議を行った

- (1) グレーターシェパトン市からの申し入れ
令和5年11月に実施されたグレーターシェパトン市公式訪問の意見交換の際に、グレーターシェパトン・セカンダリーカレッジ（中高一貫校）のバーバラ総括校長より、市長に対し、青少年交流を再開させたいとの要望が伝えられたこと
- (2) ロックハンプトン市の学校（CSDE）との協定が満期
令和2年4月1日に発効した奥州市教育委員会とロックハンプトン市カプリコーニア通信教育学校（CSDE）との相互訪問交流事業に係る協定期間が、令和7年3月31日をもって満期となること

4 派遣先の検討・協議に当たっての条件

- (1) 英語圏であること
小中学校での英語学習の成果を生かす絶好のチャンスであり、校内の他生徒たちとも、英語の授業の中で体験や情報を共有することができる
- (2) ホームスティができること
家庭における触れ合いが最も貴重な経験であり、ホームスティが派遣研修の中核である（ホテル泊より滞在が安価であり、まとまった期間の滞在が可能となる）
- (3) 学校訪問（体験）ができること
生徒の日常である学校生活を体験、比較することで学ぶことが多く、また、同世代との子どもとの交流が将来の夢や視野の広がりにつながる
- (4) その他
 - ① 安全であること
 - ② 8月（夏休み中）の派遣ができること
 - ③ 移動時間が長すぎず、日本との時差が少ないこと
 - ④ 継続した派遣の受入れができること

中学生海外派遣事業について

全員協議会説明資料 令和7年1月28日 教育委員会事務局 学校教育課

5 検討・協議結果

令和5年11月に市長が姉妹都市であるグレーターシェパトン市を公式訪問した際、グレーターシェパトン・セカンダリーカレッジのバーバラ総括校長より、青少年交流を再開させたいとの要望が伝えられて以降、相手方と電子メールによる連絡や、オンライン形式でのミーティングによる協議等を重ねてきましたが、奥州市教育委員会が要望する「ホームスティの実施」と「継続（毎年）した派遣の受入れ」は困難との回答であったことから、グレーターシェパトン市との交流再開については見送ることとした（奥州市教委が交流再開見送りの判断をしたことについて、バーバラ総括校長にきちんと理解していただいていることを未来羅針盤課において確認済み）

令和7年度以降は、今年度派遣実績があり、奥州市との青少年交流の継続を強く希望しているロックハンプトン市のカプリコーニア通信教育学校（CSDE）へ中学生を派遣することに決定した

6 主なスケジュール

令和6年12月	本事業に係る債務負担行為の補正議決 CSDEと交流事業協定内容の協議（継続中）
令和7年1月	航空券仮予約
2月	各中学校長と中学校第2学年保護者宛に 研修事業参加者募集について通知
3月	CSDEとの交流事業協定満期
4月	CSDEと新たな交流事業協定を締結 研修事業参加者決定・通知
5月	事前研修開始（出発前に5回程度）
7月	29日出発（8月7日まで）
8月	研修成果まとめ等
9月	研修成果の発表

7 令和7年度の派遣事業の概要（案）

- (1) 派遣先
オーストラリア ロックハンプトン市
カプリコーニア通信教育学校（CSDE）
（カプリコーニア スクール オブ ディスタンス エデュケーション）
- (2) 派遣日程
令和7年7月29日(火)～8月7日(木)（9泊10日）
（うちホームスティ6泊）
- (3) 派遣人数
 - ① 中学生 15名
市内の中学校に在籍する3年生
 - ② 引率者 4名
団長1名、ALT・教諭2名、学校教育課1名
- (4) 研修内容
 - ① CSDEの生徒、職員の家庭へのホームスティ（事前のメールやビデオ通話等による交流を含む）
 - ② 学校訪問による現地の中学生との交流と学校生活体験
 - ③ オーストラリアの歴史・文化・自然に直接触れ、異文化に親しみ、理解を深める研修
- (5) 経費
派遣中学生1人当たりの自己負担額を170,000円とし、全経費から自己負担額を差し引いた額を市が負担する。（海外旅行保険料を含み、パスポート取得に要する費用は含まない）
市の負担額は、4,805千円となる見込み
- (6) その他
上記研修内容の他、別途、CSDEの生徒と市内小・中学校の児童・生徒とのオンライン交流を実施する

奥州市新医療センター整備基本計画修正方針等について

令和7年1月28日 全員協議会説明資料 健康こども部

1 概要

新医療センター整備基本計画に関し、令和6年8月に公表した中間案に対する意見を踏まえ、その修正の方向性をお示しするものです。

市では、この修正方針により議論を深め、今後策定する基本計画の検討を進めてまいります。

2 医療関係者への説明

今後策定する基本計画の検討を進めるにあたり、令和7年1月28日（火）に開催する胆江圏地域医療連携会議（奥州保健所主催）において、医療関係者の皆さんに説明し、ご意見等をいただきます。

3 主な内容

（1）修正方針には、以下の項目を記載しております。

- ①なぜ新医療センターを建設するのか
- ②新医療センター整備を見据えた経営強化プラン取組の改良点
- ③新医療センター整備基本計画（中間案）の修正

（2）上記のほか、中間案に対して寄せられた懸念に関する検討結果など補足しております。

※修正方針の詳細は、別添資料のとおり。

新医療センター整備基本計画の修正方針について

令和7年1月

この資料は、新医療センター整備基本計画に関し、令和6年8月に公表した中間案に対する意見を踏まえ、その修正の方向性をお示しするものです。

市では、この資料により議論を深め、今後策定する基本計画修正案の検討を進めてまいります。

【ご注意】

本資料では、複合施設である新医療センターのうち病院施設の部分を「新病院」と呼称しています。

奥州市 健康こども部・医療局経営管理部

1 なぜ新医療センターを建設するのか

(1) 地域包括ケアに資する身近な医療の提供 【医療機能】（総合水沢病院を時代に即した病院に転換）

⇒ 軽度急性期から回復期、慢性期までの多機能型の医療の提供、高齢者の特性に応じた救急医療の対応、新興感染症の対応、基幹病院等と連携し不足する領域を補う機能の提供など

(2) 妊産婦サポート、子育て支援、健康寿命を伸ばす取組等の推進 【行政機能（保健系）】

⇒ 産婦人科領域の相談・プレコンセプションケア・行政手続き・産前産後ケア窓口の一元化、フレイル対策、ヘルスケアの推進、予防医療の推進など

(3) 市としての地域医療行政の推進拠点として 【行政機能（医療系）】

⇒ 地域包括ケア、へき地医療、在宅医療などの地域医療施策、医療介護連携の強化施策、医療機関の人・情報のネットワーク強化、民間クリニック等への医療DX導入の支援など

(4) 市立医療施設の効率的な運営の司令塔として 【管理機能】

⇒ 環境変化に応じた市立医療施設の機能分化・連携強化の推進、効率化のための市立医療施設総体のヒト、モノ、カネ、情報のコントロールなど

- 県内の他圏域と比べれば、病床数が多すぎるとまでは言えず、救急対応や感染症対応の観点からも、水沢病院の維持が必要です。
- 現水沢病院の建物は、老朽化や耐震性能が低いという問題があり、早期の抜本的対策が必要です。
- 市立病院が果たす役割を今後も持続させるためには、新医療センターの整備が必要と考えます。

【地域医療構想における病床充足率】 【救急搬送件数】

圏域	2025 見込量 A	2025 必要数 B	充足率 (A/B)	医療機関	R5
盛岡	5,738	5,185	110.7%	胆沢病院	3,544
岩手中部	1,587	1,376	115.3%	総合水沢病院	822
胆江	1,211	1,198	101.1%	江刺病院	550
両磐	1,065	881	120.9%	奥州病院	302
気仙	447	370	120.8%	石川病院	31
釜石	699	549	127.3%	まごころ病院	234
宮古	563	472	119.3%	その他	538
久慈	348	354	98.3%	合計	6,021
二戸	378	291	129.9%		

【出典】 左 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080850.html>
右「消防年報（令和6年版）」奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部

2 新医療センター整備を見据えた経営強化プラン取組の改良点

項 目	改良前の指摘	改良点
1) 市立医療施設の連携強化	・ 具体的な活動イメージがわからない	○ 施設間の診療応援の活性化 ・ 応援された側で費用負担する調整ルールを新設。 ○ 医療技術職の業務調整の一元化 ・ 診療所に専任の放射線技師を置かず病院から一元的に派遣する仕組みを現在一部で試行中。 ○ 将来ビジョンの検討を開始（年度末までに結論を出す予定） ・ 全体の将来像、各施設の強みを発揮できる枠組み、医療スタッフ全体の最適配置、人口減少した際の医療資源の集約方法（サテライト化、無床化の検討など）、施設間の病床機能等の分担の見直し、運営体制の一元化など
2) 医師確保策の具体化	・ 医師確保に説得力がない	○ 新たな常勤医師の確保 ・ 令和7年4月から整形外科医1名が着任（効果については後述） ○ 東北医科薬科大学との連携強化 ・ 水沢病院が奨学金制度の調整先に。総合診療医、整形外科医確保に道筋。 ・ また、令和7年度から水沢病院が特別連携施設となり研修医の受入先に。 ○ 新たなコネクションの開拓 ・ 市メディカルアドバイザーの助言を活かした他大学等との関係構築。 ・ 市役所職員の人脈を活用した地元出身医師等へのアプローチ。
3) 収支改善策の具体化	・ 水沢病院の収支をどのように改善していくのか見えにくい	○ 整形外科医の着任に伴う増収 ・ 年間約120～175百万円。入院患者：1日当たり7～9人の増（病床利用率で7.4%～9.5%相当）、外来患者：同17人～24人の増、手術件数：年間100件前後。また、これに伴いリハビリ体制も充実。 ○ 救急車対応増、健診拡大、MRIの利用促進、連携パス等の転院患者増・計約22.7百万円の収入増。 ○ 外部委託による経費削減 ・ 例えばプラズマ滅菌器を更新せず外部委託したことで約28百万円の縮減。 ○ 看護体制見直しによる人件費の抑制 ・ 病棟外来一元化等の導入を検討中。職員配置の効率化で人件費増を抑制。

3 新医療センター整備基本計画（中間案）の修正

項 目	修正前の指摘	修正点																																																																																																																											
1) 施設整備規模の精査	・ 許可病床80床に対し20床の余裕を持たせる案は、根拠が甘い	○整備規模は許可病床数に合わせ適正化（100床⇒80床に面積減） ・ 今後の患者数減少を見据え、余裕を持たせる必要はないと判断。 ・ あわせて、コミュニティ施設も精査し面積を5%減。																																																																																																																											
2) 医師確保策の具体化	・ 医師がいなければ、病院は運営できない	○経営強化プランの取組（前頁（2）に同じ）を継続 ・ 大学との連携強化策や新たなコネクションの活用で医師確保を図る。																																																																																																																											
3) 概算整備費の精査	・ 建設単価は今後も上昇するのではないかと ・ 関連経費も含む全体事業費を示すべき	○建設コストを精査し概算整備費を修正 ・ 将来の単価上昇を加味したほか、さらに面積減も反映させると、修正後の概算整備費は13.7億円の増、将来の実質負担額は9億円の増。（単位：億円） <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="3">中間案の数値</th><th rowspan="2">経費増 (修正前) 計</th><th colspan="3">修正後（経費増+面積減）</th></tr><tr><th>新病院</th><th>コミュニティ施設</th><th>計</th><th>新病院</th><th>コミュニティ施設</th><th>計</th></tr><tr><td>建設工事費</td><td>58.1</td><td>16.9</td><td>75.0</td><td>87.6</td><td>62.7</td><td>20.5</td><td>83.2</td></tr><tr><td>外構工事費</td><td>3.4</td><td>1.0</td><td>4.4</td><td>6.6</td><td>5.0</td><td>1.6</td><td>6.6</td></tr><tr><td>設計監理費</td><td>3.1</td><td>0.9</td><td>4.0</td><td>5.9</td><td>3.3</td><td>2.6</td><td>5.9</td></tr><tr><td>医療機器・備品</td><td>8.0</td><td>0.2</td><td>8.2</td><td>8.2</td><td>8.0</td><td>0.2</td><td>8.2</td></tr><tr><td>システム導入費</td><td>2.0</td><td></td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td></td><td>2.0</td></tr><tr><td>移転運搬費ほか</td><td>1.8</td><td>0.6</td><td>2.4</td><td>3.9</td><td>2.9</td><td>0.9</td><td>3.8</td></tr><tr><td>概算整備費</td><td>76.4</td><td>19.6</td><td>96.0</td><td>114.2</td><td>83.9</td><td>25.8</td><td>109.7</td></tr><tr><td rowspan="3">財 源</td><td>国庫補助金</td><td>12.0</td><td>6.1</td><td>18.1</td><td>20.3</td><td>12.0</td><td>8.0</td><td>20.0</td></tr><tr><td>地方債</td><td>59.6</td><td>11.9</td><td>71.5</td><td>85.8</td><td>66.3</td><td>15.5</td><td>81.8</td></tr><tr><td>一般財源</td><td>4.8</td><td>1.6</td><td>6.4</td><td>8.1</td><td>5.6</td><td>2.3</td><td>7.9</td></tr></table> <table><tr><th>区 分</th><th>将来負担 (地方債額)</th><th>元利償還A</th><th>財政支援B (交付税措置)</th><th>実質負担額 (A-B)</th><th colspan="2">※（）内は1年当たり</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><th>一般会計</th><th>病院事業会計</th></tr><tr><td>中間案</td><td>71.5</td><td>96.7</td><td>32.2</td><td>64.5</td><td>29.2（1.0/年）</td><td>35.3（1.2/年）</td></tr><tr><td>修正後</td><td>81.8</td><td>110.8</td><td>37.3</td><td>73.5</td><td>34.2（1.1/年）</td><td>39.3（1.3/年）</td></tr></table>	区 分	中間案の数値			経費増 (修正前) 計	修正後（経費増+面積減）			新病院	コミュニティ施設	計	新病院	コミュニティ施設	計	建設工事費	58.1	16.9	75.0	87.6	62.7	20.5	83.2	外構工事費	3.4	1.0	4.4	6.6	5.0	1.6	6.6	設計監理費	3.1	0.9	4.0	5.9	3.3	2.6	5.9	医療機器・備品	8.0	0.2	8.2	8.2	8.0	0.2	8.2	システム導入費	2.0		2.0	2.0	2.0		2.0	移転運搬費ほか	1.8	0.6	2.4	3.9	2.9	0.9	3.8	概算整備費	76.4	19.6	96.0	114.2	83.9	25.8	109.7	財 源	国庫補助金	12.0	6.1	18.1	20.3	12.0	8.0	20.0	地方債	59.6	11.9	71.5	85.8	66.3	15.5	81.8	一般財源	4.8	1.6	6.4	8.1	5.6	2.3	7.9	区 分	将来負担 (地方債額)	元利償還A	財政支援B (交付税措置)	実質負担額 (A-B)	※（）内は1年当たり							一般会計	病院事業会計	中間案	71.5	96.7	32.2	64.5	29.2（1.0/年）	35.3（1.2/年）	修正後	81.8	110.8	37.3	73.5	34.2（1.1/年）	39.3（1.3/年）
区 分	中間案の数値			経費増 (修正前) 計	修正後（経費増+面積減）																																																																																																																								
	新病院	コミュニティ施設	計		新病院	コミュニティ施設	計																																																																																																																						
建設工事費	58.1	16.9	75.0	87.6	62.7	20.5	83.2																																																																																																																						
外構工事費	3.4	1.0	4.4	6.6	5.0	1.6	6.6																																																																																																																						
設計監理費	3.1	0.9	4.0	5.9	3.3	2.6	5.9																																																																																																																						
医療機器・備品	8.0	0.2	8.2	8.2	8.0	0.2	8.2																																																																																																																						
システム導入費	2.0		2.0	2.0	2.0		2.0																																																																																																																						
移転運搬費ほか	1.8	0.6	2.4	3.9	2.9	0.9	3.8																																																																																																																						
概算整備費	76.4	19.6	96.0	114.2	83.9	25.8	109.7																																																																																																																						
財 源	国庫補助金	12.0	6.1	18.1	20.3	12.0	8.0	20.0																																																																																																																					
	地方債	59.6	11.9	71.5	85.8	66.3	15.5	81.8																																																																																																																					
	一般財源	4.8	1.6	6.4	8.1	5.6	2.3	7.9																																																																																																																					
区 分	将来負担 (地方債額)	元利償還A	財政支援B (交付税措置)	実質負担額 (A-B)	※（）内は1年当たり																																																																																																																								
					一般会計	病院事業会計																																																																																																																							
中間案	71.5	96.7	32.2	64.5	29.2（1.0/年）	35.3（1.2/年）																																																																																																																							
修正後	81.8	110.8	37.3	73.5	34.2（1.1/年）	39.3（1.3/年）																																																																																																																							
		○参考値として周辺道路整備費と現病院撤去費を追加 ・ 概算で周辺道路整備費が3.5～7.8億円、現病院撤去費が16.7～22.9億円。																																																																																																																											

項 目	修正前の指摘	修正点
4) 整備推進に当たってのステージ管理（追加）	・ 詳細がわからないと計画が妥当か判断できない	○計画内容については基本設計などの各ステージでも再度検証 ・ 基本計画で全てが決まるわけではなく、基本設計や実施設計の各ステージで内容を再度検証し、必要があればその都度修正。 ・ 建設単価が今後想定以上に上昇した場合なども、このステージ管理の中で調整し、整備内容を見直すなど事業費の圧縮などに努める。
5) 新病院の資金繰り	・ 収支が示されておらず新病院が持続可能か判断できない	○病床利用率89.0%以上を維持し経営資金を確保 ・ 開院後10年間にわたり経営資金を枯渇させないためには、病床利用率89.0%の維持が必要。これを目的に持続可能な経営を目指す。

【別表】新病院の資金収支シミュレーション（病床利用率89.0%で試算）

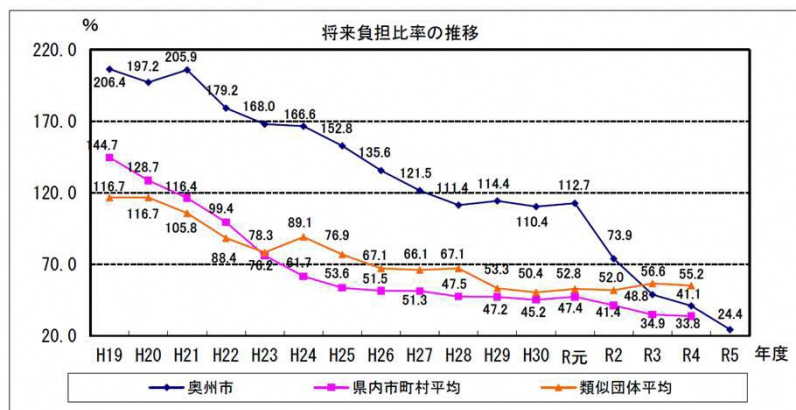
（単位：百万円）

項 目		2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039
		R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
収益的収支 （現金分）	収入額	2,868.6	2,851.3	2,835.9	2,818.6	2,802.7	2,784.0	2,768.2	2,752.4	2,736.7	2,722.8
	支出額	2,738.2	2,734.8	2,731.8	2,728.2	2,724.2	2,711.0	2,703.7	2,696.4	2,689.1	2,682.2
	差引額（A）	130.3	116.5	104.1	90.3	78.5	73.0	64.5	56.0	47.5	40.6
資本的収支	収入額	25.6	25.6	25.9	40.2	85.3	118.6	118.6	118.6	118.6	118.6
	支出額	51.2	51.2	51.7	80.5	170.6	237.1	237.1	237.1	237.1	237.1
	差引額（B）	-25.6	-25.6	-25.9	-40.2	-85.3	-118.6	-118.6	-118.6	-118.6	-118.6
資金収支額（A + B）		104.8	90.9	78.3	50.1	-6.8	-45.6	-54.1	-62.5	-71.0	-77.9
累計額（期末資金残高）		104.8	195.7	273.9	324.0	317.3	271.7	217.6	155.1	84.1	6.1

【試算条件】入院：71.2人/日、平均日数15.0日、外来：300人/日、繰入金は水沢病院と同基準、患者数は人口減に合わせ逡減（100→93%）、持込資金はゼロで試算。

※ 資本的収支とは…投下資本の増減に関する取引に基づくもの。支出は建設改良費（リース資産取得費）や病院事業償還元金など。収入は一般会計出資金など。

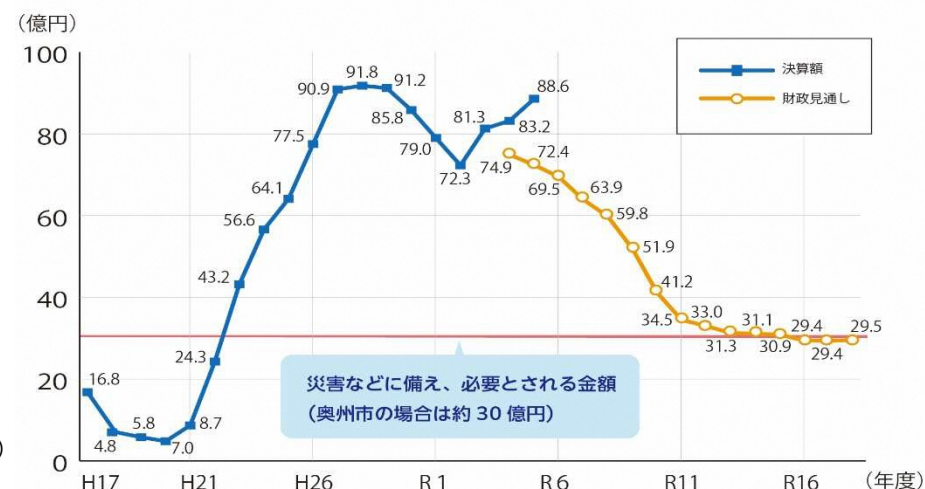
項 目	指摘事項	説明事項
【追加説明】 ○市の財政状況	・人口減少で市税も減るのではないかと ・新病院は市財政を圧迫するのではないかと	○ 市税など市の歳入は必ずしも人口に比例しない - 企業誘致による法人市民税や固定資産税の増、ふるさと納税増等のため。 - 市財政は、①将来負担比率（市の財政規模に対する借金の割合）と②財政調整基金の残高（市の貯金残高）の判断基準でチェックしていく。 ○ 新病院の建設費や繰出金はすでに財政見通しに反映済 - 繰出金（年間15億円）と病院建設費（100億円）を支出しても、健全財政の維持は可能。



※ 将来負担比率の公表は平成 19 年度からとなっています。
※ 平成 27 年度は、数値修正があったため、総務省で公表している数値とは一致しません。

出典：（上）奥州市財政白書＜令和 5 年度決算＞（令和 6 年 9 月暫定版）
（右）市の決算及び財政見通しから独自作成

財政調整基金残高の推移（財政見通し期間令和 18 年度まで）



＜おわりに＞

現在の総合水沢病院は、確かに経営面や医師確保の面での課題があります。しかし、市内で最も人口の多い水沢地域から市立病院がなくなったら、どうなるでしょうか。

市としては、市民が安心できる医療体制を確保するため、市立病院の継続が必要だと考えておりますし、そのためには、新医療センターを新たに整備し、地域医療の課題にも対応していかなければなりません。

医療関係者におかれましては、新医療センターの整備も含め、地域医療に関する様々な課題解決にご協力を賜りますようお願いいたします。

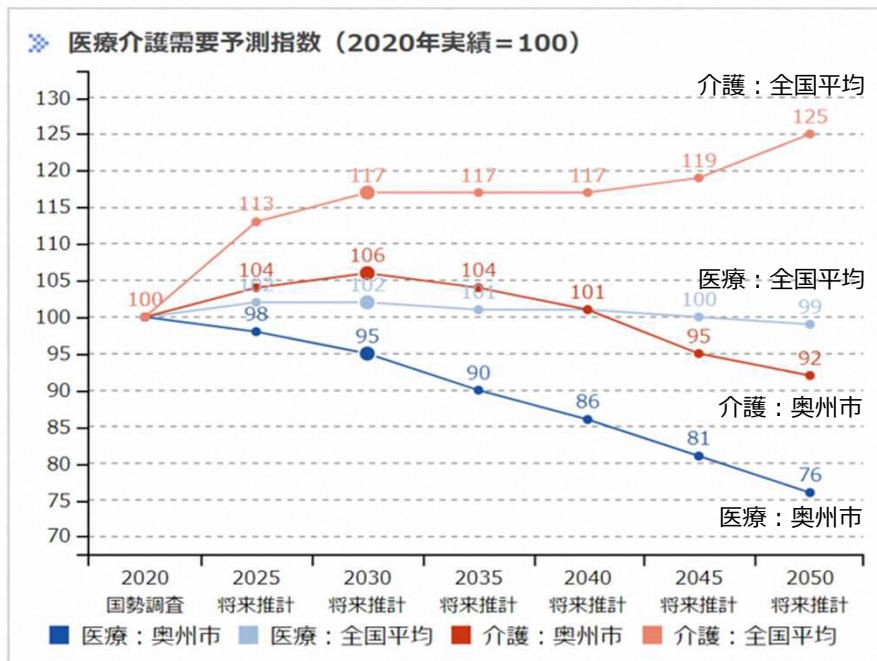
補足資料

〔補足1〕人口推計・医療需要の将来予測

○奥州市の人口推計

	総人口	生産年齢人口 (15-64)	後期高齢者	85歳以上
2020 (R2)	112,937	60,288	21,787	8,455
2025 (R7)	105,442	55,119	23,029	8,900
2030 (R12)	97,749	50,707	23,730	8,471
2035 (R17)	90,363	46,367	23,527	9,453
2040 (R22)	83,273	40,795	22,609	10,123
2045 (R27)	76,276	35,495	21,203	9,933
2050 (R32)	69,375	30,978	20,801	9,283
R2-R32 比較	▲38.6%	▲48.6%	▲4.5%	9.8%

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（R5推計）」



◆分析1）生産年齢人口の減少が大きく、医療体制確保に不安。

- ・総人口の減で患者も減るが、生産年齢人口減も大きく、医師・医療スタッフの確保がより困難に。
- ・上記の影響で、市内の民間のクリニックや病院の体制も将来的に縮小する懸念。

⇒ 安定的かつ持続可能な地域医療体制の構築が必要

◆分析2）後期高齢者は横ばい。85歳以上はむしろ増加。

- ・複数の慢性疾患を抱え、医療と介護の複合的なニーズを抱えた高齢者が増加。
- ・高齢者の特性に応じた医療（回復期、在宅医療等）の需要増。
- ・長寿化、独居化に伴う市民の健康不安、生活不安の増大。

⇒ 地域包括ケアの充実が必要

⇒ 高齢者の特性に応じた医療（※）の提供が必要

※ 複合的な疾患の療養などを支援する「生活を支える医療」が今後ますます重要に。

⇒ 健康寿命を伸ばすための取組（フレイル対策など）が必要

◆分析3）人口減少・少子化の進展による若者の減少

- ・まちの活力が低下し、さらに若者離れを引き起こす負のスパイラルの懸念。

⇒ 妊産婦ケア・子育て支援拡充など少子化対策の充実が必要

〔補足2〕総合水沢病院の経営改善策

- 令和7年度以降は整形外科医着任などで、毎年170.7～225.7百万円の収支改善（R5対比）が期待できる状況。

○収入改善策の試算

（単位：百万円）

№	改善事項	改善内容	効果額
1	整形外科医の着任	・入院患者数 7人～9人増/日 （病床利用率7.4%～9.5%相当） ・外来患者数 17人～24人増/日 ・手術件数（年間）100件前後	120 ～175
2	救急車の対応台数増	・年間受入50件増で入院12人増（1/4） ・12人×@40千円×18.6日（平均日数）	8.1
3	健診の拡大	・一般健診の拡大（週3→週4） ・200人×@2万円＝経費約1.8百万円	2.2
4	MRIによるがん検診の利用促進	・全身がん検診 月5件増 ・無痛乳がん検診 月10件（新規）	3.6
5	連携バス（基幹病院）・リハビリ目的（個人）の転院患者数増	・県病からの連携バス増（年間5件） ・リハビリ目的の転院増（年間5件） ・患者1人当たり約100万円の収入増	8.8
計			142.7 ～197.7

○経費削減策の試算

（単位：百万円）

№	改善事項	改善内容	効果額
1	プラズマ滅菌器の業務委託	・医療機器を更新せず外注化	28

○このほか、病棟外来一元化等による職員配置の効率化を検討中。

〔補足3〕奨学金養成医師の義務履行状況

- 県や国保連と連携しながら、安定的な養成医師の確保に取り組んでいる。

(1) 奥州市医師養成修学資金貸付事業

現在事業を活用している奨学生…12名

義務履行中の医師…3名（うち常勤2名、週1回診療応援1名）

※ 現在、本事業を活用している12名の奨学生が今後順次義務履行により着任する見込み。

(2) 岩手県奨学金養成医師の配置

義務履行…市立医療施設 3名

※ 岩手医大、国保連、県医療局及び岩手県が締結した「奨学金養成医師の配置調整に関する協議」に基づき、県内の公的基幹病院等に県3制度の養成医師が配置されている。

〔補足4〕地域医療構想を踏まえた病床機能

- 新病院の病床機能別の病床数は、次表のとおりとし、軽度な急性期等を含む多機能的な医療を提供する。また、病床数を減らすことで地域医療構想との整合を図る。

区分	時期	急性期	回復期	慢性期	休床	計
水沢病院	2025見込数	20	75		50	145
新病院	開院時	20	60			80

- なお、「新たな地域医療構想」の検討が始まっており、2027年度から順次開始される予定。

※ 25年度に国でガイドライン作成、26年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等、28年度までに医療機関機能に着目した協議等（R6.12.18厚生労働省公表の検討会とりまとめ資料より）

- 新病院の医療機関機能についても、この新たな構想の中で、あらためて協議・検証していただく予定。

〔補足５〕県立江刺病院との統合に関する検討結果

（１）市の基本的考え方

- ・ 5つの市立医療施設については、各地域で身近な医療を提供することを基本とし、それぞれの地域に拠点を置く分散型の医療体制を維持する考え。
- ・ ただし、ただ残すのではなく、医療需要の縮小や医療スタッフ減少などの変化に応じ、相応の役割分担と連携強化を図る想定。

※ この方針（将来ビジョン）を令和6年度末までに決定する予定。

（２）県との協議の状況

- ・ 市の新医療センター建設準備室で令和6年10月3日に県の医療政策室を訪問し経緯等を説明。
- ・ 県の医療政策室からの助言内容（要旨）は、次のとおり。
 - ◆ 県立江刺病院を廃止する考えはない。
 - ◆ 医療政策室として市立病院との統合が必要とは考えていないが、市側からそのような申し出があれば、協議に応じることは可能。
 - ◆ 先ずは、市として、統合が必要と考えるか否かをご判断いただきたい。
- ・ また、県知事答弁（令和6年10月18日決算特別委員会）でも、「病院の統合再編については、各病院の開設者からの要請に応じて議論を行っていく必要がある」「市町村の病院設置、運営は高度な自治の問題。民主的な手続きで県に何か申し出てきた場合は、正面から受け止めたい」旨の発言。

（３）上記を踏まえた市の判断

- ・ 市では分散型の医療拠点を維持する方針であり、これと同じ考え方により、市立病院と県立江刺病院との統合は考えない。

〔補足６〕周辺道路整備費、現病院撤去費の詳細

○周辺道路整備費（概算）※ 道路事業として一般会計で負担

区分	周辺環境整備の内容	整備費
最小額	・ 西側道路の右折レーン設置 ・ 南側道路の出入口設置 ・ 新医療センターへの案内標識設置（15か所）	3.5億円
最大額	上記に加え、 ・ 南側道路の拡幅（2車線化） ・ 西側道路の左折レーンの追加設置 など	7.8億円

○現病院撤去費（概算）

区分	撤去費の条件	費用額
最小額	・ 廃材のアスベスト処理の少量である場合（概ね施設全体の50%）	16.7億円
最大額	・ 廃材のアスベスト処理が大量である場合	22.9億円

※ この費用は、新病院の建設とは関係なく生じるものであること。

※ 跡地活用については、別事業として整理するものであること。

〔補足７〕当面のスケジュール（最短の場合）

時 期	内 容
2月24日 (月・振替休日)	「(仮)新医療センターを考えるシンポジウム」開催 開始：午後1時30分（予定） 会場：奥州市文化会館（Zホール）大ホール 内容：基調講演、パネルディスカッション
2月下旬	・ 基本計画修正案の公表、 ・ パブリックコメント実施（1か月）
3月中旬	・ 市民説明会の開催
3月下旬	・ 基本計画の決定（庁議）
4月以降	・ 基本設計（実施設計の前段階）の検討開始

胆沢西部辺地総合整備計画の変更について

全員協議会説明資料 令和7年1月28日 政策企画部政策企画課

1 経過

(1) 辺地計画策定の趣旨

奥州湖交流館の改修及び辺地計画区域内における奥州市道路整備計画に位置付けられた市道改修に**辺地対策事業債**(※)を活用できるようにするため、「胆沢西部辺地総合整備計画」を策定した。

(2) 計画策定期間

令和6年3月

※辺地対策事業債

いわゆる辺地法に基づき辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的として行われる公共施設の整備等に対して充当できる地方債（充当率100%、元利償還金の交付税算入率80%）

2 計画変更の理由

奥州湖交流館の改修工事について、以下の理由により辺地対策事業債予定額を超えることから、胆沢西部辺地総合整備計画を変更しようとするもの。

①施設内空調設備の増設に伴い、新たにキュービクル(高圧受電設備)の設置が必要となったことから、当該設備工事に係る費用、工期延長による工事監理費等の増額

②物価高騰に伴う工事費全般の増額

3 変更内容

【変更前】計画期間 令和6年度～令和10年度

施設名	総事業費	辺地対策事業債予定額
観光・レクリエーション施設 (奥州湖交流館)	262,600千円	253,100千円
市道	371,322千円	204,300千円
合計	633,922千円	457,400千円

【変更後】計画期間 令和6年度～令和10年度

施設名	総事業費	辺地対策事業債予定額
観光・レクリエーション施設 (奥州湖交流館)	341,374千円 (+78,774)	332,200千円 (+79,100)
市道	371,322千円	204,300千円
合計	712,696千円 (+78,774)	536,500千円 (+79,100)

4 今後のスケジュール

令和7年1月28日	市議会全員協議会
1月下旬	県事前協議結果の通知
2月定例会	市議会への付議、議決
3月中	議決後、県へ計画提出

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

令和7年1月28日 全員協議会資料 健康こども部保育こども園課

1 趣旨

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するため、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として「乳児等通園支援事業」（こども誰でも通園制度）が創設される。

令和7年度から、児童福祉法上「乳児等通園支援事業」（補助事業）として位置付けられ、令和8年度からは、同法に基づく新たな給付として全国の自治体で実施されることとなるが、当市では、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、市内で事業を実施する認可事業者に対し、令和7年度から実施を可能とし補助金を交付するもの。

2 事業概要

『乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準』に基づいて事業を実施する私立の認可事業者に対して、対象児童を受け入れた場合に補助金を交付するもの。

(1) 補助金額等

- ・こども一人1時間当たり
0歳児：1,300円 1歳児：1,100円 2歳児：900円
（国の基準どおり）

(2) 対象となるこども

- ・0歳6カ月～満3歳未満（保育所等に入所している者を除く）※就労等の要件を問わない

(3) 利用可能時間

- ・こども一人当たり 月10時間（国の基準どおり）

(4) 対象となる事業者等

- ・市の認可を受けた認可保育所等を運営する事業者
- ・人員配置や設備の基準は市条例に定める。

(5) 事業開始時期

令和7年4月1日

3 一時預かり事業との相違点

	一時預かり事業	乳児等通園支援事業
利用要件	保護者の疾病、入院、冠婚葬祭などの理由により、家庭での保育が困難な場合に利用が可能。	特になし。
利用時間	施設によって異なる。	月10時間を上限とする。
利用料	施設によって異なる。	1時間300円を基本に施設で設定する。

4 予算

令和7年度予算

【歳出】 乳児等通園支援事業費補助金 3,060,000円

※一月あたり0歳児14人、1歳児5人、2歳児2人の利用を想定

【歳入】 子ども・子育て支援交付金 補助率3/4

※子ども・子育て支援交付金による財政支援は令和7年度限り。

令和8年度からは「乳児等のための支援給付」が創設され、子ども・子育て支援法に基づく法定の個人給付となる。

5 今後のスケジュール

- 1月
 - ・内閣府令（認可基準等）公布
 - ・子ども子育て会議より意見聴取
 - ・全員協議会
- 2月
 - ・令和7年第1回市議会定例会（市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例）
 - ・実施要綱、補助金交付要綱策定
 - ・認可申請手続き開始
- 4月 事業開始

こども計画について

令和7年1月28日 全員協議会資料 健康こども部こども家庭課

1 計画策定の趣旨

令和5年4月1日に施行されたこども基本法において、市町村は国のこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市におけるこども施策についての計画（市町村こども計画）を定めるよう努めるものとされていることに基づき、「奥州市こども計画」を策定するもの。

2 計画の内容

こどもに関する計画として、第2次奥州市子どもの権利に関する推進計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）及び第2期奥州市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）が策定されていますが、今回策定するこども計画は、この2つの計画を改定したうえで横串を刺し、これらの計画を一体のものとして、奥州市こども計画を構成するものとします。

3 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間
※構成する2つの計画も同じ計画期間

4 スケジュール

令和7年1月 全員協議会
2月 パブリックコメント
3月 子どもの権利推進委員会
子ども・子育て会議
計画策定

奥州市こども計画

（自治体こども計画 根拠法令：こども基本法）

第3次奥州市こどもの権利に関する推進計画

（根拠条例：奥州市子どもの権利に関する条例）

第3期奥州市子ども・子育て支援事業計画

（根拠法令：子ども・子育て支援法）

第3次奥州市こどもの権利推進計画（素案）及び第3期奥州市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

第3次こどもの権利推進計画（素案）の概要

〈基本理念〉

「全てのこどもがいいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、幸せな人生を送ることができるまち」

〈基本目標〉

- 「自分の良さを認めることのできる心を育みます」
- 「こどもが参画できる機会を増やします」
- 「相手を思いやる気持ちを育てます」
- 「こどもの権利に対する意識を高めます」

基本目標を達成するための取り組み

- ・親子のふれあい推進
- ・親が自信をもって子育てができる環境づくり
- ・地域におけるこどもの活動の充実
- ・学校におけるこどもの自主的な活動の推進
- ・こども自身のこどもの権利に関する学びの支援
- ・こどもの権利に関する普及啓発及び学びの支援

これらを通じて、こどもの権利の擁護、仕事と育児や介護の両立支援、こども・若者の意見表明・社会参画・居場所づくり、こどもの貧困対策、ひとり親家庭への支援を目指します。

推進する事業については、児童虐待防止に関する取組や、家庭相談、見守り活動、引きこもり相談やヤングケアラーの理解促進などを追記しました。

こどもの権利に関する普及啓発を通じて、保護者、学校などの教育施設、地域住民、事業者の責務を果たしながら連携し、奥州市全体でこどもたちを支援する体制づくりを目指します。

第3期子ども・子育て支援事業計画（素案）の概要

〈基本理念〉

「子育て家庭と地域全体で育もう未来に輝く 奥州っ子」

〈基本目標〉

- 「一人一人の子どもの健やかな育ちを応援するしくみづくり」
- 「安心して子どもを産み喜びを持って子育てができるためのしくみづくり」
- 「子どもの育ちと子育て家庭を地域みんなが支えるしくみづくり」

基本目標を達成するための取り組み

- ・小学校就学前教育・保育の充実
- ・児童の健全育成の推進
- ・親子の健康の維持・増進
- ・子育て家庭への支援の充実
- ・地域における子育て支援の充実
- ・社会的な支援を必要とする子ども・家庭への支援

子育て家庭の保護者のニーズ調査により、子育ての現状や今後の子育て支援にかかる意向を把握し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及びその他業務の円滑な実施に関する計画です。今後の起債事業の活用に向けて、児童福祉施設及び子育て関連施設の整備改修について追記しました。

近年の社会潮流や子どもを取り巻く現状を踏まえ、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、きめ細かく、切れ目のない子ども・子育て支援環境の充実に取り組みます。

第3次 奥州市

子どもの権利に関する推進計画（素案）

令和 年 月

奥州市

～目次～

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の理由	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	2
第2章 現状と課題	4
1 第2次推進計画の評価	4
2 実態・意識調査から見るこどもの現状	8
3 課題	10
第3章 基本理念及び基本目標	12
1 基本理念	12
2 基本目標	12
第4章 推進施策	15
基本目標1 自分の良さを認めることのできる心を育みます	15
基本目標2 こどもが参画できる機会を増やします	16
基本目標3 相手を思いやる気持ちを育てます	17
基本目標4 こどもの権利に対する意識を高めます	18
第5章 計画の推進と評価	19
1 計画の推進体制	19
2 計画の評価・検証	19
資料編	20
奥州市子どもの権利に関する条例	21
奥州市子どもの権利に関する実態・意識調査概要	26
奥州市こどもの権利に関するアンケート調査	27
こどものアンケート結果一覧	37
大人のアンケート結果一覧	42

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の理由

奥州市では、1989年（平成元年）に国際連合の総会で採択された「児童の権利に関する条約」（日本は1994年に^{※1}批准）の趣旨を踏まえ、「奥州市子どもの権利に関する条例（以下、「権利条例」といいます。）」を定め、平成24年4月に^{※2}施行しました。

この権利条例の目的「全ての子どもがいきいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、幸せな人生を送るため、子どもの権利を保障すること」を踏まえ、こどもの権利を保障するための取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目指して、平成26年3月「奥州市子どもの権利に関する推進計画（以下、「第1次推進計画」といいます。）」を策定し、平成31年3月まで推進してきました。

第2次推進計画は令和2年3月に策定し、令和2年度から令和6年度までの5年間、取り組んでまいりました。これまでの取り組みや検証結果を踏まえ、第3次推進計画を策定するものです。

※1批准…条約を国が承認すること

※2施行…法令の効力が発生すること

《奥州市子どもの権利に関する条例》

（目的）

第1条 この条例は、全ての子どもがいきいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、幸せな人生を送るため、子どもの権利を保障することを目的とします。

2 計画の性格

この計画は、権利条例第20条の規定に基づき、条例の目的であるこどもの権利の保障を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、奥州市の取り組みを示すとともに、保護者、保育所や幼稚園などのこどもが育ち・学ぶ施設の関係者、地域住民、事業者^{※3}におけるこどもの権利を保障するための取り組みを推進する性格を有するものです。

※3事業者…企業や雇用者など、事業を営む人

《奥州市子どもの権利に関する条例》

（推進計画の策定等）

第20条 市は、この条例を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる取組を行うための推進計画を策定します。

- (1) 子どもの権利に関する情報の発信及び啓発
- (2) 子どもの権利に関する学習の機会の確保
- (3) 子どもの置かれている現状を把握するための取組
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの権利を保障するための取組

また、この第3次計画は、子ども・子育て支援事業計画を関連計画として位置づけ、子ども・子育て支援事業計画と本計画を一体として奥州市こども計画とするものです。この第3次計画は、第2次推進計画で推進してきた各施策はもとより、こどもが利用する施設の整備に関する計画や環境整備に関する計画も含めて、こども基本法第10条に規定される市町村こども計画として策定するものです。（次ページ図のとおり）

奥州市こども計画は、国のこども大綱、岩手県が策定するいわて子どもプランを勘案します。これにより、こどもの権利の保障の推進とともに、奥州市のこども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、こどもの貧困対策等の一体的な推進を図ります。

こども基本法

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的に策定。令和5年4月施行。

こども大綱

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指し、令和5年12月22日に閣議決定された。こども基本法第9条に規定されている。

いわて子どもプラン

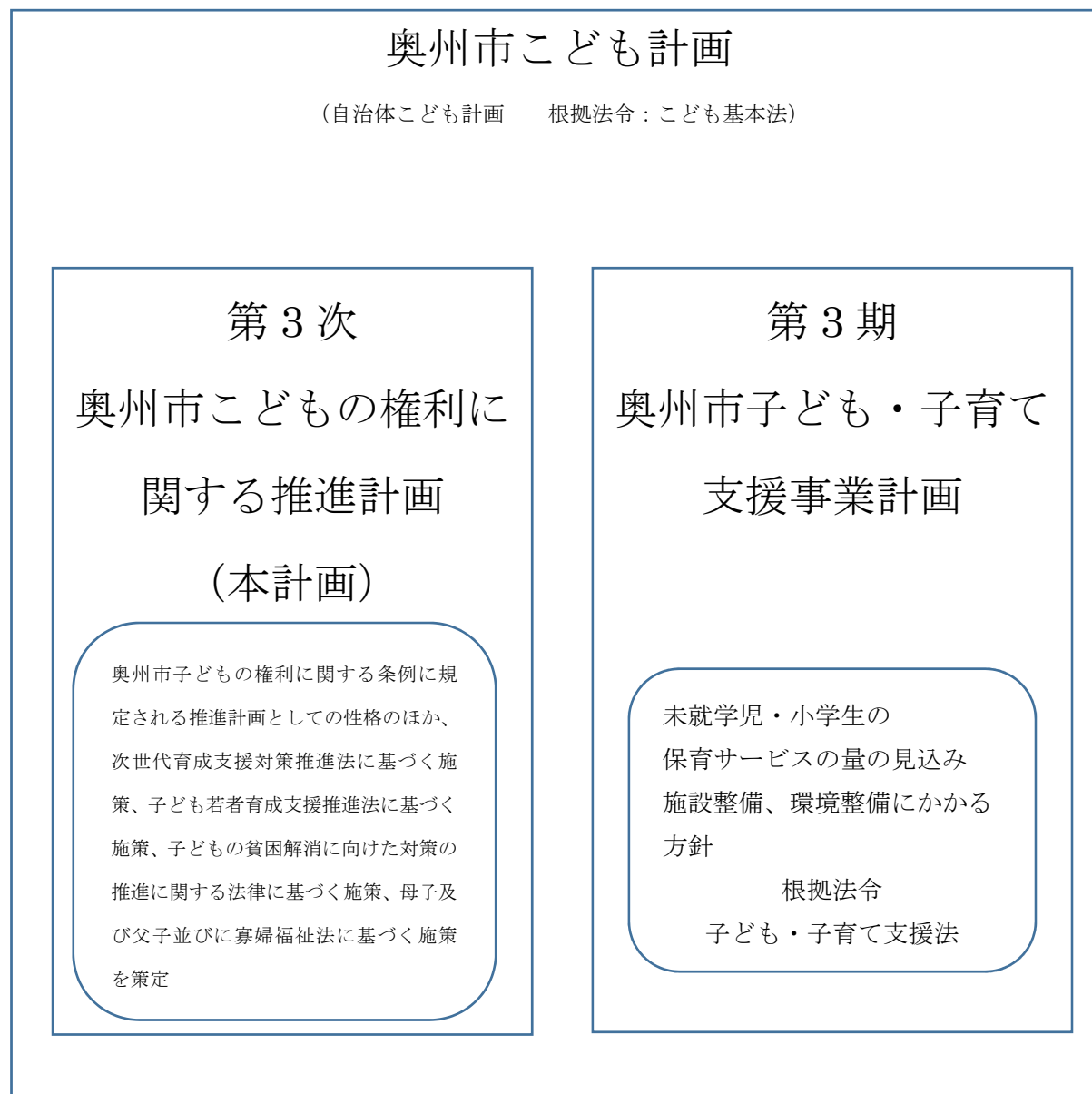
いわての子どもを健やかに育む条例に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」として具体的な推進方策等を明らかにするもの。令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間の計画。

こどもの表記について

こども基本法第2条において、「こども」とは、心身の発達の過程にある者と定義をされています。同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしていることから、こども基本法第10条に規定される市町村こども計画の性格をもつ本推進計画は、法令に根拠がある語を用いる場合、固有名詞を用いる場合など特別な場合を除き平仮名表記の「こども」を用います。

3 計画の期間

令和7年度から令和11年度（令和7年4月1日～令和12年3月31日）までの5年間とします。



奥州市子どもの権利に関する推進計画、子ども子育て支援事業計画とも、令和6年度に年次改定を迎えるにあたり、両計画を併せてこども基本法に基づく自治体こども計画とするもので、国のこども大綱、県のいわて子どもプランの趣旨を参酌しつつ、関連する市の部門別計画と連携を図ります。

計画の策定にあたっては、こどもや子育て中の親を対象にアンケート調査を行い、パブリックコメントで広く市民の意見をいただきそれぞれの計画に反映しています。

第2章 現状と課題

1 第2次推進計画の評価

令和2年3月に策定した第2次推進計画は、令和6年度までを計画期間とし、「全ての子どもがいきいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、幸せな人生を送ることができるまち」を基本理念として掲げ、4つの基本目標のもと、個別の事業や取組など総合的な施策を展開しました。

(1) 第2次推進計画の主な取組及び成果指標の達成状況

基本目標1	自分の良さを認めることのできる心を育みます
-------	-----------------------

推進施策	自己肯定感を高める子育て環境を推進します
------	----------------------

具体的な内容

① 親子のふれあい推進

親子関係がより豊かなものになるように、遊びや読書など、親子でふれあう機会を積極的に創出するとともに、自分が大切にされていると子どもが感じられるよう、ほめる・認める子育てを推進しました。

主な取り組み	地域子育て支援拠点事業、ブックスタート、 家庭の日、朝食デイ、奥州市家庭読書の日の普及啓発、 各種教室・健診等を通じた保健指導及び支援、 妊産婦のメンタルヘルスケア、家庭訪問、ほめる子育ての推進
--------	--

② 親が自信を持って子育てできる環境づくり

父親、母親が自分に自信を持って子育てができるような環境づくりを進めるとともに、協力して出産・育児に臨む意識づくりを進めました。

主な取り組み	子育て支援センター事業、家庭訪問、各種相談事業、パパママセミナー、 男女共同参画推進事業、企業における子育て支援の普及啓発 夫婦が相互に認め合う意識づくりの推進
--------	--

【指標】「自分には良いところがある」と思っているこどもの割合

平成24年度 実績値	令和元年度 実績値	令和4年度 実績値	令和6年度 目標値	令和6年度 実績値
—	58.4	53.2	70.0	60.4

基本目標 2 子どもが参画できる機会を増やします

推進施策 子どもの主体性に配慮した取り組みを推進します

具体的な内容

① 地域における子どもの活動の充実

子どもを地域の一員として大切にし、地域行事や奉仕活動、体験活動に参加しやすい雰囲気をつくるなど、子どもの活動機会や活動の場の拡大に努めました。

主な取り組み 教育振興運動の推進、地域主体の取り組みにおける子どもの参加、子ども会活動、ジュニアリーダー活動

② 学校における子どもの自主的な活動の推進

学校における子どもの自主的な活動を推進し、自己の素質や能力などを発展させる機会の創出に努めました。

主な取り組み キャリア教育、総合的な学習の時間、児童会・生徒会活動、学級活動等の特別活動の推進

【指標】「周りの大人に、自分の考えや思いを言うことができる」と思っているこどもの割合

平成24年度 実績値	令和元年度 実績値	令和4年度 実績値	令和6年度 目標値	令和6年度 実績値
73.8	71.6	70.7	80.0	77.0

【指標】「友だちに、自分の考えや思いを言うことができる」と思っているこどもの割合

平成24年度 実績値	令和元年度 実績値	令和4年度 実績値	令和6年度 目標値	令和6年度 実績値
83.2	78.8	82.6	90.0	81.8

基本目標 3**相手を思いやる気持ちを育てます****推進施策****子ども自身の子どもの権利に関する学びを支援します****具体的な内容****① 子ども自身の子どもの権利に関する学びの支援**

道徳教育や生徒指導などを含むすべての教育活動を通して、自己肯定感や他者を思いやったり助け合ったりする心について学ぶなど、子ども自身の子どもの権利に関する学びを支援しました。

主な取り組み

ボランティア教育、思春期保健講話事業、
子どもの権利に関する子ども向けの普及啓発資料の作成、
思いやりの心を育む道徳教育や生徒指導を充実、
中学生のための命の大切さを考える講演会、孫世代のための認知症講座
人権擁護委員による人権啓発事業、社会福祉協力校

**【指標】「奥州市子どもの権利に関する条例」を知っている、聞いたことがある
こどもの割合**

平成24年度 実績値	令和元年度 実績値	令和4年度 実績値	令和6年度 目標値	令和6年度 実績値
11.8	20.6	10.0	60.0	23.9

基本目標 4 子どもの権利に対する意識を高めます

推進施策 子どもの権利に関する普及啓発に取り組みます

具体的な内容

① 子どもの権利に関する普及啓発及び学びの支援

広報やホームページ、各組織の活動を通して、子どもの権利に対する理解をより深めることができるよう啓発しました。

主な取り組み ホームページ等での普及啓発、人権擁護委員による人権啓発事業、教育振興運動の推進、子育てサポーターの養成と活用

【指標】「家族や友だち、先生など、周りの人から大切にされている」と思っている こどもの割合

平成24年度 実績値	令和元年度 実績値	令和4年度 実績値	令和6年度 目標値	令和6年度 実績値
66.0	78.6	74.3	85.0	83.7

【指標】「奥州市子どもの権利に関する条例」を知っている、聞いたことがある 大人の割合

平成24年度 実績値	令和元年度 実績値	令和4年度 実績値	令和6年度 目標値	令和6年度 実績値
31.7	38.5	34.6	50.0	34.5

(2) まとめ

上記(1)の主な取組をはじめ、第2次推進計画で実施した取組や施策を通して子どもの権利の保障を総合的に進めてきたことで、目標には至らなかったものの各種事業は継続して取り組まれていることから大幅な低下の傾向はなく、一定の成果を生んでいると評価することができます。

しかしながら、「奥州市子どもの権利に関する条例」を知っている、聞いたことがあるこども及び大人の割合の指標については、なお課題が残るものとなっています。

したがって、第3次推進計画においては、第2次推進計画の基本的な考え方を引き続き推進しつつ、国・県のこども政策の変化に対応しながらこどもの権利の保障を一層進めるよう、取り組んでいく必要があると考えられます。

2 実態・意識調査から見るこどもの現状

こどもや保護者の実態・意識を把握し、第3次推進計画を策定する際の基礎資料とするため、令和6年11月に、大人、子どもを対象とした「子どもの権利に関するアンケート調査及び実態・意識調査」を実施しました。

(1) 自己肯定感^{※4}について

「自分のことが好きか」「自分にはよいところがあるか」「周りの人に大切にされているか」「周りの人にどう思われているか気になるか」「人の役に立つことをしたいか」という5つの項目についてたずねたところ、以下のとおりになりました。このうち、「自分のことが好きか」については、「とても好きだ・まあまあ好きだ」と答えた大人が47.9%、こどもは42.0%と、こどもは前回調査時と同様でしたが、大人が5ポイント増えています。

自分のよいところを認めている大人は65.0%、こどもは60.4%となっており、好き・嫌いの感情を抜きにして、自分の良さを認めている姿がわかりました。

※4自己肯定感…ありのままの自分を受け入れ、「自分はかけがえのない存在だ」と思える気持ち

(2) 奥州市への愛着と、欲しい施設

「自分が暮らす奥州市が好きか」という項目については、おとなは51.3%、こどもは67.6%がとても好き・まあまあ好きと答えています。また、「あまり好きではない」「きらい」と答えたのは大人もこどもも7～8%となっています。

また、奥州市に今必要な施設を大人もこどもも「こどもが遊ぶ施設」を求めていること、公園は小学生が、スポーツ施設は中学生・高校生が求めているが、大人になると病院の回答が増えます。

(3) 家族の世話をすることも

「ヤングケアラー」に関する実態を把握するため、新たにアンケートの設問としたものです。「毎日の生活や学校の予定よりも優先して家族の身の回りの世話をしていることがあるか」項目については、小学生が19.3%、中学生が13.8%、高校生は8.1%が「お世話をしていることがある」と回答しました。設問の意味の理解度にもよりますが、1割程度のこどもが、ヤングケアラー予備軍となっている可能性があります。

(4) 悩みの相談

心配ごとや悩みがあるとき相談できるかの項目については、8割程度のこどもが気軽に相談できると回答しています。いっぽうで、悩みがあるときに相談できる人がほしいか、という項目では6割程度が「ほしい」と答えており、相談体制を引き続き整えていく必要があることがうかがえます。なお、「相談できる人」「相談したい人」とも、親、友達が高位を占め、年齢が上がるにつれて友達に相談したいこどもが増える傾向があります。次いで「きょうだい」「学校の先生」「祖父母や親せき」となり、きょうだいが多い環境、親族が多い環境が相談のチャンネ

ルを増やすことがわかります。

また、友だちや大人に自分の考えを言うことができないこどもは「言い方がわからない」「きられなかったり、ばかにされるのがいや」というほか、「がまんすればいいだけだから」という回答も多く、相談の体制の維持や機会の周知は引き続き必要と考えられます。

大人は「子育て、家事と仕事を両立させること」「経済状況」「こどもの進学・進路」にストレスを抱えていること、次いで「親同士・地域などの付き合い」「子育て、家事による睡眠不足や疲労」にストレスを感じているという結果となりました。必要な相談窓口は「秘密が守られる」「問題の解決方法を教えてくれる」「お金がかからないところ」を求めています。

（５）お金と衣食住・総合的な満足度

おこづかいについては、「もらっていない、おこづかいがほしい」が全体の１割未満であり、「もらっているけどもっとほしい」よりも少ない結果となりました。

また、お金に困ったときにどうすればいいか、という項目には「家族に助けてもらう」「一生懸命働く」のほか、困らないように節約する・貯金をするという回答が多く、お金に関しては自ら対処すべきと考えるこどもが多いことがわかりました。

いっぽうで、食事や持ち物が充分でない、と回答するこどももいます。

今回のアンケートでは、衣食住の満足度のアンケートののち総合的な満足度を問う設問を追加しておりますが、年齢が上がるにつれ満足度が低下していく傾向があります。

（６）20年後に大切にしたいこと

こどもは成人年齢に達した頃に、大人は子育てが落ち着いた頃に、どのようなことを大切にしたいか意識を調査しました。

大人もこどもも、一番に大切にしたいことは自分の健康であり、大人は次いで「家族となかよくくらすこと」「自分の働く場所の確保」、こどもは次いで「自分の考えをもつこと」「家族となかよくくらすこと」という結果となりました。また、小学生のこどもは「地域のひとたちとのかわり」、高校生のこどもは「学びつづけること」を回答が増えました。

（７）奥州市子どもの権利に関する条例の認知度について

「奥州市子どもの権利に関する条例」を知っているかたずねたところ、こども、大人ともに、「知っている」と答えた人はこどもが5.4%、大人が5.9%でした。「聞いたことがある」と合わせると、こどもは23.9%と2年前の調査から13.9ポイントの増加となりました。いっぽうで、大人は横ばいとなりました。

「どこで知りましたか」とたずねたところ、こどもは「授業、先生の話」が45.4%、「パンフレット、しおり」が19.8%でした。大人は「パンフレット、しおり」が51.8%、「おうしゅう子どもポータル（奥州市ホームページ）」が28.4%という結果になりました。

調査データ出典

平成24年度実績値 第2次奥州市子どもの権利に関する推進計画より

令和元年度実績値 奥州市子どもの権利に関するアンケート調査結果

令和4年度実績値 奥州市子どもの権利に関するアンケート調査結果

令和6年度目標値 第2次奥州市子どもの権利に関する推進計画より

令和6年度実績値 令和6年11月に実施した今回のアンケート結果（本計画において資料として公表）

3 課題

第2次推進計画の検証及び「子どもの権利に関する実態・意識調査」の結果を基に、こどもの権利を社会全体で推進する上での課題を以下のとおり整理します。

【課題1 こどもの自己肯定感の育成】

自分を肯定的に認めることは、自信ややる気を育て、同時に、人権尊重の理念^{※5}である、他の人も大切にしようとする気持ちを育てます。

前回の調査と比較し、「自分のことが好きだ」というこどもの割合が増加し、年代毎の差が小さくなっておりませんが、一方で、「あまり好きではない・全く好きではない」というこどもも多くいます。

こどもが自らの存在を肯定的に捉え、他者との関わりや社会への関わりを主体的に行えるよう、こどもに寄り添い、また、成長の過程に沿った自己肯定感の違いにも配慮しながら、こどもへの支援を引き続き充実させていく必要があります。

※5理念…物事について、こうあるべきだという根本の考え

【課題2 こどもの意見表明・参加機会の拡充】

意見表明とは、他者との関わりの中で感情や意思などを表す自己表現のひとつであり、自立した社会の一員になるためにとても大切なことです。今回の調査では、こどもの5人に1人が、大人に対して自分の考えや思いを言うことができないと答えており、受け入れる側の大人の意識の変革が求められます。

また、こどもが主体的に活動することは、試行錯誤を繰り返し、表現し、体感することを通して、豊かな気づきをもたらします。

地域のひとたちとの関わりが年齢を重ねていくごとに薄れていく実態も伺え、こども達が地域活動に参加しやすい雰囲気づくりを進めるなど、今後、社会の一員として自立していくためにも、こども達の幅広い社会参加を引き続き推進していくことが大切です。そのためには、地域でこどもを見守る姿勢や、学校の理解が不可欠です。

【課題3 こどもの権利の侵害の防止】

いじめや暴力などは、こどもにとってその後の成長・発達に大きな影響を及ぼす恐れがあります。こどもの数が減少傾向にあるにも関わらず、家庭相談の件数や、児童虐待の通報件数が増加していることは、こどもの権利が侵害される機会が増えている、ということが言えます。

条例第4条にあるとおり、こどもは安全に安心して生きる権利を持っているということを、こどもを含めた全ての市民が理解し、生活全体の満足度の向上につながっていけるよう、こどもの権利が侵害されることのない社会づくりに引き続き努める必要があります。

また、権利の侵害に対して相談という形で寄り添える体制は、家庭内での意思疎通がもっとも重要ではありますが、こどもに寄り添う学校等の教育機関や保育機関の理解や、行政の相談機関の体制の充実は引き続き重要です。

【課題4 こどもの権利についての理解促進】

こどもも大人も、将来に向けて自らの健康を一番大切にしたい意識や、家族を大切にしたい意識は共通しています。家庭環境に左右されないように、経済的要因等により困難な状況に陥らないために、必要な支援を受けながら健康に働く場所の確保も重要と考えています。こどもの権利を推進するためには、こどもを含めた全ての市民がこどもの権利を理解し、それぞれの責務を果たすことが必要です。

前回の調査結果よりも条例の認知度は上がっておりますが、不十分であり、こどもを含めたより多くの市民がこどもの権利について理解を深められるよう、より一層普及・啓発活動を行う必要があります。「パンフレット、しおり」「ホームページでの啓発活動」が、認知度を上げるために有用であることも調査結果から伺えますので、引き続き取り組んでいく必要があります。

こどもの権利を推進しながら、大人も自信をもって子育てができる環境整備や、成長過程のこどもが適切な支援を受けることができる体制をつくること、自らの将来像の実現のため社会全体に求められています。

第3章 基本理念及び基本目標

1 基本理念

「全てのこどもがいきいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、
幸せな人生を送ることができるまち」

人は、誰でも生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。

全てのこどもが、自分の持てる力を発揮して、いきいきと自分の可能性を追求し、幸せな人生を送ることができるよう、一人ひとりがこどもの権利を理解し、こどもの育ちを社会全体で支えていくまちづくりを推進します。

2 基本目標

計画の基本理念を実現するため、こどもの権利を推進する上での課題をふまえ、次の4つをこどもの権利に関する推進計画の基本目標として施策^{※6}を推進します。

※6施策…問題について対応し解決を図る実施策

基本目標1 「自分の良さを認めることのできる心を育みます」

自己肯定感を高めることは、こどもの自信ややる気を育てます。こども達が他者との比較に依存することなく自分を価値あるものと認められるよう、こども一人ひとりが大切にされる社会を目指します。

親が自信をもって子育てができる環境づくりは、こどもの生育環境や自己肯定感のもととなる愛着の支えとなり、ひいては少子化傾向を緩和することにもつながります。

基本目標2 「こどもが参画できる機会を増やします」

こどもは社会の一員です。

こどもを地域でともにそだつパートナーとして捉え、主体性を大切にしながら、こどもの意見を取り入れた取り組みを推進します。

参加をきっかけにコミュニケーションを深めていく、意見を述べることで、いっしょに物事に取り組んでいく参画につながります。

基本目標 3 「相手を思いやる気持ちを育てます」

一人の人間として大切にされているという実感は、他者を尊重しようとする気持ちに繋がります。相手を思いやりながら、こどもの声を真摯に聴き対話する過程を大切にします。

他者の異なる点を個性として尊重するなど、他者に対する思いやりが育まれる社会を目指します。

基本目標 4 「こどもの権利に対する意識を高めます」

こどもの権利が尊重される社会は、こどもの自己肯定感を高め、基本理念に掲げる幸せな人生をもたらします。

貧困や虐待に起因した、心身の発達の過程にあるこどもの発達の機会を阻害することのないよう、情報の発信や啓発活動を通して、市民のこどもの権利に対する意識の向上に努めます。

このことが、新しく挑戦する気持ちや将来を見据えて行動をする力につながります。

基本理念

全てのこどもがいきいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、幸せな人生を送ることができるまち

推進計画

基本目標 1

自分の良さを認めることのできる心を育みます

推進施策 自己肯定感を高める子育て環境を推進します

基本目標 2

こどもが参画できる機会を増やします

推進施策 こどもの主体性に配慮した取り組みを推進し
環境を整備します

基本目標 3

相手を思いやる気持ちを育てます

推進施策 こども自身のこどもの権利に関する学びを
支援します

基本目標 4

こどもの権利に対する意識を高めます

推進施策 こどもの権利に関する普及啓発に取り組み
ます

第4章 推進施策

基本目標を達成するため、次の推進施策に沿って具体的な取り組みを推進します。

なお、計画に盛り込む施策については、本計画を策定するにあたって調査したこどもの権利に関する実態・意識の現状から見えてきた課題の解決を目指します。

基本目標 1 自分の良さを認めることのできる心を育みます

推進施策 自己肯定感を高める子育て環境を推進します

具体的な内容

① 親子のふれあい推進

親子関係がより豊かなものになるように、遊びや読書など、親子でふれあう機会を積極的に創出するとともに、自分が大切にされているとこどもが感じられるよう、ほめる・認める子育てを推進します。

主な取り組み 地域子育て支援拠点事業、ブックスタート、
家庭の日、朝食デイ、奥州市家庭読書の日の普及啓発、
各種教室・健診等を通じた保健指導及び支援、
妊産婦のメンタルヘルスケア、家庭訪問、ほめる子育ての推進

② 親が自信を持って子育てできる環境づくり

父親、母親が自分に自信を持って子育てができるような環境づくりを進めるとともに、協力して出産・育児に臨む意識づくりを進めます。

主な取り組み 子育て支援センター事業、家庭訪問、各種相談事業、パパママセミナー、
男女共同参画推進事業、企業における子育て支援の普及啓発
夫婦が相互に認め合う意識づくりの推進
子育てガイド

【指標】「自分には良いところがある」と思っているこどもの割合

平成24年度 実績値	令和元年度 実績値	令和4年度 実績値	令和6年度 実績値	令和11年度 目標値
—	58.4	53.2	60.4	70.0

【指標】総合的な生活への満足度、10点満点で何点か。(おとなの平均)

平成24年度 実績値	令和元年度 実績値	令和4年度 実績値	令和6年度 実績値	令和11年度 目標値
—	—	—	6.4	7.0

基本目標 2**こどもが参画できる機会を増やします****推進施策****こどもの主体性に配慮した取り組みを推進し環境を整備します****具体的な内容****① 地域におけるこどもの活動の充実**

こどもを地域の一員として大切にし、地域行事や奉仕活動、体験活動に参加しやすい環境や雰囲気をつくるなど、こどもの活動機会や活動の場の拡大に努めます。

主な取り組み

教育振興運動の推進、地域主体の取り組みにおけるこどもの参加、
こども会活動、ジュニアリーダー活動
こどもが利用する施設の計画的な整備、環境整備
こども食堂等の居場所事業

② 学校におけるこどもの自主的な活動の推進

学校におけるこどもの自主的な活動を推進し、自己の素質や能力などを発展させる機会の創出に努めます。

主な取り組み

キャリア教育、総合的な学習の時間、
児童会・生徒会活動、学級活動等の特別活動の推進
子どもの見守り

【指標】「周りの大人に、自分の考えや思いを言うことができる」と思っているこどもの割合

平成24年度 実績値	令和元年度 実績値	令和4年度 実績値	令和6年度 実績値	令和11年度 目標値
73.8	71.6	70.7	77.0	85.0

【指標】「友だちに、自分の考えや思いを言うことができる」と思っているこどもの割合

平成24年度 実績値	令和元年度 実績値	令和4年度 実績値	令和6年度 実績値	令和11年度 目標値
83.2	78.8	82.6	81.8	85.0

基本目標 3**相手を思いやる気持ちを育てます****推進施策****子ども自身のこどもの権利に関する学びを支援します****具体的な内容****① 子ども自身のこどもの権利に関する学びの支援**

道徳教育や生徒指導などを含むすべての教育活動を通して、自己肯定感や他者を思いやったり助け合ったりする心について学ぶなど、子ども自身のこどもの権利に関する学びを支援します。

主な取り組み

ボランティア教育、思春期保健講話事業、
こどもの権利に関する子ども向けの普及啓発、
思いやりの心を育む道徳教育や生徒指導を充実、
中学生のための命の大切さを考える講演会、孫世代のための認知症講座
人権擁護委員による人権啓発事業、社会福祉協力校

**【指標】「奥州市子どもの権利に関する条例」を知っている、聞いたことがある
こどもの割合**

平成24年度 実績値	令和元年度 実績値	令和4年度 実績値	令和6年度 実績値	令和11年度 目標値
11.8	20.6	10.0	23.9	60.0

【指標】総合的な生活への満足度、10点満点で何点か。(こどもの平均)

平成24年度 実績値	令和元年度 実績値	令和4年度 実績値	令和6年度 実績値	令和11年度 目標値
—	—	—	7.6	8.0

基本目標 4**こどもの権利に対する意識を高めます****推進施策****こどもの権利に関する普及啓発に取り組みます****具体的な内容****① こどもの権利に関する普及啓発及び学びの支援**

広報やホームページ、各組織の活動を通して、こどもの権利に対する理解をより深めることができるよう啓発します。

主な取り組み

要保護児童対策地域協議会、家庭相談、こども若者支援相談

引きこもり相談、少年センターによる見守り、ヤングケアラーの理解促進
児童虐待防止の啓発活動（オレンジリボン）

ホームページ等での普及啓発、人権擁護委員による人権啓発事業、
教育振興運動の推進、子育てサポーターの養成と活用

**【指標】「家族や友だち、先生など、周りの人から大切にされている」と思っている
こどもの割合**

平成24年度 実績値	令和元年度 実績値	令和4年度 実績値	令和6年度 実績値	令和11年度 目標値
66.0	78.6	74.3	83.7	90.0

**【指標】「奥州市子どもの権利に関する条例」を知っている、聞いたことがある
大人の割合**

平成24年度 実績値	令和元年度 実績値	令和4年度 実績値	令和6年度 実績値	令和11年度 目標値
31.7	38.5	34.6	34.5	50.0

第5章 計画の推進と評価

1 計画の推進体制

(1) 市民とのパートナーシップ

計画の推進にあたっては、行政のみでなく、社会全体で協働により取り組む必要があるため、人権、福祉、教育等の子どもに関わる分野において学識経験を有する者、市民の公募委員、中学生以上のこどもからなる「奥州市子どもの権利推進委員会」において、計画を総合的かつ効果的に推進するための協議をするなど、家庭、地域、企業と連携を深めながら施策を推進していく体制の整備に努めます。

(2) 庁内体制

市長を本部長、副市長を副本部長とする「奥州市子どもの権利推進本部」において、計画を総合的かつ効果的に推進するための部局横断的な協議を行います。

また、本部に「幹事会」を置き、実際に事務を行なっている担当課レベルでの細かな検討を行います。

2 計画の評価・検証

本計画の実施状況については、毎年度自己評価を行なうほか、奥州市子どもの権利推進委員会において、総合的かつ客観的な検証を行います。

また、計画期間中の社会情勢の変動も予想されることから、こどもの権利保障の状況を把握するため、こどもの権利等に関する実態・意識調査を実施します。

資料編

奥州市子どもの権利に関する条例

奥州市子どもの権利に関するアンケート調査結果

計画策定の経過

奥州市子どもの権利に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 一人の人間として持っている子どもの権利（第3条—第8条）

第3章 子どもの権利を保障する責務（第9条—第14条）

第4章 子どもに関する基本的な市の取組（第15条—第20条）

第5章 奥州市子どもの権利推進委員会（第21条—第24条）

第6章 委任（第25条）

附則

子どもは、奥州市の宝であり、希望です。

人は、だれでも生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。

しかし、世界では、貧困、飢え、虐待等の困難な状況に置かれている子どもがたくさんいます。このような子どもたちを救うため、国際連合では児童の権利に関する条約が採択されました。

我が国においてもこの条約を批准していますが、いじめ、体罰、虐待、子どもが当事者となる事件の多発、不登校、核家族化等子どもを取り巻く環境は、ますます複雑になってきています。

このことは、奥州市においても例外ではなく、行政、家庭、地域、企業が連携し、社会全体で子どもたちを支援する体制づくりが必要です。

子どもの皆さん

皆さんは、自分で判断することができ、みんなとともに生きることができるやさしい心と強さを持ち、自分を大切にすることで、他の人を思いやり、お互いを尊重し合える力をつけていくことが大切です。

私たちは、全ての子どもが、自分の持てる力を発揮して、いきいきと自分の可能性を追求し、幸せな人生を送ることができるよう、子どもの権利を保障し、支援するまちづくりに取り組むため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、全ての子どもがいきいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、幸せな人生を送るため、子どもの権利を保障することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、「子ども」とは、満18歳未満の者をいいます。

2 この条例において、「子どもが育ち・学ぶ施設」とは、子どもが育つために利用する全ての施設をいいます。

第2章 一人の人間として持っている子どもの権利

（子どもの権利の保障）

第3条 この章に規定する権利は、子どもが人間として持っている特に大切な権利（以下「子どもの権利」という。）として保障されなければなりません。

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安全に、かつ、安心して生きるための権利として、主に次に掲げることが保障されます。

- (1) 命が大切にされること。
- (2) 愛情を持って育まれること。
- (3) あらゆる差別を受けないこと。
- (4) 虐待、暴力、いじめ等を受けないこと。
- (5) 健康に配慮され、適切な医療の提供が受けられること。
- (6) 性的に不当な扱いを受けないこと。

(のびのびとところ豊かに育つ権利)

第5条 子どもは、のびのびとところ豊かに育つための権利として、主に次に掲げることが保障されます。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 遊んだり、休んだり、のびのびと育つこと。
- (3) 学ぶこと。
- (4) さまざまな人との関わりや自然とのふれあいの中で、共に生きること。
- (5) 自分に関することを主体的に決めること。
- (6) 基本的生活習慣及び社会性を身につけること。

(自分を守り、自分が守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、自分が守られるための権利として、主に次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の夢や希望を自由に持ち、表明し、行動すること。
- (2) 自分の持っている力を発揮すること。
- (3) プライバシー及び名誉が守られること。
- (4) 信頼され、自分の意思や考えが尊重されること。

(意見を述べ、参加する権利)

第7条 子どもは、自分たちに関わることについて意見を述べ、参加するための権利として、その年齢及び発達に応じ、主に次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の意見を表すことができ、その意見が尊重されること。
- (2) 自分たちに関わることを決めることについて、自分たちの意見が反映されること。
- (3) 意見を表すために、必要な情報の提供及び支援が受けられること。
- (4) 仲間をつくり、仲間と集うこと。

(適切な支援を受ける権利)

第8条 子どもは、国籍の違い、障がいの有無等にかかわらず、必要に応じて適切な支援を受ける権利が保障されます。

第3章 子どもの権利を保障する責務

(共通の責務)

第9条 保護者、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、地域住民、事業者及び市は、子どもの権利を保障するため、相互に連携し、協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければなりません。

- (1) 子どもが他の人の権利を尊重し、責任ある社会の一員として育つために必要なこと。
- (2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する一義的な責任を果たすために必要なこと。
- (3) 子どもの良さを見つけてほめることで、子どもが自信及び誇りを持ち、自分を見つめ、生きる力を養うために必要なこと。
- (4) 特別に支援が必要な子どもに配慮し、その子どもが持っている力を発揮するために必要なこと。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの健やかな成長及び権利の保障にとって家庭が果たす役割を認識するとともに、その一義的な責任を有することを自覚し、子どもを守り育てなければなりません。

- 2 保護者は、子どもに愛情を持って接し、子どもを虐待せず、子どもが基本的な生活習慣、社会規範及び道徳観を身に付けることができるよう努めなければなりません。
- 3 保護者は、子どもと共に育ち合う中で、子どもが自ら学び、自ら考え、自らを変えていく力など、育つ力を蓄え、発揮していくことができるよう努めなければなりません。

(子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の責務)

第11条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう、次に掲げる環境を整備するよう努めなければなりません。

- (1) 子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの立場に立った子どもが育ち・学ぶ施設の運営を図ること。
- (2) 虐待、体罰、いじめ等の防止のために、必要な措置を講じるとともに、子どもに関わる関係機関等との連携を図ること。
- (3) 子どもが育ち・学ぶ施設の運営について、子どもに適切な情報を提供し、子どもの意見を聴くこと。
- (4) 子どもの個性を尊重し、一人ひとりに応じた保育、教育等を行うとともに、必要とする情報を子どもに提供すること。
- (5) 豊かな人間性及び社会性をはじめ、生きる力を子どもの心身の発達段階に応じて育んでいくこと。

(地域住民の責務)

第12条 地域住民は、地域のさまざまな人、自然及び文化との関わりの中で、子どもの豊かな人間性が育まれることを認識し、子どもが健やかに育つよう、子どもの支援に努めなければなりません。

- 2 地域住民は、虐待、暴力、犯罪等から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければなりません。
- 3 地域住民は、子どもが地域社会の一員として、自主的かつ主体的に活動できるよう、必要な支援に努めなければなりません。

(事業者の責務)

第13条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければなりません。

- 2 事業者は、子育て期の従業員が仕事と子育てを両立できるよう、職場づくりに努めな

ればなりません。

- 3 事業者は、子育て期の従業員がその子どもと十分触れ合うことができる環境づくりに配慮するとともに、学校等が行う職場体験活動など、子どもの育成に関する活動に協力するよう努めなければなりません。

(市の責務)

第14条 市は、子どもの権利を保障するため、子どもにとっての最善の方法を考え、子どもに関する取組を推進しなければなりません。

- 2 市は、子どもの権利を保障し、子どもを支援するため、保護者、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、地域住民及び事業者がそれぞれの責務を全うするよう、保健、福祉、医療、教育その他のあらゆる分野において、必要な支援及び総合調整を図らなければなりません。
- 3 市は、国、県及び子どもに関わる関係機関と相互に連携し、協働しなければなりません。
- 4 市は、子どもに関する取組を実施するため、財政上の措置その他必要な措置を講じなければなりません。

第4章 子どもに関する基本的な市の取組

(子どもの権利の普及)

第15条 市は、この条例及び子どもの権利について、市民の関心及び理解を深めるため、分かりやすく広めるなど、広報活動を行います。

(虐待、体罰、いじめ等の防止のために必要な措置)

第16条 市は、保護者、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、地域住民及び子どもに関わる関係機関と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止のために必要な措置を講じます。

(子どもの育ちの支援)

第17条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、地域住民及び事業者と連携及び協働をし、次に掲げる取組を行うよう努めます。

- (1) 子どもが健康で安全に、かつ、安心して過ごすことができる環境づくりを進めること。
- (2) 子どもが自然及び地域社会とのふれあいの中で、こころ豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくりを進めること。
- (3) 子どもが社会に認められ、他の人と共生し、責任ある社会の一員として自立できるよう支援すること。

(子どもの参画活動の促進)

第18条 市は、子どもの主体性を大切にしながら、社会参加等の促進が図られるよう必要な支援を行います。

(子育て家庭の支援)

第19条 市は、保護者が子育てするに当たり、必要に応じて経済的及び社会的支援を行うとともに、保護者、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、地域住民及び事業者と連携及び協働をし、支援体制の充実に努めます。

- 2 市は、子育てに関して困難を抱えている家庭の把握に努めるとともに、その状況に配慮した支援を行います。

(推進計画の策定等)

第20条 市は、この条例を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる取組を行うための推進計画を策定します。

- (1) 子どもの権利に関する情報の発信及び啓発
 - (2) 子どもの権利に関する学習の機会の確保
 - (3) 子どもの置かれている現状を把握するための取組
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの権利を保障するための取組
- 2 市は、推進計画を策定しようとするときは、子どもを含めた市民から意見等を求め、その反映に努めます。
- 3 市は、推進計画を策定したときは、公表します。

第5章 奥州市子どもの権利推進委員会 (設置等)

第21条 前条に規定する推進計画について調査及び審議を行うため、奥州市子どもの権利推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

- 2 委員会は、前項に定めるもののほか、この条例の推進に関し必要な事項について、市長に対し意見を述べることができます。
- (委員)

第22条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、人権、福祉、教育等の子どもに関わる分野において学識経験を有する者、公募による者及び中学生以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。

- 2 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げません。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- (会長)

第23条 委員会に会長を置き、委員の互選とします。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となります。
- (会議)

第24条 委員会は、市長が招集します。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできません。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

第6章 委任

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行します。

奥州市子どもの権利に関する実態・意識調査概要

1 調査目的

本調査は、奥州市こども計画の一部となる「第3次奥州市子どもの権利に関する推進計画」策定のため、「子どもの自己肯定感」や「生活の満足度」等を調査し、こどもや子育てをしている家庭の意見を計画に反映させることを目的として実施した。

2 調査対象

市内に所在する小中学校及び高等学校に通うこども1,348人及び子どもを持つ保護者

[抽出方法]

こども…地域毎の児童・生徒数を勘案し、学校単位で抽出。

小学5年生、中学2年生、高校生（全学年）とした。

大人…調査の対象となったこどもの保護者

3 調査方法

スマートフォンの普及、学校での授業での電子機器の利用普及を背景に、これまで紙媒体で実施していた調査を電子アンケートに移行し実施した。その際、回答者の答えやすさを考慮し、こどもも含めて調査内容を理解をいただける簡易な表現に努め、設問を大幅に見直した。

電子アンケートの回答については「LoGoフォーム」によって行った。周知は紙でのチラシ・通知のほか、各校で保護者への連絡に使用している「マチコミ」による周知にも取り組んでいただいた学校もあった。学校によっては、校内で児童・生徒に貸与している端末を利用して時間内に取り組んでいただいたところもあった。

アンケートは奥州市ホームページ内のおうしゅう子どもポータルにリンクを掲載し、関心のある者は誰でも回答できるようにした。

4 調査期間

令和6年11月20日（火）～令和6年12月8日（日）

5 回答結果

対象	配布部数	回答者数	回答率（回答者数／通知配布部数）
こども	1,348部	863人	64.02%
大人	1,348部	469人	34.79%

こどもの回答者数863人の内訳は小学校269、中学校325、高校269

6 回答の速報値の掲載

回答全体の集計グラフを令和6年12月10日に奥州市ホームページ内で公開した。

アンケート内のこどもの自由記述についても同日までに一部公開した。

奥州市こどもの権利に関するアンケート調査
(電子アンケートのデータ構成)

	こども	おとな
こどもとおとなを分ける設問	Q1. あなたがかよっている学校はどこですか。 大人の場合は「大人（18歳以上）の回答です」を選んでください。 小学校にかよっている 中学校に通っている 高校に通っている(18歳でも高校に通っている場合はこちらを選択してください) 大人（18歳以上）の回答です	Q1. あなたがかよっている学校はどこですか。 大人の場合は「大人（18歳以上）の回答です」を選んでください。 小学校にかよっている 中学校に通っている 高校に通っている(18歳でも高校に通っている場合はこちらを選択してください) 大人（18歳以上）の回答です
性別	Q2. あなたは男性（だんせい）ですか、女性（じょせい）ですか。性別（せいべつ）をおしえてください。 男（おとこ） 女（おんな） わからない・こたえたくない その他	Q2. あなたは男性（だんせい）ですか、女性（じょせい）ですか。性別（せいべつ）をおしえてください。 男（おとこ） 女（おんな） わからない・こたえたくない その他
(大人の回答) 一番年齢が上の子の学齢		Q3. (大人の回答) 子育て中の子について、いちばん年齢が上の子の年齢（学齢）をお答えください。 年齢が一番上の子は小学校就学前である 年齢が一番上の子は小学生である 年齢が一番上の子は中学生である 年齢が一番上の子は高校生相当の年齢である 年齢が一番上の子は大学生・専門学校生相当の年齢である
(大人の回答) 回答者年齢		Q4. (大人の回答) 回答者であるあなた自身の年齢を教えてください。 10歳代 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳代以上

(大人の回答) 居住地域		Q5. (大人の回答) あなたの住んでいる地域はどこですか。ひとつえらんでください。
		奥州市水沢 奥州市江刺 奥州市前沢 奥州市胆沢 奥州市衣川 奥州市以外
家族構成 (複数回答)	Q6. あなたはだれと、すんでいますか。 あてはまる人、すべてをえらんでください。 (ただし、ペットは含めないでください)	
	父 (おとうさん) 母 (おかあさん) 祖父 (おじいさん) 祖母 (おばあさん) きょうだい (自分からみた兄・姉・弟・妹) そのほかの家族 (かぞく)・・・おじさん、おばさん、ひいじいさん、ひいばあさん など その他	
ヤングケアラー	Q7. あなたは、毎日の生活や学校の予定よりも優先して、家ぞくの身の回りのお世話をしていることがありますか。(ただし、ペットは含めないでください)	
	お世話をしていることがある していない	
ケアの対象	Q8. 誰のお世話をしているのか、選んでください。	
	父 母 祖父 祖母 きょうだい そのほかの家族 その他	
自分が好きか	Q9. あなたは、自分のことが好きですか (すきですか) ?	Q9. あなたは、自分のことが好きですか (すきですか) ?

	とてもすき まあまあすき すきでもきらいでもない あまりすきではない きらい	とてもすき まあまあすき すきでもきらいでもない あまりすきではない きらい
奥州市への愛着	Q10. あなたは、自分がくらす奥州市（おうしゅうし）が好きですか？	Q10. あなたは、自分がくらす奥州市（おうしゅうし）が好きですか？
	とてもすき まあまあすき すきでもきらいでもない あまりすきではない きらい	とてもすき まあまあすき すきでもきらいでもない あまりすきではない きらい
自分の良いところ	Q11. あなたは、自分にはよいところがあると思いますか？	Q11. あなたは、自分にはよいところがあると思いますか？
	たくさんある すこしある あるともないともいえない ない おもいうかばない	たくさんある すこしある あるともないともいえない ない おもいうかばない
大切にされているか	Q12. あなたは、家ぞくや友だちなど、まわりの人から大切（たいせつ）にされている、と思いますか？	Q12. あなたは、家ぞくや友だちなど、まわりの人から大切（たいせつ）にされている、と思いますか？
	とても大切にされている まあまあ大切にされている どちらともいえない あまり大切にされていない まったく大切にされていない	とても大切にされている まあまあ大切にされている どちらともいえない あまり大切にされていない まったく大切にされていない
他人からどう思われているかの 度合い	Q13. あなたは、家ぞくや友だちなど、まわりの人にどう思われているか、気になりますか？	Q13. あなたは、家ぞくや友だちなど、まわりの人にどう思われているか、気になりますか？
	とても気になる 少し気になる 気になるとも気にならないともいえない あまり気にならない まったく気にならない	とても気になる 少し気になる 気になるとも気にならないともいえない あまり気にならない まったく気にならない
人の役に立ちたいか	Q14. あなたは、人のやくにたつことをしたいと思っていますか？	Q14. あなたは、人のやくにたつことをしたいと思っていますか？

	とてもしたい すこししたい したいともしたくないとも言えない あまりしたくない まったくしたくない	とてもしたい すこししたい したいともしたくないとも言えない あまりしたくない まったくしたくない
相談できる人の有無	Q15. あなたには、心ばいごとや、悩み（なやみ）があるときに、きがるに相談（そうだん）できる人はいますか。今のきもちでこたえてください。	
	いる いない	
誰に相談できているか（3つまで）	Q16. だれに相談（そうだん）できていますか。あてはまるひとに3つまでチェックをつけてください。	
	親 きょうだい 祖父母・親せき 友だち 学校の先生 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 学校以外（塾や習い事）の先生 近所の人 せんようの相談窓口（そうだんまどぐち）のひと インターネットなどでの知り合い（ちよくせつ会ったことのない人） その他	
悩みの内容（3つまで）	Q17. あなたは、次のなかで不安に思っていたり、なやんでいたたりすることは、ありますか。あてはまるものに3つまでチェックをつけてください。	
	学校でのべんきょう・しゅくだい（成績） クラブ活動・部活動・スポ少 塾や習いごと 受験（じゅけん）・進路（しんろ）・就職（しゅうしょく）のこと 家族（親・きょうだいなど）のこと 先生のこと 友だちやセンパイのこと 体のこと 恋愛（れんあい）のこと インターネットでのトラブル 特にない	

相談できる人がほしいかどうか

Q18. あなたに、心ばいごとや悩みがあるときに、相談（そうだん）できる人がほしいですか。今のきもちでこたえてください。

ほしい

ほしくない

どんな人に相談したいか（3つまで）

Q19. それはどんなひとに相談（そうだん）したいとかがえていますか。あてはまるひとに3つまでチェックをつけてください。

親

きょうだい

祖父母・親せき

友だち

学校の先生

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

学校以外（塾や習い事）の先生

近所の人

せんようの相談窓口（そうだんまどぐち）のひと

インターネットなどでの知り合い（ちょくせつ会ったことのない人）

友達に伝えることができるか

Q20. あなたは、友だちに対して、自分の考えや思いを言うことができますか。次のうち、1つだけチェックをつけてください。

言うことができる

まあまあ言うことができる

あまり言うことができない

まったく言うことができない

どちらともいえない

友達に言えない理由（3つまで）

Q21. 友だちに言うことができないのは、なぜだと思いますか。あてはまるものに3つまでチェックをつけてください。

みんなの前で話すのが、はずかしいから
どのように話したらいいのか、わからないから

人にきらわれたり、ばかにされるといやだから

自分の考えや思いが、聞いてもらえないから

言うのがめんどうだから

大人に言うことができるか	SNSで伝えることができるから がまんすればいいだけだから Q22. あなたは、まわりの大人（おとな）に対して、自分の考えや思いを言うことができますか。次のうち、1つだけチェックをつけてください。 言うことができる まあまあ言うことができる あまり言うことができない まったく言うことができない どちらともいえない
大人に言えない理由（3つまで）	Q23. 大人（おとな）に言うことができないのは、なぜだと思いますか。あてはまるものすべてにチェックをつけてください。 みんなの前で話すのが、はずかしいから どのように話したらいいのか、わからないから 人にきらわれたり、ばかにされるといやだから 自分の考えや思いが、聞いてもらえないから 言うのがめんどうだから SNSで伝えることができるから がまんすればいいだけだから
おこづかいをもらっているか	Q24. お金（おかね）のことをききます。おこづかいをもらっていますか。 もらっている もらっているけどもっとほしい もらっていないけど、ほしいものは買ってもらえている もらっていない、おこづかいがほしい まったくもらってないし、もらいたいと思わない
貧困状態の解決方法（3つまで）	Q25. お金にこまったときに、どうすればいいと思いますか。自分の考えに近い答えを、3つまでチェックしてください。 家族にたすけてもらう 家族以外のだれかから、かりる だれかが助けてくれるのを待つ いっしょうけんめいはたらいて、お金をかせぐ

	あたらしいことにチャレンジして、お金をかせぐ こまらないように、節約（せつやく）するべきだ こまらないように、しっかり貯金（ちょきん）しておくべきだ	
衣食住の「衣」満足度	Q26. あなたは、じぶんが着る服や、持ち物が十分に（じゅうぶんに）あると思いますか。1～5の★の数でこたえてください。 ない ある 星の数：	Q26. あなたは、じぶんが着る服や、持ち物が十分に（じゅうぶんに）あると思いますか。1～5の★の数でこたえてください。 ない ある 星の数：
衣食住の「食」満足度	Q27. あなたは、食事（しょくじ）が十分に（じゅうぶんに）とれていると思いますか。1～5の★の数でこたえてください。 とれていない とれている 星の数：	Q27. あなたは、食事（しょくじ）が十分に（じゅうぶんに）とれていると思いますか。1～5の★の数でこたえてください。 とれていない とれている 星の数：
衣食住の「住」満足度	Q28. あなたのおうちは、住みやすいですか。1～5の★の数でこたえてください。 住みにくい 住みやすい 星の数：	Q28. あなたのおうちは、住みやすいですか。1～5の★の数でこたえてください。 住みにくい 住みやすい 星の数：
生活の総合的な満足度	Q29. あなたの生活は、10点満点で何点ですか。1～10の★の数でこたえてください。 0点 10点 星の数：	Q29. あなたの生活は、10点満点で何点ですか。1～10の★の数でこたえてください。 0点 10点 星の数：
欲しい施設	Q30. 奥州市にいま、ほしい施設（しせつ）はなんですか。考えにちかいものを一つえらんでください。その他の場合は、それをおしえてください。 あたらしい学校 あたらしい病院 こどもが遊ぶ施設 あたらしいスポーツ施設	Q30. 奥州市にいま、ほしい施設（しせつ）はなんですか。考えにちかいものを一つえらんでください。その他の場合は、それをおしえてください。 あたらしい学校 あたらしい病院 こどもが遊ぶ施設 あたらしいスポーツ施設

20年後、大切にしたいこと（3つまで）	あたらしい公園 その他 Q31. 今から20年後、あなたは、どんなことを大切（たいせつ）にしたいと考えますか。3つまでチェックしてください。その他の場合は、それをおしえてください。 自分の考えをもつこと 学びつづけること 地域（ちいき）のひとたちとのかかわり 自分の健康（けんこう） 自分のはたらく場所（ばしょ）の確保（かくほ） 家族（かぞく）となかよくくらすこと その他	あたらしい公園 その他 Q31. 今から20年後、あなたは、どんなことを大切（たいせつ）にしたいと考えますか。3つまでチェックしてください。その他の場合は、それをおしえてください。 自分の考えをもつこと 学びつづけること 地域（ちいき）のひとたちとのかかわり 自分の健康（けんこう） 自分のはたらく場所（ばしょ）の確保（かくほ） 家族（かぞく）となかよくくらすこと その他
（大人の回答）子育てのストレス（3つまで）	（大人の回答）子育てのストレス（3つまで）	Q32. （大人の回答）子育てをされていて、どんなことにストレスを感じますか。あてはまるものに3つまでチェックしてください。 子育て、家事と仕事を両立させること 子育てについて気軽に相談できるひとがいないこと 子育てについて、配偶者や祖父母など家族の協力を得られないこと 理想の親にならなければいけないと思うこと 社会から取り残されていると感じること 子どもが思いどおりにならないこと 子どもを叱りすぎていると感じること 子どもの進学・進路のこと 自分の時間が持てないこと 子育て、家事による睡眠不足や疲労 親同士・地域などの付き合い 経済状況 その他
（大人の回答）相談窓口（3つまで）	（大人の回答）相談窓口（3つまで）	Q33. （大人の回答）子どものことについて悩んだり困ったりしたとき、どのような相談窓口があると良いと思いますか。あてはまるものに3つまでチェックしてください。 どんな話でも聞いて受け止めてくれるところ 24時間いつでも電話などで対応してくれるところ 秘密が守られるところ 自分と年齢が近い話し相手がいるところ

		困ったときに、かけこめるところ、逃げ込めるところ お金がかからないところ 自分の気持ちや意見を代わりに話してくれるところ 問題の解決方法を教えてくれるところ 学校や施設、そこの職員などの間に入って、問題を解決してくれるところ SNS 特になし その他
子どもの権利の条例の認知度	Q34. あなたは、「奥州市子どもの権利（けんり）に関する条例（じょうれい）」、という「きまり」を知っていますか。次のうち、1つだけチェックしてください。	Q34. あなたは、「奥州市子どもの権利（けんり）に関する条例（じょうれい）」、という「きまり」を知っていますか。次のうち、1つだけチェックしてください。
	☐ 知っている ☐ 聞いたことがある ☐ 知らない	☐ 知っている ☐ 聞いたことがある ☐ 知らない
見聞きした媒体（3つまで）	Q35. まえのしつもの「奥州市子どもの権利に関する条例」について、なにで知りましたか。あてはまるもの3つまでチェックしてください。	Q35. まえのしつもの「奥州市子どもの権利に関する条例」について、なにで知りましたか。あてはまるもの3つまでチェックしてください。
	☐ おうしゅう子どもポータル（奥州市ホームページ） ☐ 授業、先生の話 ☐ パンフレット、しおり ☐ 新聞 ☐ 友だちの話 ☐ 親、家族の話 ☐ 学校の図書室 ☐ 図書館、地区センターなど ☐ SNSやYoutube ☐ その他	☐ おうしゅう子どもポータル（奥州市ホームページ） ☐ 授業、先生の話 ☐ パンフレット、しおり ☐ 新聞 ☐ 友だちの話 ☐ 親、家族の話 ☐ 学校の図書室 ☐ 図書館、地区センターなど ☐ SNSやYoutube ☐ その他
（大人の回答）自由記述		Q36. （大人の回答）奥州市のこどもの権利に関する推進や、子育て全般についてご意見がありましたら入力してください。（1000文字以内）
こどもの自由記述	Q37. さいごのしつもんです。奥州市のおとなに言いたいことがあったら、教えてください。（文を入力してください） 子どものけんりをしっかりもってください	

こどもだって言いたいことがたくさんある
いつもありがとう などなど！

最大設問数31

最少設問数25

最大設問数22

最少設問数21

奥州市（おうしゅうし）こどもの権利（けんり）に関するアンケート調査（ちょうさ） 令和6年11月

◆アンケートのおねがい このアンケートは、みなさんがいきいきとかがやき、のびやかにたくましく育つことのできるまちづくりのために行うものです。みなさんが、ふだん思っていることについておしえてください。回答にかかる時間のめやすはこどもは10～15分、大人は5～10分ほどです。

◆あなたが答えた（こたえた）ことは、ほかの人にはわかりません あなたのお名前（なまえ）をいれなくてもいいです。

◆あなたが、じぶんでこたえてください あなたのかわりに、他の人が答えることはしないでください。

◆すべてのしつもんに答えてください じぶんの考え（かんがえ）にちかいものをえらんでください。 しつもんはQ37.までありますが、答えによって、しつもんのかずがへります。 さいごのしつもんだけ、自由に文しょうで答えるしつもんになります。

◆回答方法（かいとうほうほう） あなたの思うこたえにチェックをつけてください。 「その他」としたときは、答えを入力（にゅうりょく）してください。

こどものアンケート結果一覧

あなたがかよっている学校はどこですか。

選択項目	総計	
	人数	割合
小学校にかよっている	269	31.17%
中学校に通っている	325	37.66%
高校に通っている(18歳でも高校に通っている場合はこちらを選択してください)	269	31.17%
合計	863	100.00%

あなたは男性(だんせい)ですか、女性(じょせい)ですか。性別(せいべつ)をおしえてください。

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
男(おとこ)	410	47.51%	122	45.35%	157	48.31%	131	48.70%
女(おんな)	426	49.36%	142	52.79%	158	48.62%	126	46.84%
わからない・こたえたくない	21	2.43%	5	1.86%	8	2.46%	8	2.97%
無回答	6	0.70%	0	0.00%	2	0.62%	4	1.49%
合計	863	100.00%	269	100.00%	325	100.00%	269	100.00%

あなたはだれと、すんでいますか。あてはまる人、すべてをえらんでください。(ただし、ペットは含めないでください)

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
父(おとうさん)	716	82.97%	245	91.08%	270	83.08%	201	74.72%
母(おかあさん)	819	94.90%	268	99.63%	308	94.77%	243	90.33%
祖父(おじいさん)	249	28.85%	112	41.64%	63	19.38%	74	27.51%
祖母(おばあさん)	306	35.46%	124	46.10%	89	27.38%	93	34.57%
きょうだい(自分からみた兄・姉・弟・妹)	686	79.49%	231	85.87%	254	78.15%	201	74.72%
その他の家族(かぞく)・・・おじさん、おばさん、ひいじいさん、ひいばあさん など	64	7.42%	24	8.92%	13	4.00%	27	10.04%
その他	10	1.16%	3	1.12%	3	0.92%	4	1.49%
合計	2850		1007		1000		843	
	母数	863	母数	269	母数	325	母数	269

あなたは、毎日の生活や学校の予定よりも優先して、家ぞくの身のお世話をしていることがありますか。(ただし、ペットは含めないでください)

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
お世話をしていることがある	119	13.79%	52	19.33%	45	13.85%	22	8.18%
していない	744	86.21%	217	80.67%	280	86.15%	247	91.82%
合計	863	100.00%	269	100.00%	325	100.00%	269	100.00%

誰のお世話をしているのか、選んでください。

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
父	18	15.13%	8	15.38%	7	15.56%	3	13.64%
母	44	36.97%	19	36.54%	19	42.22%	6	27.27%
祖父	13	10.92%	8	15.38%	4	8.89%	1	4.55%
祖母	20	16.81%	10	19.23%	9	20.00%	1	4.55%
きょうだい	71	59.66%	31	59.62%	24	53.33%	16	72.73%
その他の家族	7	5.88%	4	7.69%	2	4.44%	1	4.55%
合計	173		80		65		28	
	母数	119	母数	52	母数	45	母数	22

あなたは、自分のことが好きですか(すきですか)？

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
とてもすき	132	15.30%	40	14.87%	59	18.15%	33	12.27%
まあまあすき	231	26.77%	70	26.02%	86	26.46%	75	27.88%
すきでもきらいでもない	338	39.17%	114	42.38%	123	37.85%	101	37.55%
あまりすきではない	100	11.59%	30	11.15%	33	10.15%	37	13.75%
きらい	62	7.18%	15	5.58%	24	7.38%	23	8.55%
合計	863	100.00%	269	100.00%	325	100.00%	269	100.00%

あなたは、自分がくらす奥州市(おうしゅうし)が好きですか？

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
とてもすき	257	29.78%	131	48.70%	81	24.92%	45	16.73%
まあまあすき	327	37.89%	91	33.83%	131	40.31%	105	39.03%
すきでもきらいでもない	217	25.14%	35	13.01%	87	26.77%	95	35.32%
あまりすきではない	43	4.98%	8	2.97%	21	6.46%	14	5.20%
きらい	19	2.20%	4	1.49%	5	1.54%	10	3.72%
合計	863	100.00%	269	100.00%	325	100.00%	269	100.00%

あなたは、自分にはよいところがあると思いますか？

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
たくさんある	192	22.25%	54	20.07%	83	25.54%	55	20.45%
すこしある	330	38.24%	118	43.87%	123	37.85%	89	33.09%
あるともないともいえない	249	28.85%	73	27.14%	86	26.46%	90	33.46%
ない	43	4.98%	11	4.09%	17	5.23%	15	5.58%
おもいうかばない	45	5.21%	13	4.83%	16	4.92%	16	5.95%
未回答	4	0.46%	0	0.00%	0	0.00%	4	1.49%
合計	863	100.00%	269	100.00%	325	100.00%	269	100.00%

あなたは、家ぞくや友だちなど、まわりの人から大切(たいせつ)にされている、と思いますか？

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
とても大切にされている	370	42.87%	126	46.84%	134	41.23%	110	40.89%
まあまあ大切にされている	353	40.90%	116	43.12%	130	40.00%	107	39.78%
どちらともいえない	112	12.98%	20	7.43%	53	16.31%	39	14.50%
あまり大切にされていない	11	1.27%	3	1.12%	3	0.92%	5	1.86%
まったく大切にされていない	8	0.93%	3	1.12%	2	0.62%	3	1.12%
未回答	9	1.04%	1	0.37%	3	0.92%	5	1.86%
合計	863	100.00%	269	100.00%	325	100.00%	269	100.00%

あなたは、家ぞくや友だちなど、まわりの人にどう思われているか、気になりますか？

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
とても気になる	246	28.51%	71	26.39%	101	31.08%	74	27.51%
少し気になる	302	34.99%	109	40.52%	97	29.85%	96	35.69%
気になるとも気にならないともいえない	151	17.50%	33	12.27%	70	21.54%	48	17.84%
あまり気にならない	82	9.50%	30	11.15%	31	9.54%	21	7.81%
まったく気にならない	77	8.92%	26	9.67%	25	7.69%	26	9.67%
未回答	5	0.58%	0	0.00%	1	0.31%	4	1.49%
合計	863	100.00%	269	100.00%	325	100.00%	269	100.00%

あなたは、人のやくにたつことをしたいと思っていますか？

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
とてもしたい	411	47.62%	131	48.70%	172	52.92%	108	40.15%
すこししたい	337	39.05%	110	40.89%	118	36.31%	109	40.52%
したいともしたくないともいえない	93	10.78%	24	8.92%	29	8.92%	40	14.87%
あまりしたくない	8	0.93%	0	0.00%	2	0.62%	6	2.23%
まったくしたくない	9	1.04%	3	1.12%	4	1.23%	2	0.74%
未回答	5	0.58%	1	0.37%	0	0.00%	4	1.49%
合計	863	100.00%	269	100.00%	325	100.00%	269	100.00%

あなたには、心ばいごとや、悩み(なやみ)があるときに、きがるに相談(そうだん)できる人はいますか。今のきもちでこたえてください。

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
いる	676	78.33%	221	82.16%	259	79.69%	196	72.86%
いない	179	20.74%	48	17.84%	65	20.00%	66	24.54%
未回答	8	0.93%	0	0.00%	1	0.31%	7	2.60%
合計	863	100.00%	269	100.00%	325	100.00%	269	100.00%

だれに相談(そうだん)できていますか。あてはまるひとに3つまでチェックをつけてください。

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
親	482	71.30%	177	80.09%	177	68.34%	128	65.31%
きょうだい	155	22.93%	52	23.53%	58	22.39%	45	22.96%
祖父母・親せき	75	11.09%	38	17.19%	23	8.88%	14	7.14%
友だち	493	72.93%	141	63.80%	205	79.15%	147	75.00%
学校の先生	173	25.59%	46	20.81%	84	32.43%	43	21.94%
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	18	2.66%	1	0.45%	4	1.54%	13	6.63%
学校以外(塾や習い事)の先生	9	1.33%	2	0.90%	5	1.93%	2	1.02%
近所の人	1	0.15%	0	0.00%	0	0.00%	1	0.51%
せんようの相談窓口(そうだんまどぐち)のひと	2	0.30%	0	0.00%	1	0.39%	1	0.51%
インターネットなどで知り合い(ちよくせつ会ったことのない人)	27	3.99%	5	2.26%	11	4.25%	11	5.61%
その他	12	1.78%	4	1.81%	2	0.77%	6	3.06%
未回答	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
合計	1447		466		570		411	
母数		676	母数		221	母数		259
						母数		196

あなたは、次のなかで不安に思っていたり、なやんでいたりはすることは、ありますか。あてはまるものに3つまでチェックをつけてください。

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
学校でのべんきょう・しゅくだい(成績)	368	42.64%	86	31.97%	163	50.15%	119	44.24%
クラブ活動・部活動・スポ少	152	17.61%	26	9.67%	78	24.00%	48	17.84%
塾や習いごと	29	3.36%	15	5.58%	9	2.77%	5	1.86%
受験(じゅけん)・進路(しんろ)・就職(しゅうしょく)のこと	271	31.40%	34	12.64%	138	42.46%	99	36.80%
家族(親・きょうだいなど)のこと	65	7.53%	22	8.18%	17	5.23%	26	9.67%
先生のこと	22	2.55%	14	5.20%	3	0.92%	5	1.86%
友だちやセンパイのこと	127	14.72%	48	17.84%	46	14.15%	33	12.27%
体のこと	48	5.56%	27	10.04%	8	2.46%	13	4.83%
恋愛(れんあい)のこと	75	8.69%	25	9.29%	19	5.85%	31	11.52%
インターネットでのトラブル	5	0.58%	3	1.12%	0	0.00%	2	0.74%
特にない	295	34.18%	128	47.58%	91	28.00%	76	28.25%
その他	13	1.51%	6	2.23%	2	0.62%	5	1.86%
未回答	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
合計	1470		434		574		462	
母数		863	母数		269	母数		325
						母数		269

あなたに、心ばいごとや悩みがあるときに、相談(そうだん)できる人がほしいですか。今のきもちでこたえてください。

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
ほしい	531	61.53%	189	70.26%	192	59.08%	150	55.76%
ほしくない	324	37.54%	80	29.74%	130	40.00%	114	42.38%
未回答	8	0.93%	0	0.00%	3	0.92%	5	1.86%
合計	863	100.00%	269	100.00%	325	100.00%	269	100.00%

それはどんなひとに相談(そうだん)したいとかがえていますか。あてはまるひとに3つまでチェックをつけてください。

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
親	354	66.67%	148	78.31%	118	61.46%	88	58.67%
きょうだい	119	22.41%	57	30.16%	34	17.71%	28	18.67%
祖父母・親せき	67	12.62%	40	21.16%	15	7.81%	12	8.00%
友だち	354	66.67%	107	56.61%	142	73.96%	105	70.00%
学校の先生	134	25.24%	37	19.58%	56	29.17%	41	27.33%
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	24	4.52%	3	1.59%	9	4.69%	12	8.00%
学校以外(塾や習い事)の先生	13	2.45%	6	3.17%	4	2.08%	3	2.00%
近所の人	1	0.19%	0	0.00%	0	0.00%	1	0.67%
せんようの相談窓口(そうだんまどぐち)のひと	14	2.64%	6	3.17%	3	1.56%	5	3.33%
インターネットなどでの知り合い(ちよくせつ会ったことのない人)	28	5.27%	10	5.29%	7	3.65%	11	7.33%
その他	12	2.26%	8	4.23%	2	1.04%	2	1.33%
未回答	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
合計	1120		422		390		308	
母数		531	母数		189	母数		192
						母数		150

あなたは、友だちに対して、自分の考えや思いを言うことができますか。次のうち、1つだけチェックをつけてください。

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
言うことができる	359	41.60%	87	32.34%	167	51.38%	105	39.03%
まあまあ言うことができる	347	40.21%	120	44.61%	120	36.92%	107	39.78%
あまり言うことができない	107	12.40%	45	16.73%	23	7.08%	39	14.50%
まったく言うことができない	10	1.16%	5	1.86%	3	0.92%	2	0.74%
どちらともいえない	29	3.36%	11	4.09%	9	2.77%	9	3.35%
未回答	11	1.27%	1	0.37%	3	0.92%	7	2.60%
合計	863	100.00%	269	100.00%	325	100.00%	269	100.00%

友だちに言うことができないのは、なぜだと思いますか。あてはまるものに3つまでチェックをつけてください。

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
みんなの前で話すのが、はずかしいから	32	27.35%	16	32.00%	6	23.08%	10	24.39%
どのように話したらいいのかわからないから	64	54.70%	29	58.00%	15	57.69%	20	48.78%
人にきかわれたり、ばかにされるといやだから	67	57.26%	31	62.00%	16	61.54%	20	48.78%
自分の考えや思いが、聞いてもらえないから	18	15.38%	6	12.00%	3	11.54%	9	21.95%
言うのがめんどうだから	21	17.95%	7	14.00%	5	19.23%	9	21.95%
SNSで伝えることができるから	3	2.56%	0	0.00%	2	7.69%	1	2.44%
がまんすればいいだけだから	40	34.19%	10	20.00%	13	50.00%	17	41.46%
その他	5	4.27%	2	4.00%	1	3.85%	2	4.88%
合計	250		101		61		88	
母数		117	母数		50	母数		26
						母数		41

あなたは、まわりの大人(おとな)に対して、自分の考えや思いを言うことができますか。次のうち、1つだけチェックをつけてください。

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
言うことができる	273	31.63%	71	26.39%	127	39.08%	75	27.88%
まあまあ言うことができる	392	45.42%	138	51.30%	135	41.54%	119	44.24%
あまり言うことができない	124	14.37%	39	14.50%	37	11.38%	48	17.84%
まったく言うことができない	26	3.01%	8	2.97%	9	2.77%	9	3.35%
どちらともいえない	41	4.75%	12	4.46%	16	4.92%	13	4.83%
未回答	7	0.81%	1	0.37%	1	0.31%	5	1.86%
合計	863	100.00%	269	100.00%	325	100.00%	269	100.00%

大人(おとな)に言うことができないのは、なぜだと思いますか。あてはまるものすべてにチェックをつけてください。

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
みんなの前で話すのが、はずかしいから	28	10.26%	14	16.67%	5	5.62%	9	9.00%
どのように話したらいいのかわからないから	82	30.04%	24	28.57%	28	31.46%	30	30.00%
人にきられたい、ばかにされるといやだから	39	14.29%	17	20.24%	12	13.48%	10	10.00%
自分の考えや思いが、聞いてもらえないから	29	10.62%	7	8.33%	9	10.11%	13	13.00%
言うのがめんどうだから	38	13.92%	6	7.14%	15	16.85%	17	17.00%
SNSで伝えることができるから	3	1.10%	1	1.19%	1	1.12%	1	1.00%
がまんすればいいだけだから	50	18.32%	12	14.29%	19	21.35%	19	19.00%
その他	4	1.47%	3	3.57%	0	0.00%	1	1.00%
合計	273	100.00%	84	100.00%	89	100.00%	100	100.00%

お金(おかね)のことをききます。おこづかいをもらっていますか。

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
もらっている	472	54.69%	120	44.61%	182	56.00%	170	63.20%
もらっているけどもっとほしい	115	13.33%	42	15.61%	41	12.62%	32	11.90%
もらっていないけど、ほしいものは買ってもらえている	155	17.96%	52	19.33%	61	18.77%	42	15.61%
もらっていない、おこづかいがほしい	69	8.00%	30	11.15%	20	6.15%	19	7.06%
まったくもらってないし、もらいたいと思わない	52	6.03%	25	9.29%	21	6.46%	6	2.23%
合計	863	100.00%	269	100.00%	325	100.00%	269	100.00%

お金にこまったときに、どうすればいいと思いますか。自分の考えに近い答えを、3つまでチェックしてください。

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
家族にたすけてもらう	472	54.69%	138	51.30%	184	56.62%	150	55.76%
家族以外のだれかから、かりる	13	1.51%	7	2.60%	3	0.92%	3	1.12%
だれかが助けてくれるのを待つ	11	1.27%	3	1.12%	1	0.31%	7	2.60%
いっしょうけんめいはたらいで、お金をかせぐ	342	39.63%	100	37.17%	112	34.46%	130	48.33%
あたらしいことにチャレンジして、お金をかせぐ	67	7.76%	30	11.15%	18	5.54%	19	7.06%
こまらないうちに、節約(せつやく)するべきだ	410	47.51%	113	42.01%	158	48.62%	139	51.67%
こまらないうちに、しっかり貯金(ちよきん)しておくべきだ	475	55.04%	177	65.80%	193	59.38%	105	39.03%
その他	9	1.04%	4	1.49%	5	1.54%	0	0.00%
合計	1799		572		674		553	
母数			863		母数		325	
			母数		母数		母数	
			269		269		269	

あなたは、じぶんが着る服や、持ち物が充分に(じゅうぶん)にあると思いますか。1～5の★の数でこたえてください。

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1	11	1.27%	6	2.23%	3	0.92%	2	0.74%
2	38	4.40%	4	1.49%	17	5.23%	17	6.32%
3	135	15.64%	33	12.27%	40	12.31%	62	23.05%
4	197	22.83%	59	21.93%	75	23.08%	63	23.42%
5	466	54.00%	162	60.22%	189	58.15%	115	42.75%
未回答	16	1.85%	5	1.86%	1	0.31%	10	3.72%
合計	863	100.00%	269	100.00%	325	100.00%	269	100.00%
平均	4.26		4.39		4.33		4.05	

あなたは、食事(しょくじ)が充分に(じゅうぶん)にとれていると思いますか。1～5の★の数でこたえてください。

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1	8	0.93%	1	0.37%	1	0.31%	6	2.23%
2	14	1.62%	7	2.60%	2	0.62%	5	1.86%
3	64	7.42%	18	6.69%	22	6.77%	24	8.92%
4	106	12.28%	27	10.04%	38	11.69%	41	15.24%
5	664	76.94%	213	79.18%	262	80.62%	189	70.26%
未回答	7	0.81%	3	1.12%	0	0.00%	4	1.49%
合計	863	100.00%	269	100.00%	325	100.00%	269	100.00%
平均	4.64		4.67		4.72		4.52	

あなたのおうちは、住みやすいですか。1～5の★の数でこたえてください。

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1	25	2.90%	4	1.49%	5	1.54%	16	5.95%
2	25	2.90%	4	1.49%	9	2.77%	12	4.46%
3	91	10.54%	19	7.06%	34	10.46%	38	14.13%
4	162	18.77%	40	14.87%	53	16.31%	69	25.65%
5	552	63.96%	201	74.72%	221	68.00%	130	48.33%
未回答	8	0.93%	1	0.37%	3	0.92%	4	1.49%
合計	863	100.00%	269	100.00%	325	100.00%	269	100.00%
平均	4.39		4.60		4.48		4.08	

あなたの生活は、10点満点で何点ですか。1～10の★の数でこたえてください。

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1	7	0.81%	2	0.74%	3	0.92%	2	0.74%
2	11	1.27%	0	0.00%	5	1.54%	6	2.23%
3	12	1.39%	3	1.12%	3	0.92%	6	2.23%
4	28	3.24%	9	3.35%	6	1.85%	13	4.83%
5	83	9.62%	26	9.67%	27	8.31%	30	11.15%
6	87	10.08%	21	7.81%	29	8.92%	37	13.75%
7	123	14.25%	33	12.27%	42	12.92%	48	17.84%
8	177	20.51%	61	22.68%	68	20.92%	48	17.84%
9	121	14.02%	42	15.61%	53	16.31%	26	9.67%
10	197	22.83%	65	24.16%	83	25.54%	49	18.22%
未回答	17	1.97%	7	2.60%	6	1.85%	4	1.49%
合計	863	100.00%	269	100.00%	325	100.00%	269	100.00%
平均	7.62		7.82		7.84		7.17	

奥州市にいま、ほしい施設(しせつ)はなんですか。考えにちかいものを一つえらんでください。その他の場合は、それをおしえてください。

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
あたらしい学校	40	4.63%	9	3.35%	15	4.62%	16	5.95%
あたらしい病院	47	5.45%	11	4.09%	12	3.69%	24	8.92%
子どもが遊ぶ施設	255	29.55%	86	31.97%	90	27.69%	79	29.37%
あたらしいスポーツ施設	232	26.88%	52	19.33%	104	32.00%	76	28.25%
あたらしい公園	159	18.42%	69	25.65%	51	15.69%	39	14.50%
その他	127	14.72%	39	14.50%	53	16.31%	35	13.01%
未回答	3	0.35%	3	1.12%	0	0.00%	0	0.00%
合計	863	100.00%	269	100.00%	325	100.00%	269	100.00%

今から20年後、あなたは、どんなことを大切(たいせつ)にしたいと考えますか。3つまでチェックしてください。その他の場合は、それをおしえてください。

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
自分の考えをもつこと	520	60.25%	131	48.70%	217	66.77%	172	63.94%
学びつつけること	157	18.19%	46	17.10%	56	17.23%	55	20.45%
地域(ちいき)のひとたちとのかかわり	151	17.50%	73	27.14%	49	15.08%	29	10.78%
自分の健康(けんこう)	529	61.30%	162	60.22%	211	64.92%	156	57.99%
自分のたらく場所(ばしょ)の確保(かくほ)	327	37.89%	88	32.71%	136	41.85%	103	38.29%
家族(かぞく)となかよくくらすこと	410	47.51%	151	56.13%	148	45.54%	111	41.26%
その他	31	3.59%	12	4.46%	13	4.00%	6	2.23%
合計	2125		663		830		632	
母数	863		母数	269	母数	325	母数	269

あなたは、「奥州市子どもの権利(けんり)に関する条例(じょうれい)」という「きまり」を知っていますか。次のうち、1つだけチェックしてください。

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
知っている	47	5.45%	9	3.35%	27	8.31%	11	4.09%
聞いたことがある	160	18.54%	51	18.96%	56	17.23%	53	19.70%
知らない	656	76.01%	209	77.70%	242	74.46%	205	76.21%
合計	863	100.00%	269	100.00%	325	100.00%	269	100.00%

まえのしつもの「奥州市子どもの権利に関する条例」について、なにで知りましたか。あてはまるもの3つまでチェックしてください。

選択項目	総計		小学生		中学生		高校生	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
おうしゅう子どもポータル(奥州市ホームページ)	30	14.49%	6	10.00%	13	15.66%	11	17.19%
授業、先生の話	94	45.41%	21	35.00%	37	44.58%	36	56.25%
パンフレット、しおり	41	19.81%	12	20.00%	17	20.48%	12	18.75%
新聞	24	11.59%	8	13.33%	9	10.84%	7	10.94%
友だちの話	23	11.11%	7	11.67%	8	9.64%	8	12.50%
親、家族の話	34	16.43%	16	26.67%	8	9.64%	10	15.63%
学校の図書室	8	3.86%	4	6.67%	1	1.20%	3	4.69%
図書館、地区センターなど	11	5.31%	6	10.00%	1	1.20%	4	6.25%
SNSやYoutube	33	15.94%	3	5.00%	21	25.30%	9	14.06%
その他	5	2.42%	3	5.00%	2	2.41%	0	0.00%
合計	303		86		117		100	
母数	207		母数	60	母数	83	母数	64

大人のアンケート結果一覧

あなたは男性(だんせい)ですか、女性(じょせい)ですか。性別(せいべつ)をおしえてください。

選択項目	人数	割合
男(おとこ)	79	16.84%
女(おんな)	382	81.45%
わからない・こたえたくない	2	0.43%
無回答	6	1.28%
合計	469	100.00%

(大人の回答)子育て中の子について、いちばん年齢が上の子の年齢(学齢)をお答えください。

選択項目	人数	割合
年齢が一番上の子は小学校就学前である	5	1.07%
年齢が一番上の子は小学生である	98	20.90%
年齢が一番上の子は中学生である	118	25.16%
年齢が一番上の子は高校生相当の年齢である	146	31.13%
年齢が一番上の子は大学生・専門学校生相当の年齢である	94	20.04%
無回答	8	1.71%
合計	469	100.00%

(大人の回答)回答者であるあなた自身の年齢を教えてください。

選択項目	人数	割合
10歳代	0	0.00%
20歳代	0	0.00%
30歳代	96	20.47%
40歳代	304	64.82%
50歳代	57	12.15%
60歳代	10	2.13%
70歳代以上	1	0.21%
無回答	1	0.21%
合計	469	100.00%

(大人の回答)あなたの住んでいる地域はどこですか。ひとつえらんでください。

選択項目	人数	割合
奥州市水沢	173	36.89%
奥州市江刺	114	24.31%
奥州市前沢	63	13.43%
奥州市胆沢	74	15.78%
奥州市衣川	19	4.05%
奥州市以外	23	4.90%
無回答	3	0.64%
合計	469	100.00%

あなたは、自分のことが好きですか(すきですか)？

選択項目	人数	割合
とてもすき	30	6.40%
まあまあすき	195	41.58%
すきでもきらいでもない	171	36.46%
あまりすきではない	62	13.22%
きらい	11	2.35%
合計	469	100.00%

あなたは、自分がくらす奥州市(おうしゅうし)が好きですか？

選択項目	人数	割合
とてもすき	36	7.68%
まあまあすき	205	43.71%
すきでもきらいでもない	188	40.09%
あまりすきではない	32	6.82%
きらい	8	1.71%
合計	469	100.00%

あなたは、自分にはよいところがあると思いますか？

選択項目	人数	割合
たくさんある	62	13.22%
すこしある	243	51.81%
あるともないともいえない	121	25.80%
ない	12	2.56%
おもいうかばない	17	3.62%
未回答	14	2.99%
合計	469	100.00%

あなたは、家ぞくや友だちなど、まわりの人から大切(たいせつ)にされている、
と思いますか？

選択項目	人数	割合
とても大切にされている	118	25.16%
まあまあ大切にされている	224	47.76%
どちらともいえない	96	20.47%
あまり大切にされていない	15	3.20%
まったく大切にされていない	0	0.00%
未回答	16	3.41%
合計	469	100.00%

あなたは、家ぞくや友だちなど、まわりの人にどう思われているか、気になりますか？

選択項目	人数	割合
とても気になる	59	12.58%
少し気になる	189	40.30%
気になるとも気にならないともいえない	121	25.80%
あまり気にならない	71	15.14%
まったく気にならない	13	2.77%
未回答	16	3.41%
合計	469	100.00%

あなたは、人のやくにたつことをしたいと思っていますか？

選択項目	人数	割合
とてもしたい	139	29.64%
すこししたい	219	46.70%
したいともしたくないとも言えない	85	18.12%
あまりしたくない	7	1.49%
まったくしたくない	2	0.43%
未回答	17	3.62%
合計	469	100.00%

あなたは、じぶんが着る服や、持ち物が十分に(じゅうぶんに)あると思いますか。
1～5の★の数でこたえてください。

選択項目	人数	割合
1	16	3.41%
2	52	11.09%
3	113	24.09%
4	102	21.75%
5	168	35.82%
未回答	18	3.84%
合計	469	100.00%
平均	3.78	

あなたは、食事(しょくじ)が十分に(じゅうぶんに)とれていると思いますか。
1～5の★の数でこたえてください。

選択項目	人数	割合
1	7	1.49%
2	25	5.33%
3	52	11.09%
4	83	17.70%
5	280	59.70%
未回答	22	4.69%
合計	469	100.00%
平均	4.35	

あなたのおうちは、住みやすいですか。1～5の★の数でこたえてください。

選択項目	人数	割合
1	38	8.10%
2	62	13.22%
3	101	21.54%
4	99	21.11%
5	148	31.56%
未回答	21	4.48%
合計	469	100.00%
平均	3.57	

あなたの生活は、10点満点で何点ですか。1～10の★の数でこたえてください。

選択項目	人数	割合
1	6	1.28%
2	8	1.71%
3	22	4.69%
4	32	6.82%
5	89	18.98%
6	64	13.65%
7	84	17.91%
8	79	16.84%
9	31	6.61%
10	35	7.46%
未回答	19	4.05%
合計	469	100.00%
平均	6.43	

奥州市にいま、ほしい施設(しせつ)はなんですか。考えにちかいものを一つえらんでください。その他の場合は、それをおしえてください。

選択項目	人数	割合
あたらしい学校	16	3.41%
あたらしい病院	128	27.29%
こどもが遊ぶ施設	161	34.33%
あたらしいスポーツ施設	73	15.57%
あたらしい公園	26	5.54%
その他	65	13.86%
未回答	0	0.00%
合計	469	100.00%

今から20年後、あなたは、どんなことを大切(たいせつ)にしたいと考えますか。3つまでチェックしてください。その他の場合は、それをおしえてください。

選択項目	人数	割合
自分の考えをもつこと	88	18.76%
学びつづけること	78	16.63%
地域(ちいき)のひとたちとのかかわり	71	15.14%
自分の健康(けんこう)	383	81.66%
自分のはたらく場所(ばしょ)の確保(かくほ)	205	43.71%
家族(かぞく)となかよくくらすこと	332	70.79%
その他	7	1.49%
合計	1164	

母数 469

(大人の回答)子育てをしていて、どんなことにストレスを感じますか。あてはまるものに3つまでチェックしてください。

選択項目	人数	割合
子育て、家事と仕事を両立させること	206	43.92%
子育てについて気軽に相談できるひとがいないこと	14	2.99%
子育てについて、配偶者や祖父母など家族の協力を得られないこと	29	6.18%
理想の親にならなければいけないと思うこと	33	7.04%
社会から取り残されていると感じること	13	2.77%
子どもが思いどおりにならないこと	46	9.81%
子どもを叱りすぎていると感じること	89	18.98%
子どもの進学・進路のこと	179	38.17%
自分の時間が持てないこと	92	19.62%
子育て、家事による睡眠不足や疲労	96	20.47%
親同士・地域などの付き合い	108	23.03%
経済状況	200	42.64%
その他	14	2.99%
合計	1119	

母数 469

(大人の回答)子どものことについて悩んだり困ったりしたとき、どのような相談窓口があると良いと思いますか。あてはまるものに3つまでチェックしてください。

選択項目	人数	割合
どんな話でも聞いて受け止めてくれるところ	131	27.93%
24時間いつでも電話などで対応してくれるところ	56	11.94%
秘密が守られるところ	191	40.72%
自分と年齢が近い話し相手がいるところ	54	11.51%
困ったときに、かけこめるところ、逃げ込めるところ	67	14.29%
お金がかからないところ	173	36.89%
自分の気持ちや意見を代わりに話してくれるところ	36	7.68%
問題の解決方法を教えてくれるところ	175	37.31%
学校や施設、その職員などの間に入って、問題を解決してくれるところ	83	17.70%
SNS	23	4.90%
特になし	56	11.94%
その他	1	0.21%
合計	1046	

母数 469

あなたは、「奥州市子どもの権利(けんり)に関する条例(じょうれい)」、という「きまり」を知っていますか。次のうち、1つだけチェックしてください。

選択項目	人数	割合
知っている	28	5.97%
聞いたことがある	134	28.57%
知らない	307	65.46%
合計	469	100.00%

まえのしつもの「奥州市子どもの権利に関する条例」について、なにで知りましたか。あてはまるもの3つまでチェックしてください。

選択項目	人数	割合
おうちゅう子どもポータル(奥州市ホームページ)	46	28.40%
授業、先生の話	13	8.02%
パンフレット、しおり	84	51.85%
新聞	12	7.41%
友だちの話	5	3.09%
親、家族の話	6	3.70%
学校の図書室	0	0.00%
図書館、地区センターなど	10	6.17%
SNSやYoutube	5	3.09%
その他	6	3.70%
合計	187	

母数 162

第3期 奥州市

子ども・子育て支援事業計画

令和 年 月

奥州市

～目次～

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	3

第2章 子育て環境の現状と課題

1	子育て環境の現状	4
2	子ども・子育て支援ニーズ調査結果	12
3	第2期計画の実績	17
4	奥州市の子ども・子育てをめぐる現状と課題	35

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	37
2	基本的な視点	38
3	基本目標	38
4	計画の体系	39

第4章 施策の展開

1	量の見込みの算出の流れ	40
2	教育・保育提供区域	41
3	就学前児童と小学生の人口推計	43
4	教育・保育の提供体制	44
5	教育・保育の量の見込みと確保方策	45
6	教育・保育の一体的提供と提供体制の確保	51
7	産後休暇又は育児休業後における特定教育・保育施設の利用の確保	52
8	地域子ども・子育て支援事業の推進	53
9	子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県が行う施策との連携	71
10	仕事と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	73

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の少子化が進む中、合計特殊出生率は平成 27 年から 6 年連続で低下し、令和 3 年では 1.30 となっています。

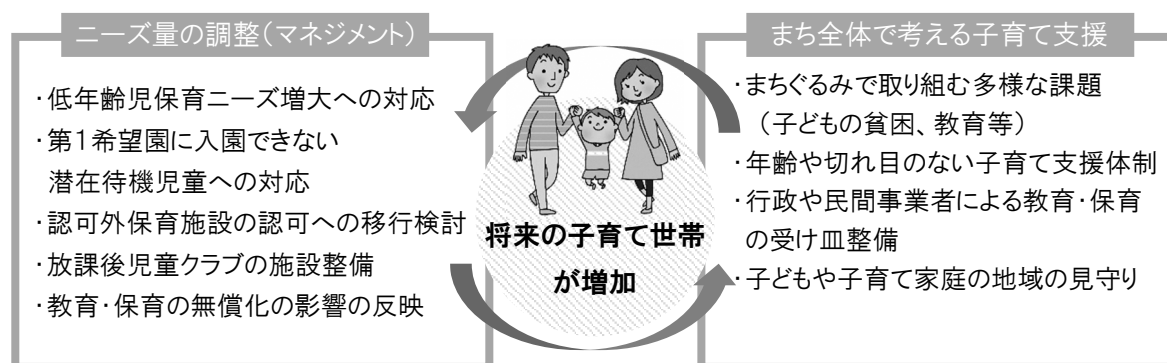
一方、近年では女性の社会進出が進み、共働き家庭の増加による保育ニーズの増大や核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、子どもや子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。そのため課題がより一層複雑化・多様化しており、子どもの健やかな成長できる環境を整えることは社会全体の重要な課題となっています。

このような社会的背景を受けて国においては、平成 24 年にこどもが健やかに成長することができる社会を目指し、「子ども・子育て支援法」が制定され、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。また、令和5年4月にこどもの施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足し、令和5年12月に「こども大綱」が策定されました。

「こども大綱」は、「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、「こどもまんなか社会」という子どもの利益を最優先に考えた政策や取り組みを国の中心に据える社会目標を打ち出し、その実現に向けた、政府全体のこども施策の基本指針として示され、ライフステージに応じた子育て支援の良好な環境整備等を社会一体となって推し進めていくことが求められます。

このたび、「奥州市子ども・子育て支援事業計画」が、令和6年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、「第3期奥州市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定し、引き続き、きめ細かく、切れ目のない子ども・子育て支援環境の充実に取り組みます。

◆子ども・子育てをめぐるサイクル



2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する事項を定める市町村子ども・子育て支援事業計画です。

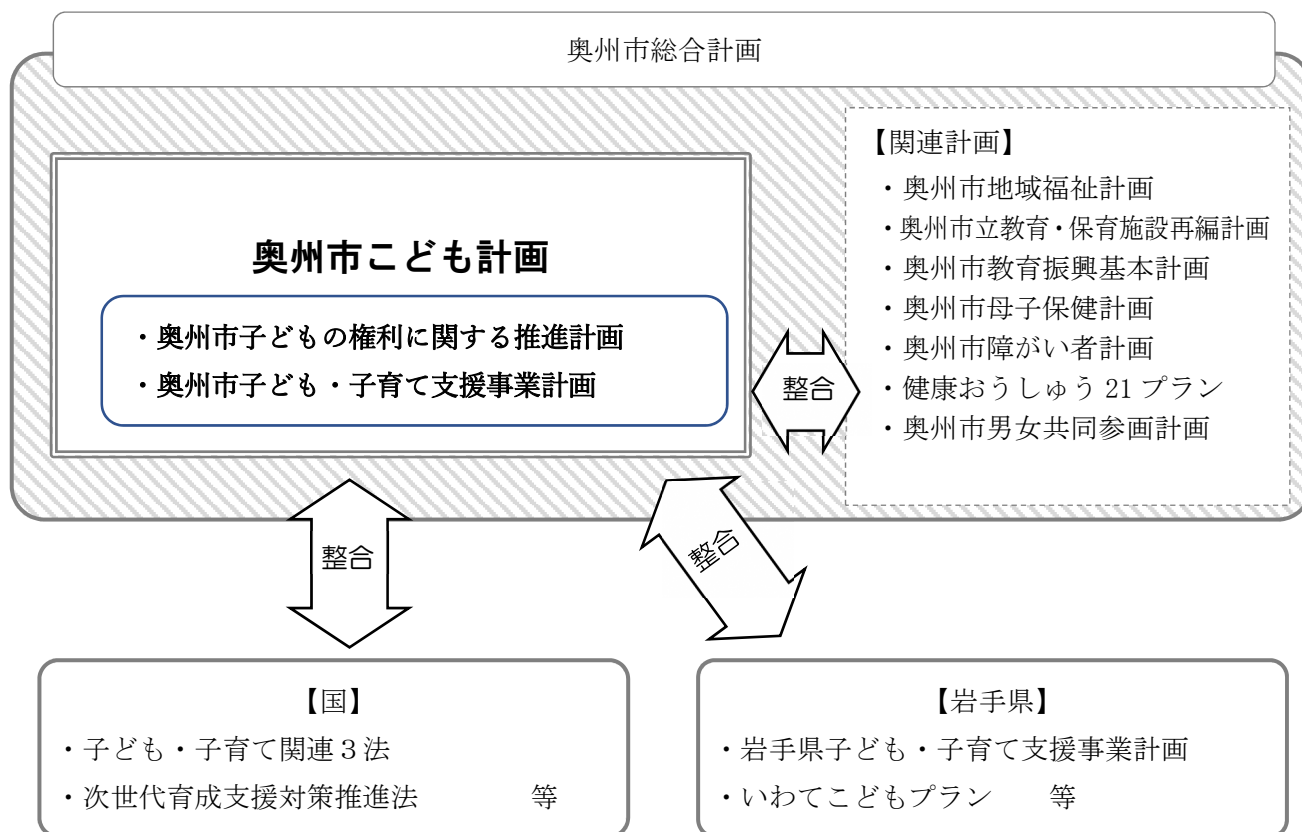
◆子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

また、この第3期計画は、子どもの権利に関する推進計画を関連計画として位置づけ、子どもの権利に関する推進計画と本計画を一体としてこども基本法第10条に規定する市町村こども計画として「奥州市こども計画」とするものです。

◆他計画との連携



3 計画の期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間で1期として策定するものですが、必要に応じて中間年度(令和9年度)を目安に計画の見直しを行い、実態に即した子育て支援施策を推進します。

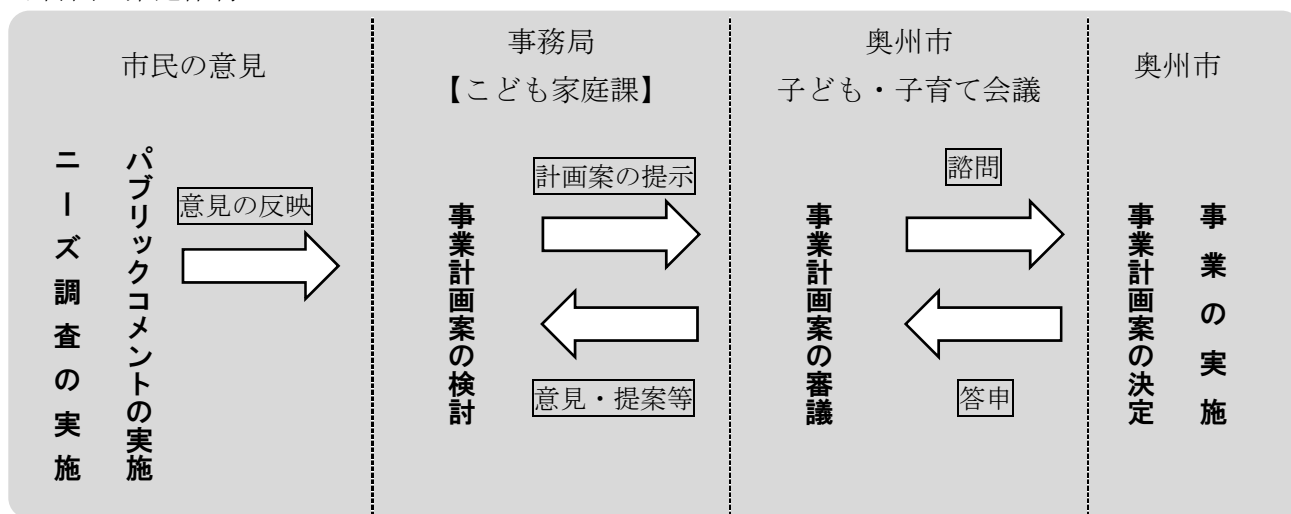
4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内関係者間の協議・調整を図るとともに、「奥州市子ども・子育て会議」での市民や関係団体からの意見をもとに、策定を行います。

また、子育て家庭の保護者に対してニーズ調査を実施し、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援にかかる意向を計画策定の基礎資料として活用します。

さらに、計画案を市のホームページ等を通じて周知し、市民からの意見や要望を収集した上で、必要な意見や要望を計画に反映します。

◆計画の策定体制



第2章 子育て環境の現状と課題

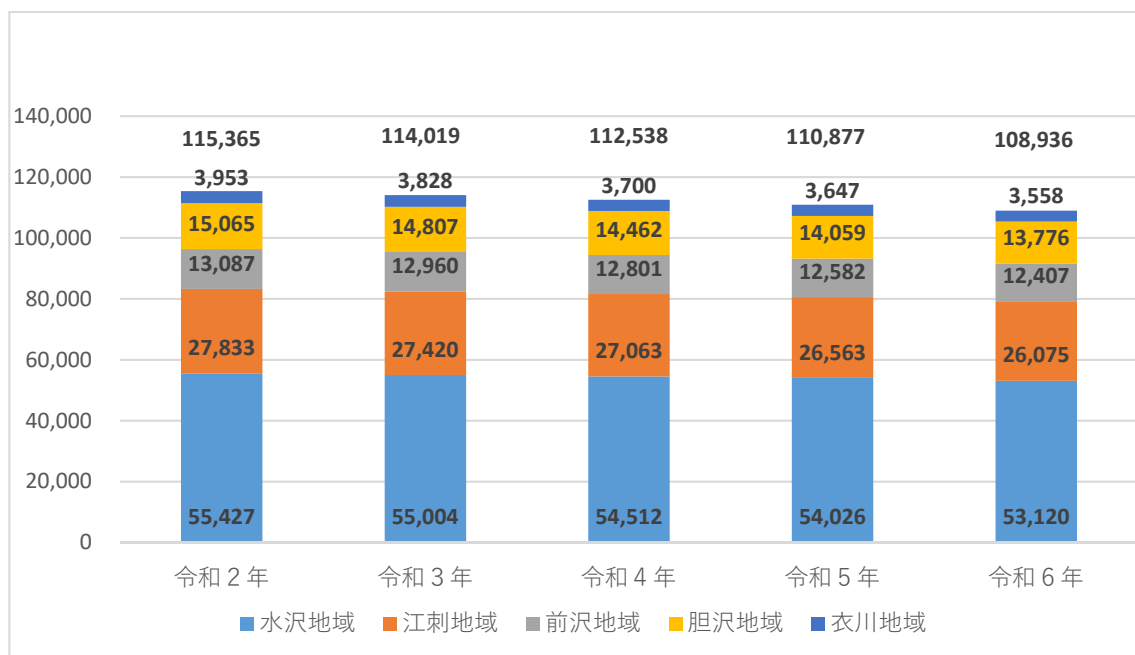
1 子育て環境の現状

(1) 人口の状況

①人口の推移

令和6年3月31日現在の総人口は108,936人で、地域別では水沢地域が53,120人で最も多く、次いで江刺地域が26,075人、胆沢地域で13,776人、前沢地域が12,407人、衣川地域で3,558人となっています。過去5年間の人口の推移をみると、総人口は減少傾向となっており、特に水沢地域と江刺地域で2,000人以上減少しています。

◆奥州市の総人口と地域別人口の推移

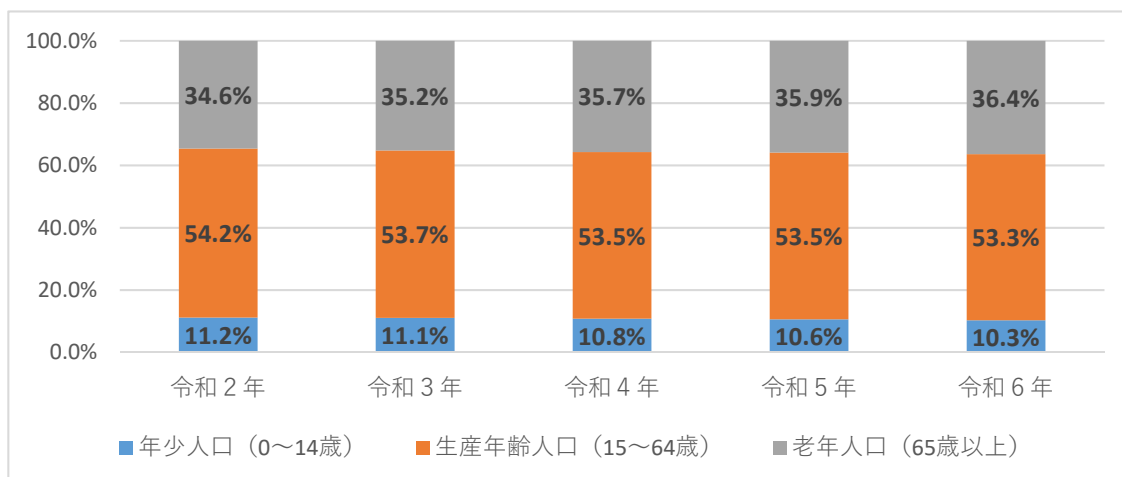


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

②人口構成比の推移

過去5年間の市全体の人口構成比の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少し、老年人口の割合（高齢化率）は増加しています。

◆市全体の人口構成比の推移



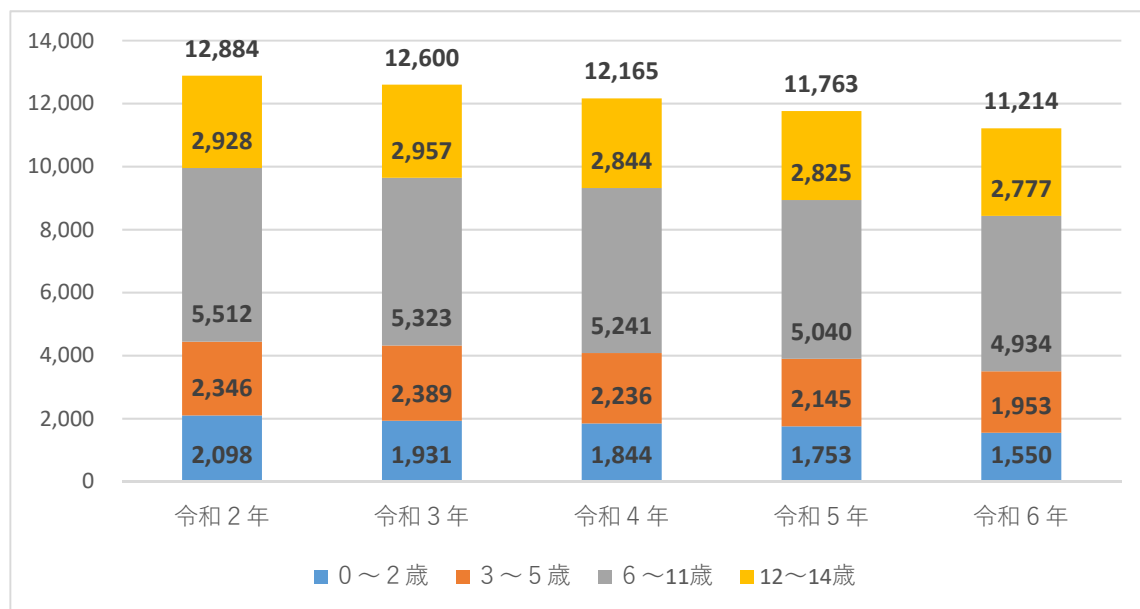
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

③年少人口の割合

市全体の過去5年間の年少人口の推移をみると年々減少しており、0～2歳で500人以上、3～5歳で約400人、6～14歳で700人以上減少しており、今後も少子化が続いていくことが考えられます。

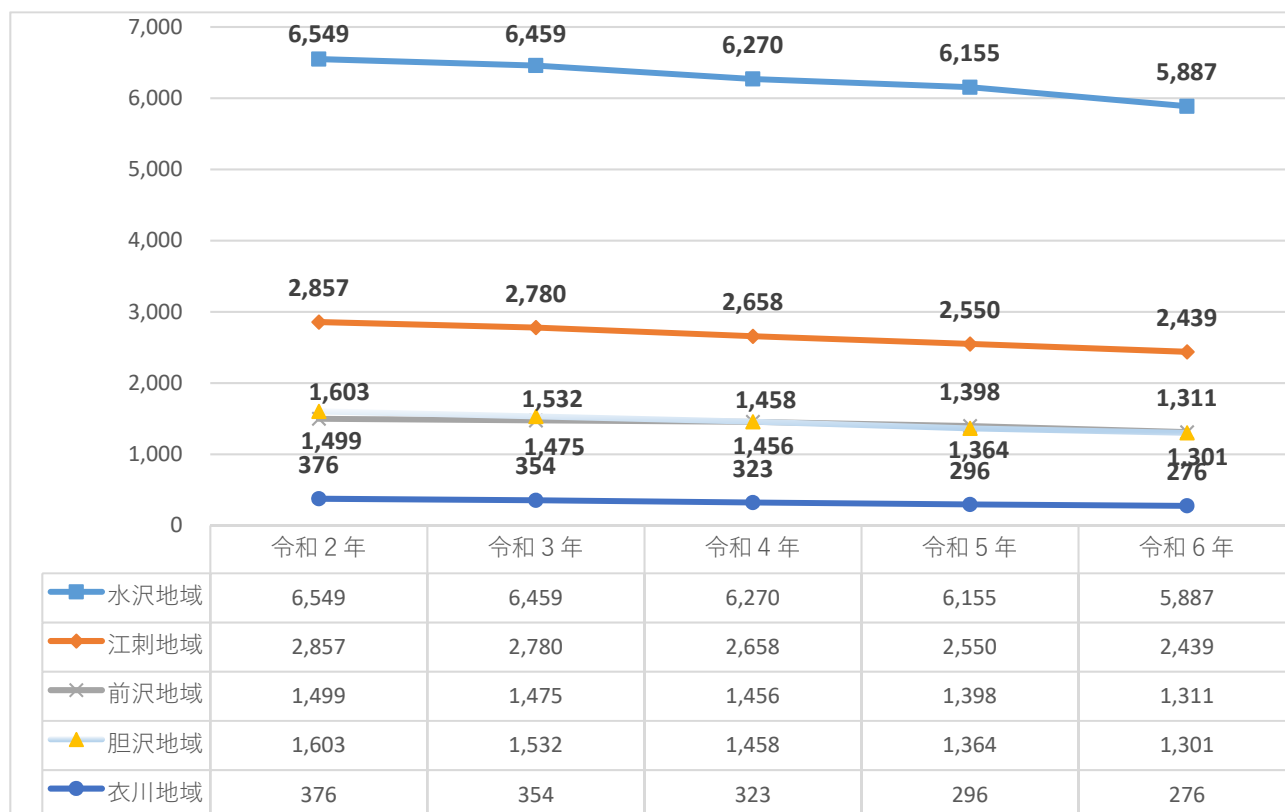
また、過去5年間の地域別の年少人口の推移をみると、どの地域においても年々減少しており、なかでも水沢地域で600人以上、江刺地域で400人以上減少しています。

◆市全体の年少人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

◆地域別の年少人口

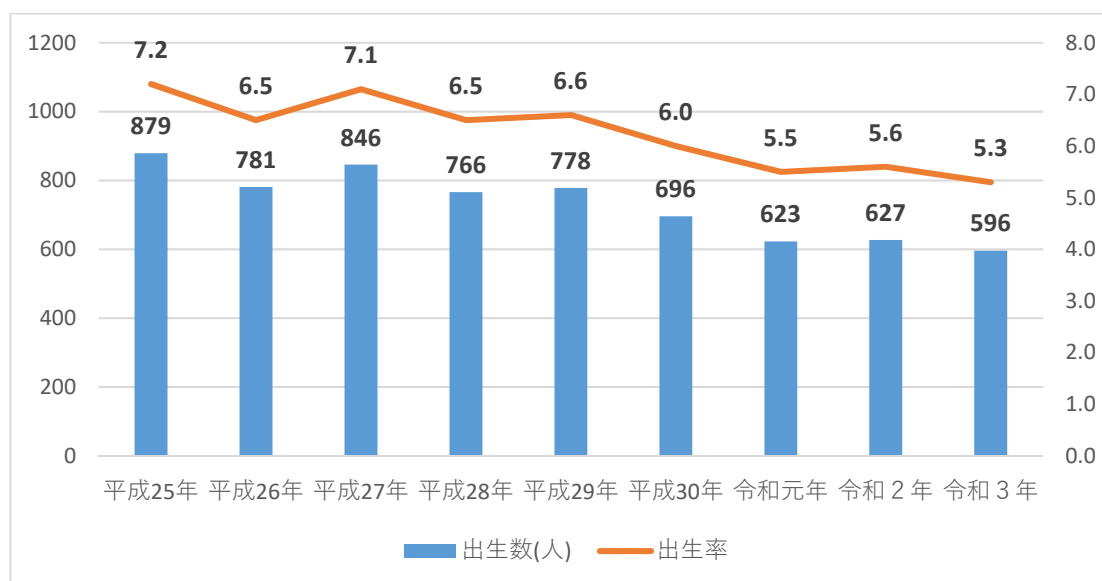


資料：住民基本台帳（3月31日現在）

（２）出生数と出生率の状況

市全体の出生数と出生率をみると、増減を繰り返しながら全体的に減少しており、令和３年時点で出生数が596人、出生率が5.3となっています。

◆市全体の出生数と出生率（人口 1,000 人における、その年の出生数の割合）の推移



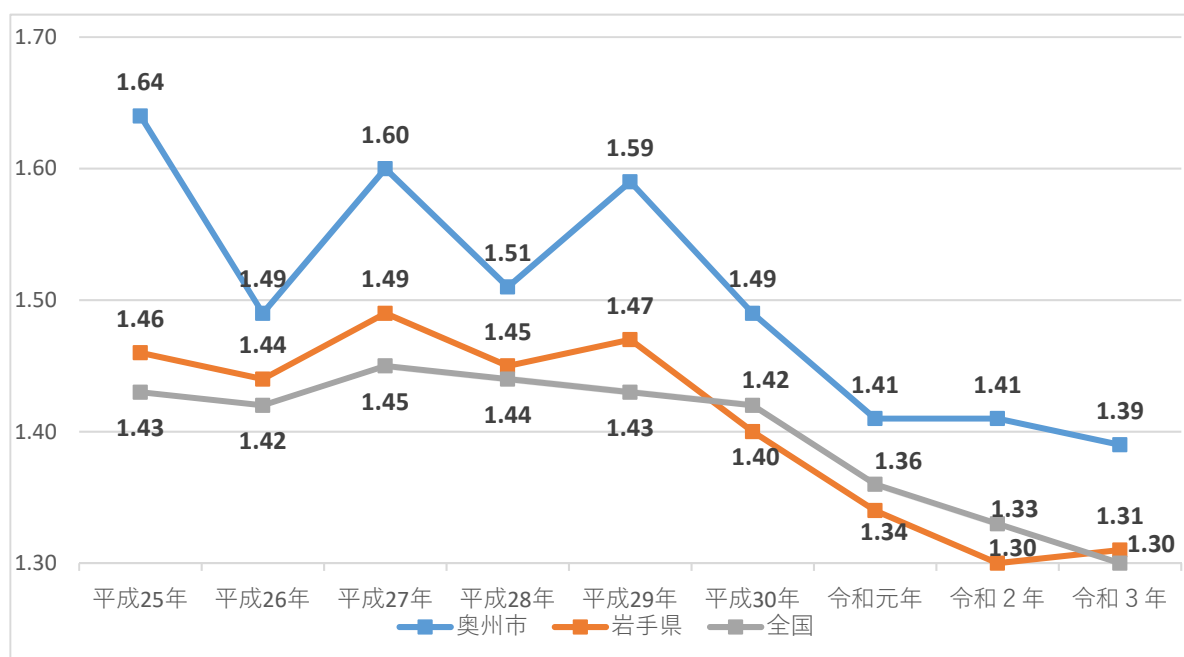
資料：岩手県環境保健研究センター

（３）合計特殊出生率の状況

合計特殊出生率の推移をみると、平成29年以降は減少し続けて、岩手県や全国と比べて高くなっているものの、人口を維持するために必要となる（人口置換水準）2.07を大きく下回っています。

また、奥州市人口ビジョンにおいて掲げている人口目標を達成するためには、2040年（令和22年）に合計特殊出生率が2.07、経過目標として2025年（令和7年）に1.85となっておりますが、直近値である令和３年時点では1.39となっています。

◆合計特殊出生率の推移



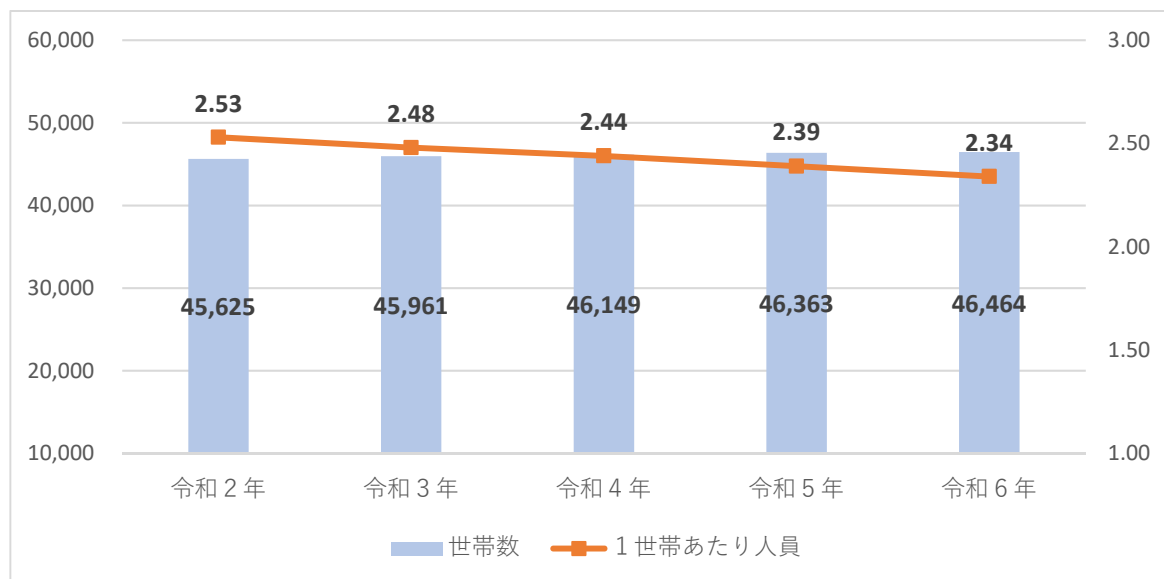
資料：岩手県環境保健研究センター

（４）世帯の状況

総人口が減少している一方で、世帯数が増加し、1世帯あたり人員が減少しており、核家族化が進行していることが考えられます。

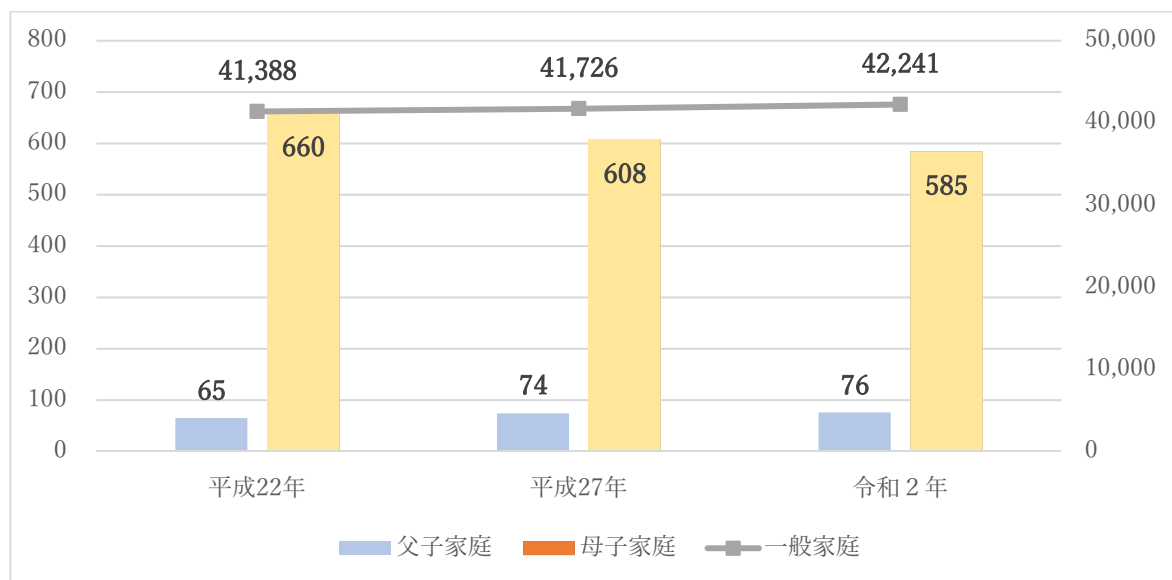
また、ひとり親世帯については母子家庭が平成22年以降では減少していますが、父子家庭は増加傾向となっています。

◆世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

◆ひとり親世帯の推移



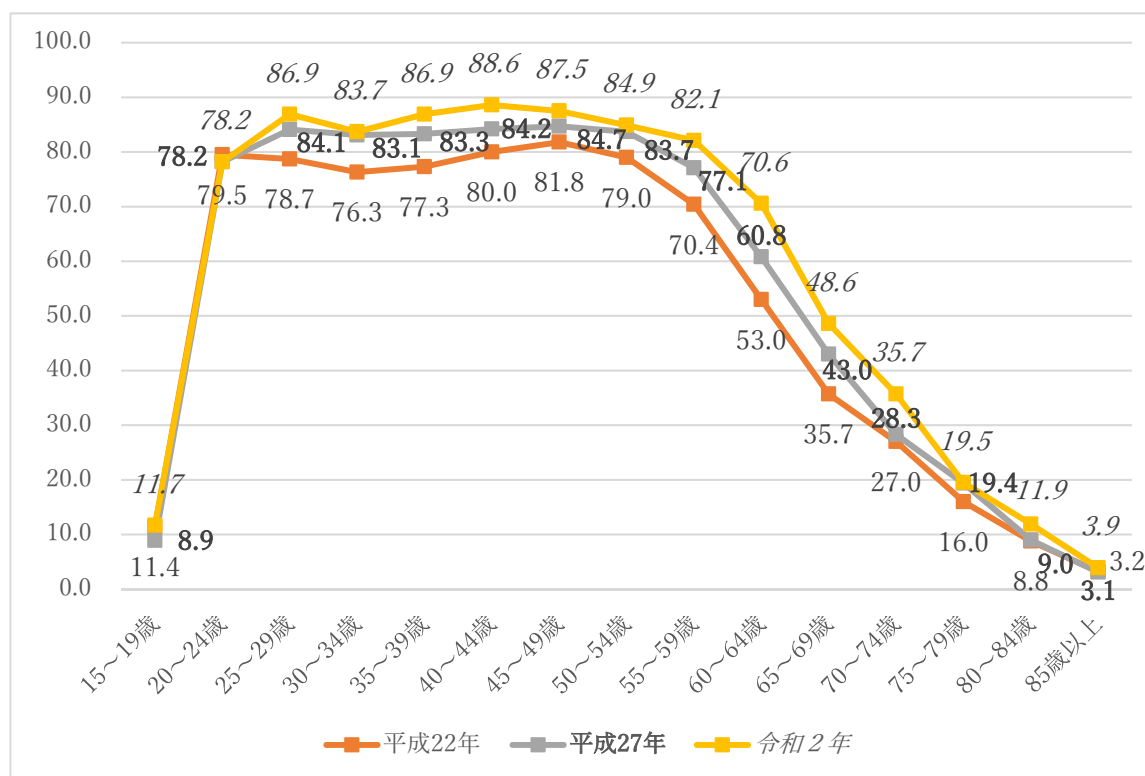
資料：国勢調査

（５）就労状況

女性の年齢別労働力率にみられる「女性が結婚後から子どもの育児期間までに一時離職すること」で発生するM字カーブについては、20代後半から40代前半でみられていた谷が浅くなっています。

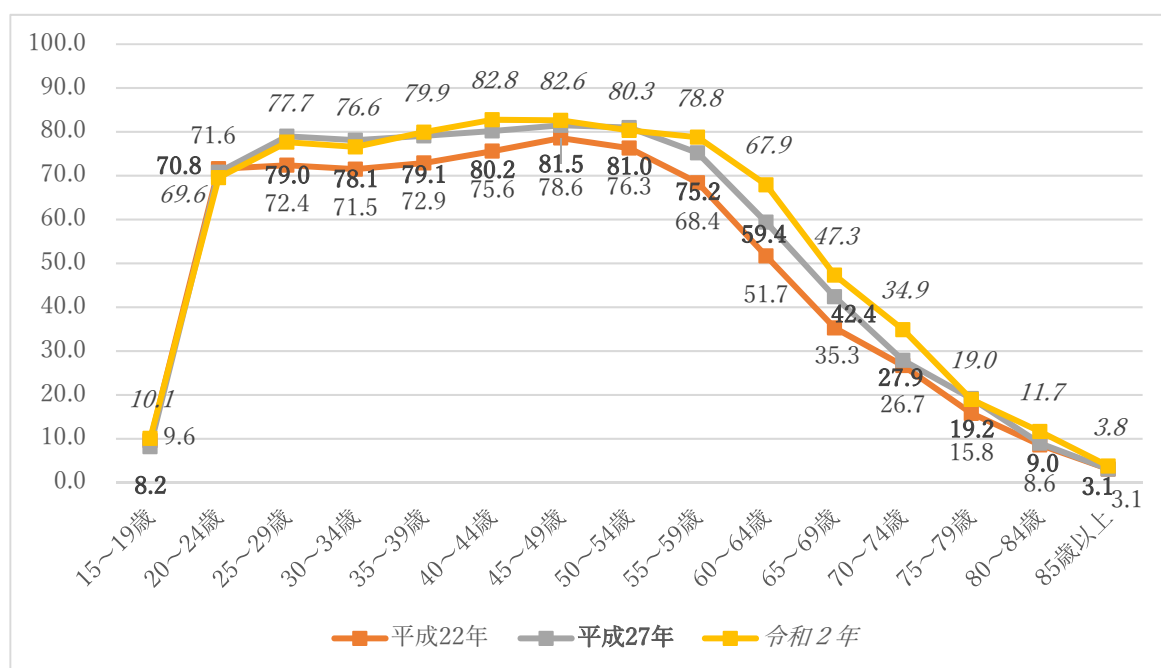
また、女性の年齢別就業率についてもほとんどの年齢で年々上昇しており、M字カーブにおいても20代後半から40代前半にみられる谷が労働力率と同様、浅くなっています。

◆女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

◆女性の年齢別就業率



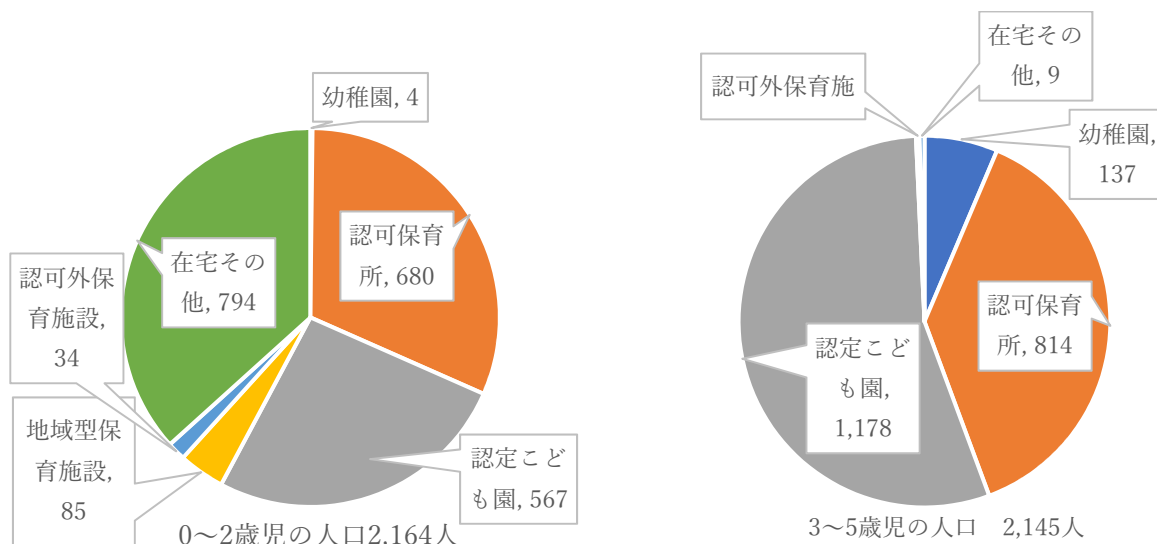
資料：国勢調査

（６）就学前児童の状況

本市の令和6年3月31日現在の就学前児童の人口は4,309人となっており、そのうちの0～2歳児 2,164人の就学前施設の利用状況は、在宅その他が794人と最も多くなっている一方で、認可外施設の利用も含めると、自宅以外の施設を利用している児童が半数以上となっています。

また、3～5歳児 2,145人については、認定こども園の利用が1,178人と最も多く、認可外施設の利用も含めると、ほとんどの児童が自宅以外の施設を利用しています、

◆就学前児童の就学前施設利用等の状況



資料：保育こども園課（令和6年3月31日現在）

（７）教育・保育の状況

①教育・保育施設の状況

各地域の人口に対する教育・保育施設の定員については、教育（1号認定）は胆沢地域では充足傾向となっていますが、ほかの地域では20%台から50%台となっています。

一方、保育（2・3号認定）は、胆沢地域以外で70%となっています。

◆就学前児童の人口と教育・保育施設の状況

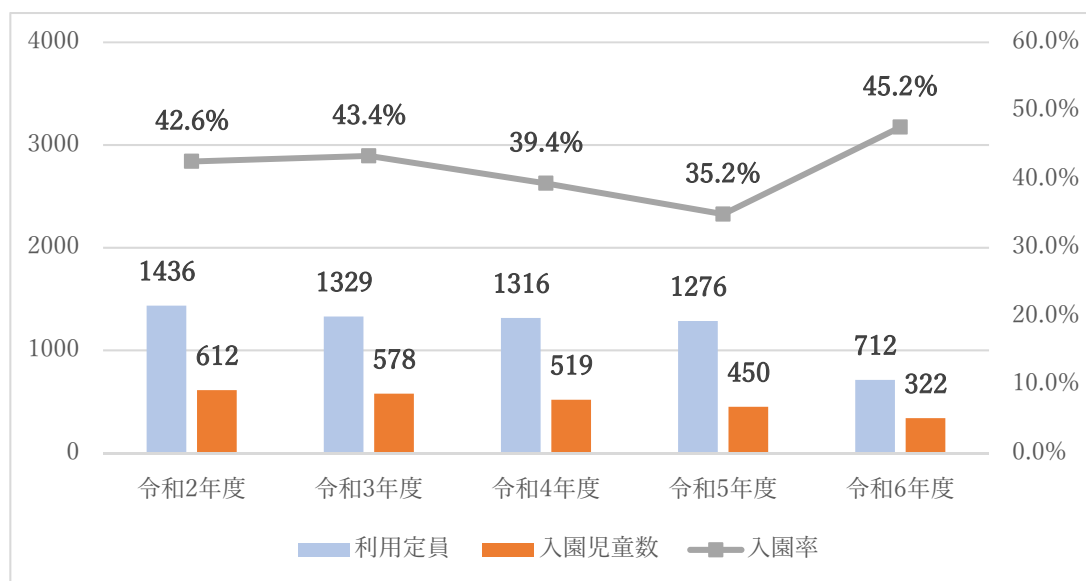
		市全体	水沢地域	江刺地域	前沢地域	胆沢地域	衣川地域
人口	0～2歳児	2,164	1,236	469	216	214	29
	3～5歳児	2,145	1,145	459	251	233	57
	0～5歳児	4,309	2,381	928	467	447	86
教育（1号認定）	定員	1,286	621	180	60	375	50
	定員充足率 [対3～5歳人口]	59.9	54.2	39.2	23.9	160.9	87.7
保育（2・3号認定）	定員	3,265	1,831	824	360	180	70
	定員充足率 [対0～5歳人口]	75.7	76.9	88.7	77.1	40.2	81.4

資料：保育こども園課（令和6年3月31日現在）

②教育(1号認定)入園児数

奥州市内の幼稚園の入園児数と定員とも減少しています。令和6年10月1日現在で712人の定員に対して入園児数が332人、入園率が45.2%となっています。

◆幼稚園の入園児数及び入園率

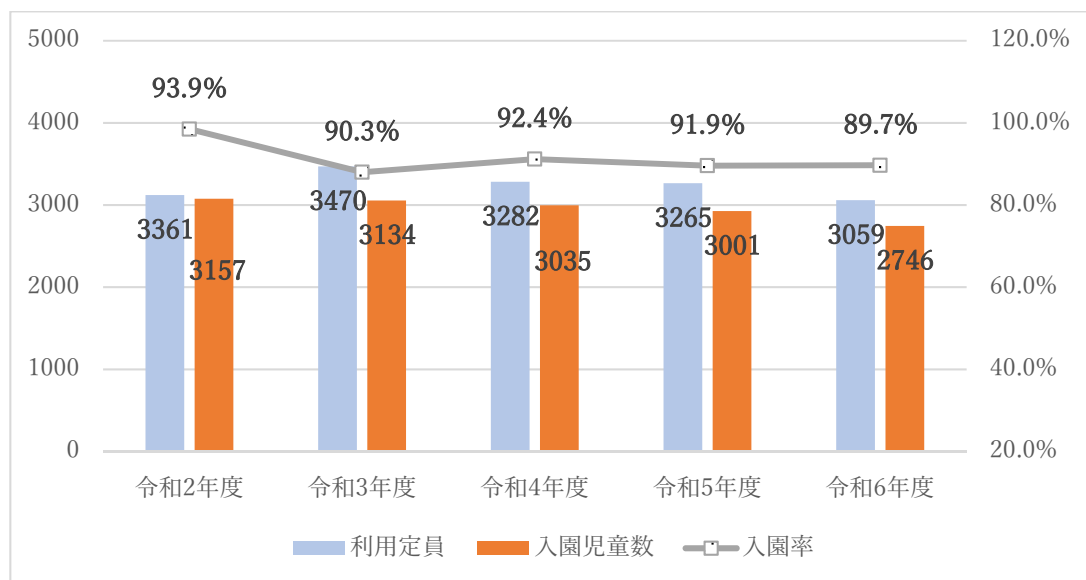


資料：保育こども園課（各年度10月1日現在）

③保育(2・3号認定)入所児数

奥州市内の保育(2・3号認定)の入所児数は3,000人前後で推移しています。また、定員に対する入所率は、9割前後となっています。

◆保育(2・3号認定)入所定員及び入所児数



資料：保育こども園課（各年度3月1日現在、令和6年度は10月1日現在）

④保育所待機児童数

保育所等の待機児童は令和2年、5年に発生しています。令和6年は、再び待機なしの状況です。

◆保育所待機児童の推移

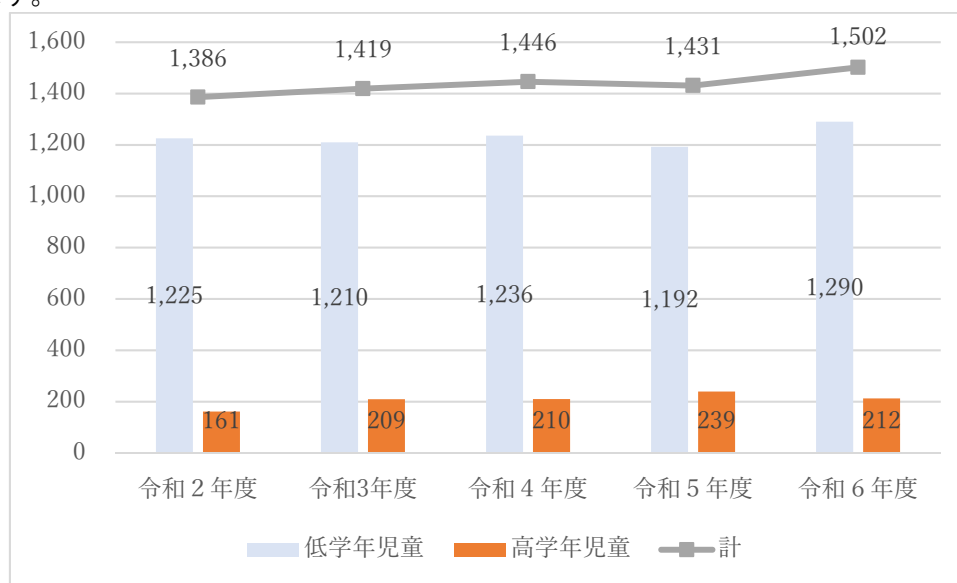


資料：保育こども園課（各年度4月1日現在）

⑤小学生児童の放課後施設・事業利用者数

小学生児童が学校の放課後や長期休業中等に利用する施設の利用状況については、放課後児童クラブは年々利用者が増加しており、低学年児童が利用の8割合を超えています。また、令和6年度のクラブ利用者は、小学生全体の3割が利用しています。

同様に、子どもの放課後の居場所提供などを行っている放課後子ども教室については、年々利用者数が減少しています。



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童クラブの利用者数内訳					
低学年児童の利用	1,225	1,210	1,236	1,192	1,290
高学年児童の利用	161	209	210	239	212

※年間実利用者数、保育所型児童館利用を除く、令和6年度は5月1日現在

放課後子ども教室利用者数	32,168	21,871	16,716	15,166	658
--------------	--------	--------	--------	--------	-----

資料：生涯学習スポーツ課、こども家庭課

2 子ども・子育て支援ニーズ調査結果

(1) 調査概要

本計画の策定にあたり、保育ニーズや本市の子育て支援サービスに対する利用状況や意向、また子育て世帯の生活実態や要望、意見などを把握することを目的として実施しました。

○調査対象：奥州市に在住する未就学児童の保護者 2,290 人

奥州市に在住する小学生の保護者 1,850 人

○調査期間：令和6年11月27日～令和6年12月15日

○調査方法：電子アンケートにより実施

調 査 票	配布数	有効回収数	有効回収率
未就学児童	2,290 件	808 件	35.2%
小 学 生	1,850 件	969 件	52.4%
合 計	4,140 件	1,777 件	42.9%

(2) 調査結果概要

■主に子育てを行っている人

項目	未就学児童	割合	小学生	割合
1 父母ともに	542	67.1%	646	66.7%
2 主に母親	252	31.2%	303	31.3%
3 主に父親	4	0.5%	11	1.1%
4 主に祖父母	2	0.2%	6	0.6%
5 その他	8	1.0%	3	0.3%
計	808		969	

■母親の就労状況

項 目	未就学児童	割合	小学生	割合
1 フルタイムで就労しており、産休・介護休業中でない	421	52.1%	545	56.2%
2 フルタイムで就労しているが、産休・介護休業中である	54	6.7%	16	1.7%
3 パート、アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中でない	232	28.7%	300	31.0%
4 パート、アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	20	2.5%	11	1.1%
5 以前は就労していたが、現在は就労していない	68	8.4%	82	8.5%
6 これまで就労したことがない	5	0.6%	3	0.3%
7 未回答	8	1.0%	12	1.2%
計	808		969	

■父親の就労状況

項 目	未就学児童	割合	小学生	割合
1 フルタイムで就労しており、産休・介護休業中でない	746	92.3%	865	89.3%
2 フルタイムで就労しているが、産休・介護休業中である	8	1.0%	1	0.1%
3 パート、アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中でない	5	0.7%	6	0.6%
4 パート、アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	0	0.0%	0	0.0%
5 以前は就労していたが、現在は就労していない	4	0.5%	9	0.9%
6 これまで就労したことがない	0	0.0%	1	0.1%
7 未回答	45	5.6%	87	9%
計	808		969	

■育児休業制度を利用の有無

項 目	未就学児童	割合	小学生	割合
母親と父親の両方が利用した	84	10.4%	35	3.6%
母親が利用した	490	60.6%	514	53.0%
父親が利用した	17	2.1%	17	1.8%
利用しなかった	214	26.5%	399	41.2%
未回答	3	0.4%	4	0.4%
計	808		969	

■育児休業制度を利用しなかった理由 ※複数回答

項 目	未就学児童	割合	小学生	割合
1 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	43	20.1%	83	20.8%
2 仕事が忙しかった	39	18.2%	68	17.0%
3 仕事に早く復帰したかった	3	1.4%	11	2.8%
4 仕事に戻るのが難しそうだった	8	3.7%	20	5.0%
5 昇給・昇格などが遅れそうだった	1	0.5%	8	2.0%
6 収入減となり、経済的に苦しくなる	37	17.3%	51	12.8%
7 保育所などに預けることができた	3	1.4%	21	5.3%
8 他の親族が子どもをみてくれた	8	3.7%	21	5.3%
9 子育てに専念するために退職した	49	22.9%	111	27.8%
10 職場に育児休業の制度がなかった	37	17.3%	55	13.8%
11 有期雇用のため制度の資格要件がなかった	19	8.9%	21	5.3%
12 育児休業制度のことを知らなかった	9	4.2%	12	3.0%
13 その他	48	22.4%	74	18.5%
14 未回答			1	0.3%

■放課後児童クラブは、何年生まで利用すると思いますか

項 目	未就学児童	割合	小学生	割合
1 4年生が終るまで	204	25.2%	197	20.3%
2 5年生が終るまで	28	3.5%	32	3.3%
3 小学校を卒業するまで	217	26.9%	179	18.5%
4 未回答	359	44.4%	561	57.9%
計	808		969	

■定期的な教育・保育事業の利用有無

項 目	件数	割合
1 利用している	794	98.3%
2 利用していない	10	1.2%
3 未回答	4	0.5%
計	808	

■平日に定期的に利用している「教育・保育事業」を教えてください ※複数回答

項 目	件数	割合
1 幼稚園	34	4.2%
2 幼稚園の預かり保育	12	1.5%
3 保育所・保育園	244	30.2%
4 認定こども園(幼稚園利用)	139	17.2%
5 認定こども園(保育園利用)	388	48.0%
6 事業所内保育施設	1	0.1%
7 小規模保育施設	10	1.2%
8 認可外保育施設	2	0.2%
9 ファミリーサポートセンター	3	0.4%
10 その他	3	0.4%
11 未回答	1	0.1%

■土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望

項 目	件数	割合
1 利用する必要はない	476	58.9%
2 ほぼ毎週利用したい	59	7.3%
3 月に1～2回利用したい	264	32.7%
4 未回答	9	1.1%
計	808	

■日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

項 目	件数	割合
1 利用する必要はない	660	81.7%
2 ほぼ毎週利用したい	18	2.2%
3 月に1～2回利用したい	122	15.1%
4 未回答	8	1.0%
計	808	

■長期休暇中の教育・保育事業の利用希望はありますか

項 目	件数	割合
1 利用する必要はない	164	20.3%
2 休みの期間中、ほぼ毎日利用したい	179	22.1%
3 休みの期間中、週に数日利用したい	143	17.7%
4 幼稚園、認定こども園を利用していない	227	28.1%
5 未回答	95	11.8%
計	808	

■「子育て支援センター」を知っていますか

項 目	件数	割合
1 事業内容を含めて知っている	580	71.8%
2 名前は聞いたことがあるが事業内容は知らない	209	25.9%
3 全く知らない	10	1.2%
4 未回答	9	1.1%
計	808	

■現在、子育て支援センターを利用していますか

項 目	件数	割合
1 利用している	77	9.5%
2 利用していない	722	89.4%
3 未回答	9	1.1%
計	808	

■子育て支援センターの今後の利用希望

項 目	件数	割合
1 利用していないが、今後利用したい	150	18.6%
2 既に利用しているが、回数を増やしたい	23	2.8%
3 既に利用しており、これまでどおり	112	13.9%
4 利用希望はない	510	63.1%
5 未回答	13	1.6%
計	808	

■病後児保育施設等を利用したい

項 目	件数	割合
1 できれば病後児保育施設等を利用したい	220	37.7%
2 利用したいと思わない	323	55.4%
3 未回答	40	6.9%
計	583	

※子どもの病気等が原因で会社を休んだ親が回答

■通院や不定期の就労等で不定期な預かり事業を利用したいですか

※複数回答

項 目	件数	割合
1 私用(買物、子どもや親の習い事など)、リフレッシュ目的	356	44.1%
2 冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院など	383	47.4%
3 不定期の就労	132	16.3%
4 利用する必要はない	268	33.2%
5 未回答	36	4.4%
6 その他	3	0.4%

3 第2期計画の実績

(1) 市全体の教育・保育事業

※各年度の実績値は各年10月1日時点の数値となっています。

①1号認定						
(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	児童	746	747	725	719	705
	計	746	747	725	719	705
確保 方策	教育・保育施設	1,436	1,329	1,316	1,276	712
	地域型保育施設					
	計	1,436	1,329	1,316	1,276	712
実績値		612	578	519	450	322
待機児童数		0	0	0	0	0

⇒市全体の1号認定の教育・保育事業の実績については、年々減少しており、5年度に500人を割っています。

②2号認定						
(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	学校教育希望	0	0	0	0	0
	保育希望	1,727	1,733	1,635	1,605	1,541
	計	1,727	1,733	1,635	1,605	1,541
確保 方策	教育・保育施設	1,946	1,970	1,842	1,840	1,712
	地域型保育施設	0	0	0	0	
	計	1,946	1,970	1,842	1,840	1,712
実績値		1,719	1,999	1,691	1,700	1,601
待機児童数		2	0	0	0	0

⇒市全体の2号認定の教育・保育事業の実績については3年度に増加した以降、横ばいとなっています。また、3年度以降は見込みを上回っています。待機児童は、2年度に2人となっています。

③3 号認定

(単位：人)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	0 歳児	児童	298	291	285	277	270
		計	298	291	285	277	270
	1・2 歳児	児童	1,009	974	1,010	1,006	1,002
		計	1,009	974	1,010	1,006	1,002
確保 方策	0 歳児	教育・保育施設	315	332	319	319	299
		地域型保育施設	27	34	30	31	39
		計	342	366	349	350	338
	1・2 歳児	教育・保育施設	1,020	1,072	1,037	1,022	945
		地域型保育施設	53	62	54	53	64
		計	1,073	1,134	1,091	1,075	1,009
実績値	0 歳児		298	294	305	269	222
	1・2 歳児		1,023	655	974	974	923
待機 児童	0 歳児		7	18	22	21	0
	1・2 歳児		8	4	6	8	0

⇒市全体の3号認定の教育・保育事業の実績については、0歳児では5年度に300人を大きく下回っており、1・2歳児では3年度から1,000人を下回り推移しています。

また、待機児童について実績値が確保量を下回っているにもかかわらず、待機児童が発生しており、利用希望と受入可能施設のミスマッチや保育士不足等が要因となっていることが考えられます。

(2) 水沢地域の教育・保育事業

※各年度の実績値は各年 10 月 1 日時点の数値となっています。

①1号認定

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	児童	411	411	400	395	387
	計	411	411	400	395	387
確保 方策	教育・保育施設	721	659	651	611	327
	地域型保育施設	0	0	0	0	0
	計					327
実績値		363	362	328	288	200
待機児童数		0	0	0	0	0

⇒水沢地域の1号認定の教育・保育事業の実績については、年々減少しており、5年度に300人を割っています。

②2号認定

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	学校教育希望	0	0	0	0	0
	保育希望	949	953	900	883	847
	計	949	953	900	883	847
確保 方策	教育・保育施設	1,050	1,059	1,032	1,021	923
	地域型保育施設	0	0	0	0	0
	計	1,050	1,059	1,032	1,021	923
実績値		991	1,105	932	950	828
待機児童数		2	0	0	0	0

⇒水沢地域の2号認定の教育・保育事業の実績については見込みを上回っています。また、2年度に待機児童が2人となっています。

③3号認定

(単位：人)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	0歳児	児童	177	173	170	165	160
		計	177	173	170	165	160
	1・2 歳児	児童	578	557	579	576	574
		計	578	557	579	576	574
確保 方策	0歳児	教育・保育施設	184	198	187	187	171
		地域型保育施設	15	22	21	22	30
		計	199	220	208	209	201
	1・2 歳児	教育・保育施設	567	589	569	563	517
		地域型保育施設	28	37	39	38	49
		計	595	626	608	601	566
実績値	0歳児		178	168	186	169	123
	1・2歳児		566	366	547	562	515
待機 児童	0歳児		5	16	21	21	0
	1・2歳児		8	4	6	8	0

⇒水沢地域の3号認定の教育・保育事業の実績については、0歳児では、180人前後で増減を繰り返しています。一方、1・2歳児では見込みを下回り、3年度には大きく減少しました。また、待機児童は2年度から5年度まで毎年発生しました。

(3) 江刺地域の教育・保育事業

※各年度の実績値は各年10月1日時点の数値となっています。

①1号認定

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	児童	107	108	104	104	102
	計	107	108	104	104	102
確保 方策	教育・保育施設	230	185	180	180	95
	地域型保育施設	0	0	0	0	
	計	230	185	180	180	95
実績値		88	70	63	58	49
待機児童数		0	0	0	0	0

⇒江刺地域の1号認定の教育・保育事業の実績については、年々減少しています。

②2号認定

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	学校教育希望	0	0	0	0	0
	保育希望	446	447	422	414	398
	計	446	447	422	414	398
確保 方策	教育・保育施設	533	548	447	456	430
	地域型保育施設	0	0	0	0	
	計	533	548	447	456	430
実績値		421	495	424	415	383
待機児童数		0	0	0	0	0

⇒江刺地域の2号認定の教育・保育事業の実績については、3年度に増加しましたが、4年度から減少傾向となっています。

③3号認定

(単位：人)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	0歳児	児童	73	71	69	67	66
		計	73	71	69	67	66
	1・2歳児	児童	240	231	240	239	238
		計	240	231	240	239	238
確保 方策	0歳児	教育・保育施設	79	82	80	80	76
		地域型保育施設	12	12	9	9	9
		計	91	94	89	89	85
	1・2歳児	教育・保育施設	258	288	273	264	244
		地域型保育施設	25	25	15	15	15
		計	283	313	288	279	259
実績値	0歳児		80	81	76	57	58
	1・2歳児		257	171	256	251	203
待機 児童	0歳児		0	0	0	0	0
	1・2歳児		0	0	0	0	0

⇒江刺地域の3号認定の教育・保育事業の実績については、0歳児は2年度から4年度まで見込みを上回りました。1・2歳児では3年度を除き、見込みを上回っています。

（４）前沢地域の教育・保育事業

※各年度の実績値は各年 10 月 1 日時点の数値となっています。

①1号認定

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	児童	91	91	88	88	86
	計	91	91	88	88	86
確保 方策	教育・保育施設	60	60	60	60	60
	地域型保育施設	0	0	0	0	0
	計	60	60	60	60	60
実績値		60	60	52	37	29
待機児童数		0	0	0	0	0

⇒前沢地域の1号認定の教育・保育事業の実績については、2 年度から見込みを下回っており、年々減少しております。

②2号認定

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	学校教育希望	0	0	0	0	0
	保育希望	169	170	160	157	151
	計	169	170	160	157	151
確保 方策	教育・保育施設	218	218	218	218	218
	地域型保育施設	0	0	0	0	0
	計	218	218	218	218	218
実績値		173	232	196	199	193
待機児童数		0	0	0	0	0

⇒前沢地域の2号認定の教育・保育事業の実績については、令和2年度以降は見込みを上回っています。

③3号認定

(単位：人)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	0歳児	児童	23	22	22	21	21
		計	23	22	22	21	21
	1・2歳児	児童	95	92	95	95	94
		計	95	92	95	95	94
確保 方策	0歳児	教育・保育施設	36	36	36	36	36
		地域型保育施設	0	0	0	0	0
		計	36	36	36	36	36
	1・2歳児	教育・保育施設	106	106	106	106	106
		地域型保育施設	0	0	0	0	0
		計	106	106	106	106	106
実績値	0歳児		24	30	28	27	19
	1・2歳児		111	64	100	100	98
待機 児童	0歳児		1	0	1	0	0
	1・2歳児		0	0	0	0	0

⇒前沢地域の3号認定の教育・保育事業の実績については、0歳児は、見込みを上回っています。1・2歳児も3年度を除き、見込みを上回っています。また、待機児童は0歳児で2年度と4年度に各1名となっています。

(5) 胆沢地域の教育・保育事業

※各年度の実績値は各年10月1日時点の数値となっています。

①1号認定

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	児童	110	110	107	106	104
	計	110	110	107	106	104
確保 方策	教育・保育施設	375	375	375	375	180
	地域型保育施設	0	0	0	0	0
	計	375	375	375	375	180
実績値		71	69	59	55	36
待機児童数		0	0	0	0	0

⇒胆沢地域の1号認定の教育・保育事業の実績については、年々減少し、見込みを下回っています。

②2号認定(平成 30 年度以降は学校教育希望と上記以外を合算しています。)

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	学校教育希望	0	0	0	0	0
	保育希望	119	119	112	110	106
	計	119	119	112	110	106
確保 方策	教育・保育施設	101	101	101	101	97
	地域型保育施設	0	0	0	0	0
	計	101	101	101	101	97
実績値		96	113	96	90	169
待機児童数		0	0	0	0	0

⇒胆沢地域の2号認定の教育・保育事業の実績については、減少傾向にあり、毎年度見込みを下回っています。

③3号認定

(単位：人)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	0歳児	児童	17	17	16	16	16
		計	17	17	16	16	16
	1・2歳児	児童	74	72	74	74	74
		計	74	72	74	74	74
確保 方策	0歳児	教育・保育施設	12	12	12	12	12
		地域型保育施設	0	0	0	0	0
		計	12	12	12	12	12
	1・2歳児	教育・保育施設	67	67	67	67	56
		地域型保育施設	0	0	0	0	0
		計	67	67	67	67	56
実績値	0歳児		12	15	12	13	17
	1・2歳児		62	38	52	53	95
待機 児童	0歳児		1	2	0	0	0
	1・2歳児		0	0	0	0	0

⇒胆沢地域の3号認定の教育・保育事業の実績については、両方の年齢ともに毎年度見込みを下まわっています。

(6) 衣川地域の教育・保育事業

※各年度の実績値は各年 10 月 1 日時点の数値となっています。

①1号認定

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	児童	27	27	26	26	26
	計	27	27	26	26	26
確保 方策	教育・保育施設	50	50	50	50	50
	地域型保育施設					
	計	50	50	50	50	50
実績値		21	17	17	12	8
待機児童数		0	0	0	0	0

⇒衣川地域の1号認定の教育・保育事業の実績については、毎年度見込みを下回っています。

②2号認定

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	学校教育希望	0	0	0	0	0
	保育希望	44	44	41	41	39
	計	44	44	41	41	39
確保 方策	教育・保育施設	44	44	44	44	44
	地域型保育施設	0	0	0	0	0
	計	44	44	44	44	44
実績値		38	54	43	46	28
待機児童数		0	0	0	0	0

⇒衣川地域の2号認定の教育・保育事業の実績については、2年度以降は、見込みを上回っています。

③3 号認定

(単位：人)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	0 歳児	児童	8	8	8	8	7
		計	8	8	8	8	7
	1・2 歳児	児童	22	22	22	22	22
		計	22	22	22	22	22
確保 方策	0 歳児	教育・保育施設	4	4	4	4	4
		地域型保育施設	0	0	0	0	0
		計	4	4	4	4	4
	1・2 歳児	教育・保育施設	22	22	22	22	22
		地域型保育施設	0	0	0	0	0
		計	22	22	22	22	22
実績値	0 歳児		4	0	3	3	5
	1・2 歳児		27	16	19	8	12
待機 児童	0 歳児		0	0	0	0	0
	1・2 歳児		0	0	0	0	0

⇒衣川地域の3号認定の教育・保育事業の実績については、0 歳児では毎年度見込みを下回っています。また、1・2 歳児では増減を繰り返し、5 年度は大幅な減少となっています。

(7) 地域子ども・子育て支援事業

※令和6年度の実績値は、令和6年9月末時点の数値となっています。

①利用者支援事業

(単位：箇所)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	量の見込み					
	基本・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	0	1	1	1	0
	確保方策					
	基本・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	0	1	1	1	0
	実績値					
	基本・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	0	1	1	1	0
	こども家庭センター型					1

⇒利用者支援事業の実績については、市町村窓口で相談に応じる「特定型」1箇所となっています。

②地域子育て支援拠点事業

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	量の見込み	19,656	19,108	19,565	19,455	19,455
	確保方策	40,320	40,320	40,320	40,320	40,320
	実績値	16,194	11,909	12,412	13,689	5,795
水沢地域	量の見込み	10,020	9,742	9,973	9,918	9,862
	確保方策	18,720	18,720	18,720	18,720	18,720
	実績値	6,916	5,795	6,349	7,815	3,386
江刺地域	量の見込み	4,694	4,563	4,673	4,646	4,620
	確保方策	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800
	実績値	4,675	2,985	2,983	3,175	1,616
前沢地域	量の見込み	2,471	2,402	2,460	2,446	2,432
	確保方策	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
	実績値	2,441	1,435	1,437	1,073	192
胆沢地域	量の見込み	1,277	1,241	1,271	1,263	1,256
	確保方策	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
	実績値	1,155	1,188	1,215	1,334	435
衣川地域	量の見込み	1,194	1,160	1,188	1,182	1,175
	確保方策	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
	実績値	1,007	506	428	292	166

⇒⇒地域子育て支援拠点事業は、ニーズや利用状況等に伴い、実施場所や施設数の見直しを行い、令和3年度から9箇所で開催しています。(変更前は11箇所)実績については新型コロナウイルスの影響により令和3年度に減少しましたが、その後利用者が増加しています。市全体では見込みを下回る実績となっていますが、胆沢地域では年々利用者が増加し、5年度には見込みを上回っています。

③妊婦健康診査

(単位：人、回)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		698	689	687	616	675
確保方策	健診者数	698	689	687	616	675
	健診回数	9,772	9,646	9,618	8,624	9,450
実績値	健診者数	621	561	511	446	193
	健診回数	6,949	7,032	6,327	5,320	2,930

⇒妊婦健康診査の実績については、R3年度までは見込みに対し実績値が約8割、R4年度以降は約7割と、年々健診者数及び健診回数が減少しております。ですが、医療機関との情報共有により、産婦健診で支援が必要な妊産婦を早期に把握し、対応することができています。

④乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	698	689	687	681	675
確保方策	698	689	687	681	675
実績値	557	585	521	427	251

⇒乳児家庭全戸訪問事業の実績については、出生数の減少に伴い年々減少傾向となっており、見込みを下回っています。

⑤養育支援訪問事業その他要支援児童等の支援に資する事業

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	367	362	360	356	353
確保方策	367	361	360	356	353
実績値	273	138	164	239	149

⇒養育支援訪問事業その他要支援児童等の支援に資する事業の実績については見込みを下回っていますが、増減を繰り返しています。

⑥ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	362	354	354	347	345
確保方策	500	500	500	500	500
実績値	845	825	336	301	73

⇒ファミリー・サポート・センター事業の実績については、3年度までは見込みを大幅に上回っていましたが、新型コロナウイルスの影響により4年度に大きく減少しています。また、事業の提供会員の高齢化も進んでおり、若年層の会員の確保が課題となっています。

⑦子育て短期支援事業

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	13	13	13	13	13
確保方策	13	13	13	13	13
実績値	0	0	0	5	12

⇒子育て短期支援事業の実績については、5年度に利用がありました。

⑧一時預かり事業

◆一般型

(単位：延べ人数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	量の見込み	1,209	1,319	1,423	1,536	1,629
	確保方策	1,209	1,319	1,423	1,536	1,629
	実績値	1,170	785	612	769	262
水沢地域	量の見込み	636	695	748	809	858
	確保方策	636	695	748	809	858
	実績値	828	474	448	587	193
江刺地域	量の見込み	253	276	298	322	341
	確保方策	253	276	298	322	341
	実績値	301	238	156	176	69
前沢地域	量の見込み	231	252	272	293	311
	確保方策	231	252	272	293	311
	実績値	41	68	7	6	0
胆沢地域	量の見込み	39	42	46	49	52
	確保方策	39	42	46	49	52
	実績値	0	0	0	0	0
衣川地域	量の見込み	50	54	59	63	67
	確保方策	50	54	59	63	67
	実績値	0	5	1	0	0

⇒一時預かり事業の一般型の実績については、見込みを下回り推移していますが、2年度には1,000人以上が利用しています。また、胆沢地域を除き、増減を繰り返しています。

◆幼稚園型

(単位：延べ人数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	量の見込み	33,852	36,330	37,622	39,652	41,176
	確保方策	33,852	36,330	37,622	39,652	41,176
	実績値	22,198	17,821	16,457	14,933	3,579
水沢地域	量の見込み	21,419	22,987	23,805	25,090	26,053
	確保方策	21,419	22,987	23,805	25,090	26,053
	実績値	11,325	10,549	9,878	9,016	3,000
江刺地域	量の見込み	2,792	2,996	3,103	3,270	3,396
	確保方策	2,792	2,996	3,103	3,270	3,396
	実績値	958	919	921	772	3
前沢地域	量の見込み	3,256	3,494	3,618	3,813	3,960
	確保方策	3,256	9,494	3,618	3,813	3,960
	実績値	2,627	1,467	486	29	12
胆沢地域	量の見込み	4,933	5,294	5,482	5,778	6,000
	確保方策	4,933	5,294	5,482	5,778	6,000
	実績値	5,933	4,389	4,694	5,097	564
衣川地域	量の見込み	1,452	1,559	1,614	1,701	1,767
	確保方策	1,452	1,559	1,614	1,701	1,767
	実績値	1,355	497	478	19	0

⇒一時預かり事業の幼稚園型の実績については、見込みを下回って推移しており、減少しています。また地域別では、ほとんどの地域で減少傾向となっていますが、胆沢地域では、増加傾向にあります。

⑨延長保育事業

(単位：実人数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	量の見込み	1,239	1,228	1,192	1,173	1,140
	確保方策	1,239	1,228	1,192	1,173	1,140
	実績値	1,220	1,090	1,063	967	402
水沢地域	量の見込み	845	838	813	799	776
	確保方策	845	838	813	799	776
	実績値	798	693	694	662	255
江刺地域	量の見込み	234	232	225	222	216
	確保方策	234	232	225	222	216
	実績値	247	231	229	216	106
前沢地域	量の見込み	116	115	112	110	107
	確保方策	116	115	112	110	107
	実績値	127	134	115	57	22
胆沢地域	量の見込み	36	35	34	34	33
	確保方策	36	35	34	34	33
	実績値	37	21	22	22	14
衣川地域	量の見込み	8	8	8	8	8
	確保方策	8	8	8	8	8
	実績値	11	11	3	10	5

⇒延長保育事業の実績については、市全体では減少傾向にあります。

⑩病児保育事業

(単位：延べ人数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		2,527	2,558	2,571	2,566	2,565
確保方策	病後児対応型	152	151	152	151	151
	体調不良児対応型	2,420	2,407	2,419	2,415	2,414
実績値（利用延べ人数）		1,961	2,371	2,199	3,093	1,326
	病後児対応型	0	0	0	0	41
	体調不良児対応型	1,961	2,371	2,199	3,093	1,285

⇒病児保育事業の実績については、増減を繰り返しながら、5年度は、3,000人を超えています。

①放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

(単位：人)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	量の見込み		1,395	1,422	1,481	1,510	1,558
	確保 方策	人数	1,395	1,422	1,481	1,510	1,558
		クラブ数	44	45	47	47	48
	実績 値	人数	1,386	1,419	1,446	1,431	1,502
		クラブ数	44	46	46	46	48
水沢地域	量の見込み		721	735	765	780	805
	確保 方策	人数	721	735	765	780	805
		クラブ数	23	23	24	24	25
	実績 値	人数	742	732	726	725	793
		クラブ数	23	24	24	24	26
江刺地域	量の見込み		311	317	330	336	347
	確保 方策	人数	311	317	330	336	347
		クラブ数	10	11	11	11	11
	実績 値	人数	314	349	371	371	375
		クラブ数	10	11	11	11	11
前沢地域	量の見込み		148	151	158	161	166
	確保 方策	人数	148	151	158	161	166
		クラブ数	3	3	4	4	4
	実績 値	人数	132	135	142	134	134
		クラブ数	3	3	3	3	3
胆沢地域	量の見込み		164	167	174	177	183
	確保 方策	人数	164	167	174	177	183
		クラブ数	6	6	6	6	6
	実績 値	人数	149	157	155	158	150
		クラブ数	6	6	6	6	6
衣川地域	量の見込み		51	52	54	56	57
	確保 方策	人数	51	52	54	56	57
		クラブ数	2	2	2	2	2
	実績 値	人数	49	46	52	43	50
		クラブ数	2	2	2	2	2

⇒放課後児童クラブの実績については、市全体では、増加傾向にあります。待機児童解消が課題です。

⑫多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(単位：実人数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保量	2	2	2	2	2
実績値	4	3	2	2	5

⇒多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実績については、2年度は4名、4年度からは2名となっており、毎年活用されています。

4 奥州市の子ども・子育てをめぐる現状と課題

統計資料や子ども・子育て支援ニーズ調査、第2期計画の実績からみる奥州市の子ども・子育てに関する現状と課題を以下の3つの視点からまとめました。

視点1 すべての子どもが健やかに育つ視点

- 合計特殊出生率が国や県より高い水準となっていますが、人口減少と少子化が進行しています。
- 教育・保育事業の各地域の人口に対する定員充足率について、水沢地域・江刺地域・前沢地域では保育施設 70%を超えており、教育施設が 60%以下となっています。一方、胆沢地域・衣川地域では教育施設が 80%を超えており、保育施設についても 80%台となっております。
- 調査結果では、主に子育てに関わっている母親の 50～60%台がフルタイムで就労しており、就労していない母親の中でも今後就労したいと考えている母親が 70%となっていることから、定期的な教育・保育事業のニーズが増加することが考えられます。
- 平日の定期的な教育・保育事業を利用として、幼児教育保育所や認定こども園(保育所利用)などの保育ニーズが高くなっています。
- 調査結果では、子どもの放課後の過ごし方については放課後児童クラブが最も多く、フルタイムで就労している親も多くなっていることから、子どもたちが放課後にも安全・安心に過ごせるよう、事業を充実していくことが重要となっています。
- 第2期計画の実績では、3号認定において年度によって実績値が確保方策を下回っていますが、待機児童が発生しており、利用希望施設と受入可能施設のミスマッチや保育人材不足が要因となっていることが考えられます。
- 教育・保育施設では、少子化により入所児童数が減少傾向にありますが、年度途中には待機児童が発生しており、さらなる保育人材の確保が必要です。

⇒子どもたちの健全育成に取り組むため、教育・保育事業等の充実を図るとともに、地域ごとの状況に応じた事業展開が重要です。

視点2 すべての親が安心して子育てができる視点

- 女性の就労状況について M 字カーブの谷が浅くなっていることから、仕事と子育ての両立に取り組んでいる女性が増えていることが考えられます。
- 調査結果では主に子育てを行っている人が「父母ともに」に次いで「主に母親」が多く、育児休業制度の利用状況では「母親が利用した」が最も多くなっており、子育てに関する母親への負担が大きいことが考えられます。
- 調査結果では、育児休業制度について取得していない割合が 20%台となっており、理由としては「子育てに専念するため」や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が多く、母子健康手帳の交付や企業訪問、各種セミナーを通して、引き続き周知啓発を行うことが重要となっています。
- 調査結果では、未就学児童において病児・病後児保育と不定期な預かり事業の利用意向が 40%台となっており、もしものときに子どもを安心して預けることができる環境づくりが求められています。
- 保護者の心身のサポートにつながるよう、出生届出時の支援プランや乳児家庭全戸訪問事業等を通じ、子育て家庭への事業の周知啓発に取り組んでいくことが重要です。

子育て家庭が抱える問題が多様化しており、それぞれのケースに対応する時間が増加しており、職員のスキルアップと多くの関係機関による支援体制づくりが求められています。

⇒妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援に取り組むため、親子の健康状態の把握や子育て家庭が必要な情報の提供・相談支援、就労者と雇用者が仕事と子育ての両立に向けて理解を深めていくことが重要です。

視点3 子育て・子育てを地域全体で支えていく視点

- 核家族化の進行に加え、父子世帯も増加傾向となっており、地域全体で子育て家庭を見守っていくことが必要となっています。
- 母親の子育てに関する負担が大きく、未就学児童においては日常的な祖父母等の協力も少なくなっていることから、地域と関係機関が連携し、日常的に子育て家庭を支えていく仕組みづくりが重要となっています。
- 子育て支援センターについて認知度は高いものの、利用状況や利用意向が低く、子育て家庭が利用したくなるイベントや講座などを充実していくことが必要となっています。
- 地域子育て支援拠点事業について見込みを上回る利用となっている地域もあり、子どもたちや保護者が気軽に交流・情報交換ができるよう、環境を整備していくことが重要です。
- ファミリー・サポート・センター事業の提供会員の高齢化が進んでおり、若年層の会員の確保が課題となっています。
- 共働き世帯の増加に伴い、子どもの体調不良時においても家庭で看ることができない就労世帯が増えています。また、ニーズ調査結果においても、「できれば病後児保育等を利用したい」が未就学児童で37.7%、小学生で24%となっており、病児・病後児保育の実施施設数の拡大が必要となっています。

⇒子育て中の親同士の交流機会や子育て支援に関わる人材等の確保、子育てについての知識・理解を深める取り組みを通じて、子育て家庭と地域のつながりを強め、地域全体での子育て支援の環境を作っていくことが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では、これまで「奥州市子ども・子育て支援事業計画」で「地域で育もう未来に輝く奥州っ子」を基本理念に掲げ、子どもたち一人一人が健康で明るく伸びやかに育つとともに、親も喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、地域全体で子どもの育ちや子育て支援について理解し、それぞれの立場で支え合い、協力して、すべての子どもたちが健やかな成長を育んでいくまちづくりに取り組んできました。

しかし子育て家庭が抱える課題は多様化しており、行政や家庭、学校、職場、地域の連携をより強化し、子育て家庭が地域で安心して子育てができる環境を充実していくことが求められています。

そのため、第3期計画では第2期計画の考えを踏まえつつ、国や社会の動向、本市の子どもを取り巻く現状を整理し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する取り組みを推進していくため、基本理念を以下の通りとします。

基本理念

**子育て家庭と地域全体で育もう
未来に輝く 奥州っ子**

上記の基本理念には、共働きの増加や近所付き合いの希薄化など子育て家庭の孤立化や負担が懸念されているなかで、子育て家庭だけでなく施設や自治会、企業など地域全体で子どもたちとその家庭を支え合いながら、子どもたちの健やかな成長と親のサポートに取り組んでいくという思いが込められています。

2 基本的な視点

計画の推進にあたり、本市における子ども・子育てをめぐる3つの視点を踏まえながら基本目標に向かって施策の展開を図っていきます。

- ◆すべての子どもが健やかに育つ視点
- ◆すべての親が安心して子育てができる視点
- ◆子育て・子育てを地域全体で支えていく視点

3 基本目標

I 一人一人の子どもの健やかな育ちを応援するしくみづくり

本市では子どもたち一人一人が個性ある存在として認められ、心身ともに健康で明るく伸びやかに成長し、自立に向かっていくことが地域の大きな望みであり、やがて本市を支えていく人になってほしいと願っています。

そのためには、認定こども園・幼稚園・保育所(園)から小・中学校へとつながる一体的な子育て支援が重要であり、乳幼児期では発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供に取り組みます。

また、障がいや発達に課題のある子どもなど特に支援が必要な子どもについても、子どもの特性に合わせた学習機会が提供できるよう、体制の整備を進めます。

施設整備については、保育所等の児童福祉施設をはじめ、公園やあそびの広場などの子育て関連施設の整備や環境改善に取り組みます。

II 安心して子どもを産み喜びを持って子育てができるためのしくみづくり

子どもたちが安心して日常生活を送っていくためには、保護者が子育てについての責任を果たすとともに、子どもの健やかな育ちの源となる「親と子がふれあい、過ごす機会と時間」を大切にしなければなりません。また、子育てを通して子どもだけでなく親も成長し、大きな喜びや生きがいを持つことも重要となります。

そのためには、生まれる前からの切れ目のない支援や必要な情報・相談機会の提供に取り組みます。また、仕事と子育ての両立に向けた支援を充実し、親も安心して妊娠・出産・子育てができる体制整備に取り組みます。

III 子どもの育ちと子育て家庭を地域みんなが支えるしくみづくり

子どもの育ちと子育て家庭への支援は、家庭はもとより、学校、地域、企業その他の分野のすべての構成員が、子どもの育ちや子育て支援の重要性について関心や理解を深め、それぞれの立場で支え、協力して行っていかなければなりません。子どもや子育てをやさしく見守る地域の輪は、子どもたちが豊かな心を育む栄養となります。

また近年、子育て家庭の状況や抱える課題は多様化しており、地域における見守りと行政における総合的かつきめ細やかな支援が求められています。

すべての子どもの最善の利益の実現に向け、地域の理解を得ながら、身近な地域の様々な世代の人々が子育て家庭を応援できる環境の整備を推進します。

4 計画の体系

基本理念	子育て家庭と地域全体で育もう 未来に輝く 奥州っ子
------	---------------------------

◆すべての子どもが健やかに育つ視点

基本目標Ⅰ	一人一人の子どもの健やかな育ちを応援するしくみづくり
施策目標	施策
1. 小学校就学前教育・保育の充実	(1) 幼児教育・保育の充実 (2) 幼児期の教育・保育の量の確保と質の向上 (3) 特別な支援が必要な子どもへの教育・保育 (4) 保幼小連携の取り組みの推進 (5) 児童福祉施設の整備改修(空調、遊具、トイレ洋式化など)
2. 児童の健全育成の推進	(1) 子どもの健やかな育ちの支援 (2) 放課後子どもプランの推進 (3) 子育て関連施設の整備改修(公園の遊具、空調、トイレ洋式化など)

◆すべての親が安心して子育てができる視点

基本目標Ⅱ	安心して子どもを産み喜びを持って子育てができるためのしくみづくり
施策目標	施策
1. 親子の健康の維持・増進	(1) 安心して妊娠・出産できる環境の整備 (2) 小児医療体制の充実
2. 子育て家庭への支援の充実	(1) 不定期の教育・保育事業の確保 (2) 情報提供・相談体制の充実 (3) 仕事と子育ての両立支援

◆子育て・育ちを地域全体で支えていく視点

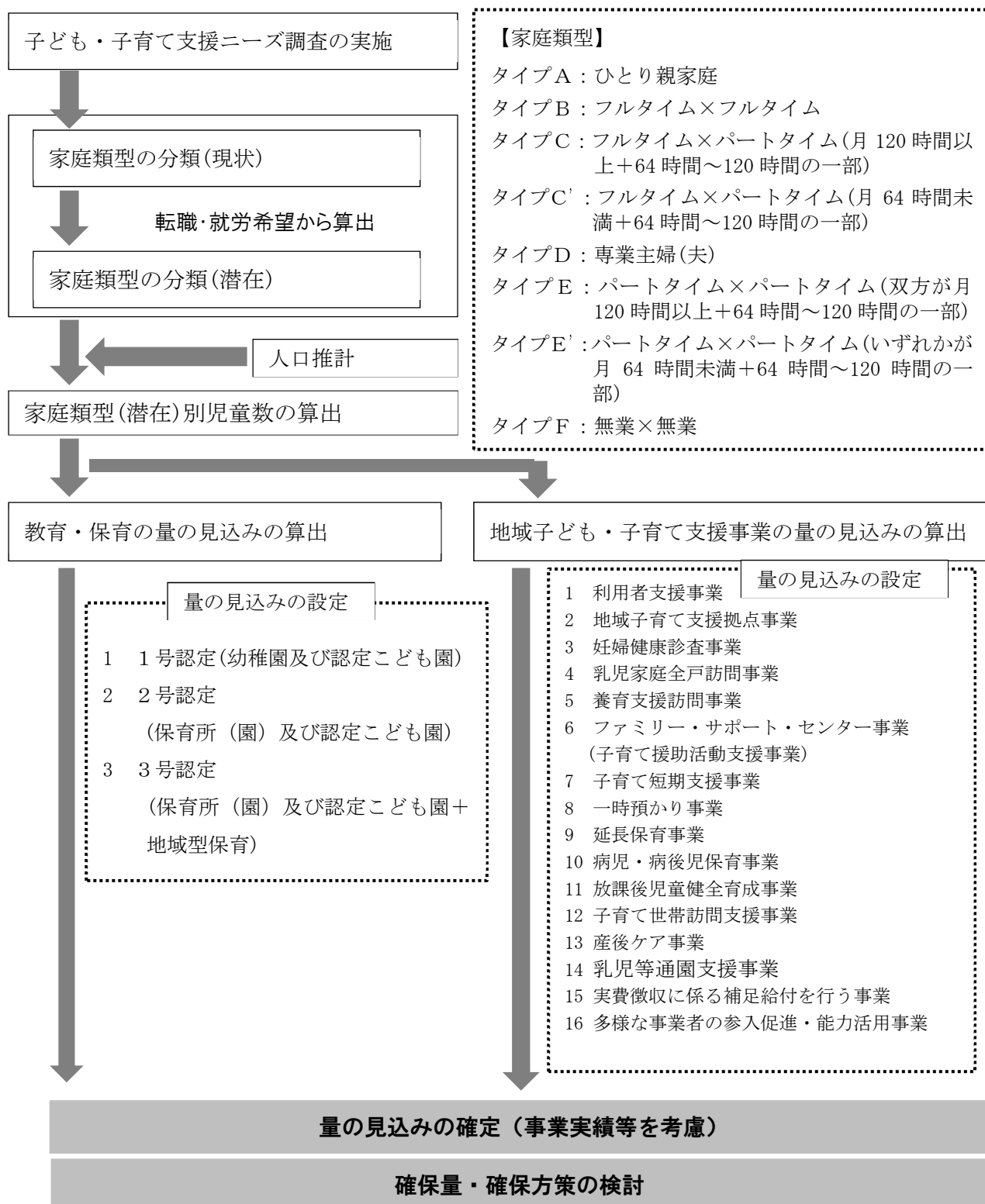
基本目標Ⅲ	子どもの育ちと子育て家庭を地域みんなが支えるしくみづくり
施策目標	施策
1. 地域における子育て支援の充実	(1) 地域の教育力の強化 (2) 安心して子育てができる環境の充実
2. 社会的な支援を必要とする子ども・家庭への支援	(1) 発達に課題を有する子どもへの支援 (2) 配慮を要する子どもや家庭への支援

第4章 施策の展開

1 量の見込みの算出の流れ

教育・保育や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等ための手引きに基づき、下記の手順に沿って算出し、これまでの各事業の実績や本市の地域特性等を踏まえ、修正を行いました

◆教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



2 教育・保育提供区域

(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子育て支援事業を提供、実施するにあたり、「量の見込み」「確保方策」の提供体制の確保を設定する単位として、区域を定めることになっています。

また、その区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案し、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な小学校区、中学校区、行政区等の単位の区域が適当であるとされています。

(2) 本市における提供区域の設定

①教育・保育提供区域を5区域に設定

本市は市域が広大なことから、教育・保育提供区域は最大でも中学校単位が適当とされるのですが、中学校区が複数となっている地域のうち、水沢地域においては人口が密集し、対象となる児童は多いものの、生活圏が中学校区単位以下の居住区域を大きく越え、広範囲にわたる施設利用となっており、また、江刺地域においては就労先への途中にある地域内中心部の施設利用が顕著に見られることから中学校区単位での調整は困難とみられます。したがって、いずれの地域においても、区域は地域と同様の5区域とします。

②地域子ども・子育て支援事業に係る提供区域は、事業ごとに設定

事業ごとに特定教育・保育と関連して事業展開されるもの、より身近な場所での実施が適当な事業などは地域と同様の5区域とし、地域を越えて展開される事業や実施体制により市全域を提供区域にすることが適当な事業については市全域を1区域とします。事業ごとの区域は次ページのとおりです。

事業名	区域	理由
①利用者支援事業	1区域(市全域)	教育・保育や地域の子育て支援事業に関する情報の集約・提供を行うとともに、広域での調整等を行うことから、市全域を1区域とする。
②地域子育て支援拠点事業	5区域(地域)	利用者が自宅から容易に移動可能な区域への配置が望まれ、現在各地域に地域子育て支援拠点が配置されていることから5区域とする。
③妊婦健康診査	1区域(市全域)	妊婦健診は、全国の産科医療機関で受診可能なため、居住地域以外での利用者が多く、健康増進課がすべてを把握できることから市全体1区域とする。
④乳児家庭全戸訪問事業	1区域(市全域)	市内全体の情報をこども家庭課と健康増進課が把握し、連携して対応することから、市全域を1区域とする。
⑤養育支援訪問事業等	1区域(市全域)	市内全体の情報をこども家庭課と健康増進課が把握し、連携して対応することから、市全域を1区域とする。
⑥ファミリー・サポート・センター事業	1区域(市全域)	既に本部に加え支部設置を行い、市内全体をエリアとして対応できていることから、市全域を1区域とする。
⑦子育て短期支援事業	1区域(市全域)	市内に事業実施できる養護施設等がなく、事業を他市施設に委託しているため、市全域を1区域とする。
⑧一時預かり事業	5区域(地域)	一般型については既に各地域の保育所(園)で実施されており、幼稚園型とともに特定教育・保育と関連して事業展開されることから、5区域とする。
⑨延長保育事業	5区域(地域)	保育所(園)等の保育時間を延長する事業として教育・保育事業と同時に事業展開し、保護者が保育所(園)等を選択する際の判断基準となることから、教育・保育事業の提供区域の5区域とする。
⑩病児保育事業	1区域(市全域)	病児、病後児対応型については、小児科医等医療機関の協力を必要とすることから、市全域を1区域とする。
⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	5区域(地域)	小学校区単位の事業展開が必要な事業だが、放課後児童健全育成事業以外の方法による放課後児童の対応を行っている地域もあることから5区域とする。
⑫子育て世帯訪問支援事業	1区域(市全域)	市内全体の情報をこども家庭課と健康増進課が把握し、連携して対応することから、市全域を1区域とする。
⑬産後ケア事業	1区域(市全域)	市内全体の情報をこども家庭課と健康増進課が把握し、連携して対応することから、市全域を1区域とする。
⑭乳児等通園支援事業	1区域(市全域)	総合支援システムを通じて市内全体の情報を保育こども園課が把握し、連携して対応することから、市全域を1区画とする。
⑮実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域(市全域)	現在、事業を実施していないため、必要に応じて検討を行います。
⑯多様な主体が参入することを促進するための事業	1区域(市全域)	市内全体の情報を保育こども園課が把握し、対応することから、市全域を1区域とする。

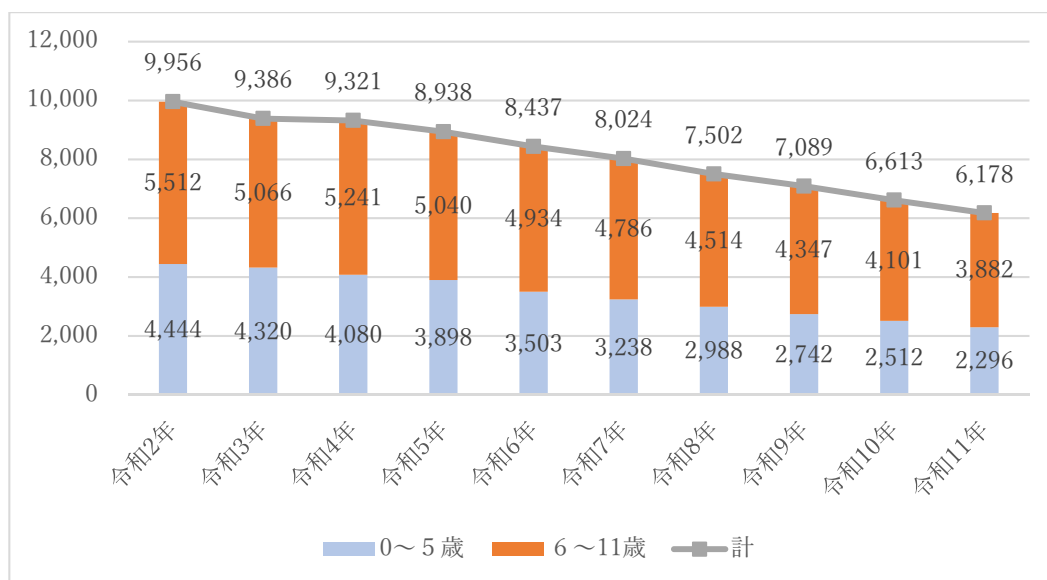
※事業内容は「8 地域子ども・子育て支援事業の推進」に掲載

3 就学前児童と小学生の人口推計

就学前児童と小学生の人口推計は、コーホート変化率法を用いて算出しました。コーホート変化率法とは、基準年の性・年齢別人口（コーホート）をもとに、次の年の性・年齢別人口を推計し、その繰り返しによって将来人口を推計していく方法です。

今回の推計では、令和2年～令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口の性・年齢別人口（コーホート）をもとに、令和7年～令和11年の性・年齢別人口を推計しています。

（１）市全体



（２）地域別

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
水沢地域	0～5歳	1,807	1,682	1,545	1,412	1,291
	6～11歳	2,529	2,398	2,308	2,189	2,085
	合計	4,336	4,080	3,853	3,601	3,376
江刺地域	0～5歳	722	671	624	594	557
	6～11歳	1,016	954	931	874	836
	合計	1,738	1,625	1,555	1,468	1,393
前沢地域	0～5歳	321	282	235	199	166
	6～11歳	567	537	518	471	440
	合計	888	819	753	670	606
胆沢地域	0～5歳	333	303	278	246	217
	6～11歳	549	515	490	479	448
	合計	882	818	768	725	665
衣川地域	0～5歳	55	50	60	61	65
	6～11歳	125	110	100	88	73
	合計	180	160	160	149	138

4 教育・保育の提供体制

(1) 教育・保育及び地域型保育

本市では、小学校就学前の教育・保育施設として令和6年 10 月時点で、認定こども園 19[公立4、私立18][幼保連携型 17、幼稚園型1]、幼稚園2(公立1、私立1)、保育所 14(公立3、私立 11)、また地域型保育事業として、事業所内保育1、小規模保育事業5、家庭的保育事業2の施設で実施しており、保護者の就労状況等によるニーズに対応するため、教育・保育の充実に取り組んでいます

(2) 各年度における教育・保育の必要量の見込みと確保方策

乳幼児期の学校教育・保育における計画期間内の「満3歳未満の子どもにかかる保育利用率」、確保方策、表の見方は以下のとおりです。

また、実際に算出した量の見込みと量の見込みに対する「確保量」は次ページ以降に記載しています。

①満3歳未満の子どもに係る保育利用率

市全体の満3歳未満の推計児童数に占める3号認定の量の見込みの割合により、設定しました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数	1,402 人	1,258 人	1,205 人	1,125 人	1,057 人
量の見込み	967 人	883 人	842 人	787 人	737 人
保育利用率	68.97%	70.19%	69.87%	69.95%	69.72%

②確保方策

各認定こども園、幼稚園、保育所(園)の年度ごとの利用定員計画により設定しました。

③表の見方

利用者区分は以下のとおりです。

認定区分	保護者の希望	保護者の状態	年 齢
1号認定	学校教育を希望	家庭保育、短時間就労で教育希望	3～5歳
2号認定	学校教育を希望	共働き等で保育を必要とするが教育を希望	
	保育希望	共働き等で保育を必要とする	
3号認定	保育希望		0～2歳

※ 2号認定の「学校教育を希望」は、保護者の就労状況等により 2号認定に該当するが、教育ニーズが強く、幼稚園利用が想定される子どもである。

※ 3号認定のうち 0 歳児は、実際の入所希望状況により、定員に余裕が見込まれる 1 歳児保育室(ほふく室)を活用し定員の見直しを検討します。

5 教育・保育の量の見込みと確保方策

[体系 I-1-(1) 幼児教育・保育の充実]

(1) 市全域

①1号認定

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	302	286	255	230	206
確保量	689	667	647	628	611

②2号認定

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	学校教育を希望	0	0	0	0	0
	保育希望	1,502	1,414	1,257	1,134	1,015
確保量		1,661	1,613	1,567	1,522	1,479

③3号認定

0歳児(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		181	169	157	149	139
確保量	教育・保育施設	296	292	289	285	282
	地域型保育施設	39	43	43	43	43
	計	335	335	332	328	325

1歳児(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		344	346	322	301	282
確保量	教育・保育施設	401	396	389	383	380
	地域型保育施設	28	32	32	32	32
	計	429	428	425	421	319
2歳児(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		442	368	363	337	316
確保量	教育・保育施設	528	517	508	498	487
	地域型保育施設	36	40	40	40	40
	計	564	557	544	532	520

(2) 水沢地域

①1号認定

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	190	182	162	146	131
確保量	311	296	282	268	256

②2号認定

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	学校教育を希望	0	0	0	0	0
	保育希望	788	755	672	604	540
確保量		894	867	840	814	789

③3号認定

0歳児(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		81	75	70	66	62
確保量	教育・保育施設	168	165	163	160	158
	地域型保育施設	30	34	34	34	34
	計	198	199	197	194	192

1歳児(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		197	200	185	173	163
確保量	教育・保育施設	221	216	212	207	202
	地域型保育施設	21	25	25	25	25
	計	242	241	237	232	227
2歳児(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		247	193	195	179	167
確保量	教育・保育施設	285	279	272	266	261
	地域型保育施設	28	32	32	32	32
	計	313	311	304	298	293

(3) 江刺地域

①1号認定

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	45	42	39	37	34
確保量	88	81	75	70	65

②2号認定

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	学校教育を希望	0	0	0	0	0
	保育希望	354	330	303	290	269
確保量		409	389	371	353	336

③3号認定

0歳児（単位：人）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		55	52	49	47	44
確保量	教育・保育施設	75	75	74	73	73
	地域型保育施設	9	9	9	9	9
	計	84	84	83	82	82

1歳児（単位：人）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		81	76	72	68	64
確保量	教育・保育施設	109	108	106	104	103
	地域型保育施設	7	7	7	7	7
	計	116	115	117	117	117
2歳児（単位：人）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		114	104	97	91	87
確保量	教育・保育施設	132	131	130	129	128
	地域型保育施設	8	8	8	8	8
	計	140	139	134	131	129

(4) 前沢地域

①1号認定

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	26	24	18	15	12
確保量	60	60	60	60	60

②2号認定

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の	学校教育を希望	0	0	0	0	0
見込み	保育希望	172	159	122	100	79
確保量		218	218	218	218	218

③3号認定

0歳児(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		22	20	17	16	14
確保量	教育・保育施設	36	36	36	36	36
	地域型保育施設	0	0	0	0	0
	計	36	36	36	36	36

1歳児(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		26	29	26	23	20
確保量	教育・保育施設	39	41	42	44	46
	地域型保育施設	0	0	0	0	0
	計	39	41	42	44	46
2歳児(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		32	32	30	28	26
確保量	教育・保育施設	67	65	64	62	60
	地域型保育施設	0	0	0	0	0
	計	67	65	64	62	60

(5) 胆沢地域

①1号認定

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	35	33	29	25	21
確保量	180	180	180	180	180

②2号認定

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	学校教育を希望	0	0	0	0	0
	保育希望	165	154	137	117	101
確保量		96	95	94	93	92

③3号認定

0歳児(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		17	16	15	14	13
確保量	教育・保育施設	12	12	12	12	12
	地域型保育施設	0	0	0	0	0
	計	12	12	12	12	12

1歳児(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		32	32	30	28	26
確保量	教育・保育施設	21	20	19	18	18
	地域型保育施設	0	0	0	0	0
	計	21	20	19	18	18
2歳児(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		44	32	33	31	28
確保量	教育・保育施設	33	31	30	29	27
	地域型保育施設	0	0	0	0	0
	計	33	31	30	29	27

(6) 衣川地域

①1号認定

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6	5	7	7	8
確保量	50	50	50	50	50

②2号認定

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の	学校教育を希望	0	0	0	0	0
見込み	保育希望	23	16	23	23	26
確保量		44	44	44	44	44

③3号認定

0歳児（単位：人）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		6	6	6	6	6
確保量	教育・保育施設	4	4	4	4	4
	地域型保育施設	0	0	0	0	0
	計	4	4	4	4	4

1歳児（単位：人）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		8	9	9	9	9
確保量	教育・保育施設	11	11	11	11	11
	地域型保育施設	0	0	0	0	0
	計	11	11	11	11	11
2歳児（単位：人）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		5	7	8	8	8
確保量	教育・保育施設	11	11	11	11	11
	地域型保育施設	0	0	0	0	0
	計	11	11	11	11	11

6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保

① 認定こども園への移行支援について

認定こども園は幼稚園と保育所(園)の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられ、利用する子どもにも、保護者にとっても好ましい施設となっています。

小学校就学前の集団生活における教育・保育の一体的な提供を推進するためにも、認定こども園を希望する法人の移行を支援します。

〔体系 I-1-(1) 幼児教育・保育の充実〕

② 質の高い幼児期の教育・保育をめざして

乳幼児期の発達には、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいことから、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を安定的に提供し、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

そのためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であることから、研修等を通じてその専門性の向上を図ります。

併せて、豊富な経験と実践を有する幼稚園教諭、保育士及び保育教諭を「幼児教育アドバイザー」として養成し、各幼児教育・保育施設に派遣することを通じて、保育者の支援と専門性の向上、教育・保育のさらなる質の向上を目指します。

また、近年の国際化に伴い、外国人家庭が抱える子育ての不安や悩みを解消し、安心して日常生活を送ることができるよう、関係機関との連携を図りながら、多言語による情報提供等に努めます。

〔体系 I-1-(2) 幼児期の教育・保育の量の確保と質の向上〕

③ 人材の確保と資質向上

質の高い特定教育・保育等の事業の提供に当たって基本となるのは人材であることから、人材の確保に努めます。

保育士等として新たに就労する場合の奨励金や保育士等の離職防止を目的に補助者を雇用する場合の補助金等により、保育士等の処遇改善を支援し、働き続けたい職場環境の構築を図ります。

また、特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などに従事する「子育て支援員」の育成に取り組めます。

幼稚園教諭、保育士及び保育教諭の合同研修の実施により、幼児の発達段階に応じた指導のあり方の理解を深め、従事者の資質向上を図ります。

〔体系 I-1-(2) 幼児期の教育・保育の量の確保と質の向上〕

④ 教育・保育施設と地域子ども・子育て支援事業実施者等との連携

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、事業者同士が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組みを進めていく必要があります。

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所(園)は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うものであることから、小規模保育等の地域型保育事業を行う事業者や放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業を行う事業者等との連携を推進します。

また、地域型保育事業を利用している子どもが、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携を支援します。

〔体系 I-1-(2) 幼児期の教育・保育の量の確保と質の向上〕

⑤ 認定こども園・幼稚園・保育所(園)と小学校等との連携

幼児期の教育に際しては、小学校等との連携や小学校における学習や生活に円滑に接続することができるよう十分配慮することが必要です。幼保小の架け橋期のカリキュラムの実践を通じ、幼児期の教育・保育と小学校教育の接続を推進します。

認定こども園、幼稚園、保育所(園)と小学校の職員との相互理解や情報の共有化を図るため、合同の研修会の開催や授業、保育の参観を行うよう進めます。

また、小学校区の実情に合わせ、幼児の小学校体験や幼児と児童の交流などを計画的及び継続的に実施するように努めます。

〔体系 I-1-(4) 保幼小連携の取り組みの推進〕

7 産後休暇又は育児休業後における特定教育・保育施設の利用の確保

少子化により待機児童数は減少しているものの、女性の就労や核家族の増加により、保育を必要とする児童の割合は上昇しています。

子どもの保護者が、産後休暇又は育児休業後に希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、次のことに取り組みます。

- ① 設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用定員の確保に努めます。
- ② 産前・産後休暇、育児休業期間中の保護者に対し、主に利用者支援事業を通じ、それぞれの家庭や保護者の状況に応じた情報提供や相談支援等を行います。

〔体系 ① I-1-(2) 幼児期の教育・保育の量の確保と質の向上

② III-1-(2) 安心して子育てができる環境の充実 〕

8 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業【こども家庭課、保育こども園課】

①事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援するものです。

[体系 III-1-(2) 安心して子育てができる環境の充実]

②提供区域

・1区域(市内全域)

③今後の方向性と確保方策

・制度の改正や多様化するニーズに対応するため、子育て家庭、保護者の状況にあった施設やサービスの提案・情報提供、相談支援等に対応できる体制づくりを進めます。

④事業量の見込みと確保量

(単位：箇所)		類型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	基本・特定型	1	1	1	1	1
		こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	確保量	基本・特定型	1	1	1	1	1
		こども家庭センター型	1	1	1	1	1

（２）地域子育て支援拠点事業【こども家庭課】

①事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うものです。

〔体系 III-1-(1) 地域の教育力の強化〕

②提供区域

・5区域

③今後の方向性と確保方策

- ・利用者ニーズの変化に対応するため、実施内容等を検討します。
- ・各子育て支援センターの利用状況等により、開設場所や箇所数の見直しを行います。

④事業量の見込みと確保量

(単位：延べ人数)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	10,954	9,821	9,403	8,785	8,255
	確保量	39,467	39,467	39,467	39,467	39,467
水沢地域	量の見込み	5,468	4,900	4,693	4,384	4,120
	確保量	19,694	19,694	19,694	19,694	19,694
江刺地域	量の見込み	2,770	2,484	2,378	2,222	2,088
	確保量	9,985	9,985	9,985	9,985	9,985
前沢地域	量の見込み	1,274	1,143	1,094	1,022	960
	確保量	4,578	4,578	4,578	4,578	4,578
胆沢地域	量の見込み	1,003	900	861	805	756
	確保量	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630
衣川地域	量の見込み	439	394	377	352	331
	確保量	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578

(3) 妊婦健康診査事業【健康増進課】

①事業概要

妊婦の健康の保持増進、疾病予防を図るため、医療機関での妊婦健診に対して受診券を発行し、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施するものです。

実施方式: 医療機関委託による個別健診(妊娠届出時、無料健診受診票交付)

※委託契約以外の医療機関受診の場合、償還払。

実施場所: 産婦人科医療機関(岩手県内及び県外里帰り住所地の医療機関)

実施期間: 通年

健診回数: 15 回

健診項目: 健康診査(問診、内診、子宮底長、腹囲、浮腫、血圧測定、尿検査、体重、身長、保健指導)、検査(血液一般、血糖、ABO 血液型、Rh 血液型、間接クーモス、梅毒血清検査、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV 抗体価、HTLV-1 抗体(ATL)、トキソプラズマ抗体、風疹抗体価、超音波検査、細菌培養同定(ラクトバチルス、GBS)、性器クラミジア)子宮頸がん検診

[体系 II-1-(2) 安心して妊娠・出産できる環境の整備]

②提供区域

・1区域(市内全域)

③今後の方向性と確保方策

- ・必要な検査が受けられるよう、医療機関と連携しながら、妊娠早期の母子手帳交付申請を促します。
- ・本事業や産婦健康診査、乳幼児健康診査を推進し、継続的に母子それぞれの健康状態を把握できるよう、支援体制の充実を図ります。
- ・令和 2 年度より子育て世代包括支援センターが設置され、令和6年度からはこども家庭センターが設置となり、児童福祉と母子保健の連携によって、妊娠中から出産後まで一貫した支援プログラムを提供することで、切れ目のないきめ細やかな支援を可能にします。

④事業量の見込みと確保量

		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
市全域	量の見込み	実人数	427	397	367	337	307
		健診回数	5,978	5,558	5,138	4,718	4,298
	確保量	実人数	460	430	400	370	340
		健診回数	7,360	6,880	6,400	5,920	5,440

（４）乳児家庭全戸訪問事業【こども家庭課、健康増進課】

①事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供や乳児とその保護者の心身の状況等の把握、また養育についての相談に応じ、助言など行うものです。

〔体系 II-2-(2) 情報提供・相談体制の充実〕

②提供区域

・1区域(市内全域)

③今後の方向性と確保方策

- ・専門職である助産師を継続的に確保し、全戸訪問できる体制の維持に努めます。
- ・担当課で連携を図りつつ、令和2年度より開設された子育て世代包括支援センターおよび令和6年度からはこども家庭センターへ事業を引き継ぎ、事業の充実を図ります。
- ・本事業や各種健診、産後ケア事業等を通して、母親の心身のケアや乳児の健康状態の把握、育児のサポートを行い、切れ目のない支援に取り組めます。

④事業量の見込みと確保量

(単位：実人数)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	433	402	377	355	335
	確保量	433	402	377	355	335

（５）養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要支援児童等の支援に資する事業）【こども家庭課、健康増進課】

①事業概要

【養育支援訪問事業】乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業実施により把握した特に養育支援が必要な家庭に対し、保健師等が居宅を訪問し養育に関する指導・助言等必要な支援を行なっていくものです。

実施機関及び体制：健康増進課及びこども家庭課保健師、助産師、歯科衛生士、家庭児童相談員

実施時期：通年

訪問対象：養育環境に課題のある妊産婦及び乳幼児

内容：状況把握及び指導支援

事後管理（必要時）：継続訪問、関係機関への連絡調整、ケース検討会議への照会等

【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】要保護児童対策協議会を組織し、構成する関係機関や団体と連携しながら、児童の虐待の予防・早期発見・早期対応に取り組むものです。

〔体系 III-2-（２）配慮を要する子どもや家庭への支援〕

②提供区域

・1区域（市内全域）

③今後の方向性と確保方策

・こども家庭センターや庁内関係課で連携を図りながら、虐待の予防・早期発見・早期対応に取り組めます。

・専門性の強化と関係機関との連携により、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。

④事業量の見込みと確保量

（単位：延べ人数）		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
市全域	量の見込み	212	195	190	185	180
	確保量	212	195	190	185	180

（６）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） 【こども家庭課】

①事業概要

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整など必要な支援を行うものです。

〔体系 III-1-(1) 地域の教育力の強化〕

②提供区域

・1区域(市内全域)

③今後の方向性と確保方策

・利用しやすい環境づくりに努めるとともに、放課後児童クラブ等の充実に伴う利用者の減少や提供会員の高齢化に対応していくため、広報等で事業の周知を行います。

④事業量の見込みと確保量

(単位：延べ人数)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	481	450	424	396	370
	確保量	481	450	424	396	370

（７）子育て短期支援事業【こども家庭課】

①事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行うものです。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

〔体系 II-2-（１）不定期の教育・保育事業の確保〕

②提供区域

・1区域（市内全域）

③今後の方向性と確保方策

- ・一時的に児童の養育が困難となった保護者のため、引き続き市外4つの児童養護施設等にショートステイ、トワイライトステイを委託し、事業所の意向を把握しながら、事業の充実を図ります。
- ・事業を利用したい人が利用できるよう、事業の周知に取り組みます。

④事業量の見込みと確保量

（単位：人）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	13	13	13	13	13
	確保量	13	13	13	13	13

（８）－１ 一時預かり事業（一般型）【保育こども園課】

①事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所（園）その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行うものです。

〔体系 II-2-(1) 不定期の教育・保育事業の確保〕

②提供区域

・5区域

③今後の方向性と確保方策

・保育士不足により、保育所（園）等における一時預かり事業の実施体制が確保できず、希望があっても児童を受け入れできないケースがあることから、より一層の保育士の確保に取り組めます。

④事業量の見込みと確保量

(単位：延べ人数)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
市全域	量の見込み	835	769	707	651	598
	確保量	1,668	1,618	1,569	1,522	1,477
水沢地域	量の見込み	584	537	494	455	418
	確保量	822	797	773	750	728
江刺地域	量の見込み	218	201	185	170	156
	確保量	326	316	307	298	289
前沢地域	量の見込み	31	29	26	24	22
	確保量	270	262	254	246	239
胆沢地域	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保量	180	175	169	164	159
衣川地域	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保量	70	68	66	64	62

（８）－２ 一時預かり事業（幼稚園型）【保育こども園課】

①事業概要

通常の教育時間終了後や長期休業期間中に、保護者の希望により在園児を預かり、保育を実施するものです。

〔体系 II-2-(1) 不定期の教育・保育事業の確保〕

②提供区域

・5区域

③今後の方向性と確保方策

・共働き世帯の増加及び保育の無償化に伴い、今後も需要の増加が見込まれることから、事業の充実を図ります。

④事業量の見込みと確保量

(単位：延べ人数)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	15,144	14,235	13,383	12,579	11,823
	確保量	17,852	17,088	16,361	15,666	15,000
水沢地域	量の見込み	8,732	8,208	7,716	7,253	6,817
	確保量	10,192	9,682	9,198	8,738	8,301
江刺地域	量の見込み	766	720	677	636	598
	確保量	893	866	840	815	790
前沢地域	量の見込み	879	826	777	730	686
	確保量	1,152	1,094	1,040	988	938
胆沢地域	量の見込み	4,316	4,057	3,814	3,585	3,370
	確保量	5,028	4,877	4,731	4,589	4,451
衣川地域	量の見込み	451	424	399	375	352
	確保量	587	569	552	536	520

（９）延長保育事業【保育こども園課】

①事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、時間以外の日や時間において認定こども園、保育所（園）等で必要な保育を実施するものです。

〔体系 II-2-(1) 不定期の教育・保育事業の確保〕

②提供区域

・5区域

③今後の方向性と確保方策

・核家族化や多様化する保護者の勤務形態に伴い、延長保育を必要とする世帯が増えており、今後も需要の増加が見込まれるため、事業の充実を図ります。

④事業量の見込みと確保量

(単位：実人数)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	925	850	784	719	663
	確保量	1,086	1,064	1,044	1,021	1,002
水沢地域	量の見込み	608	559	515	473	436
	確保量	712	698	684	670	657
江刺地域	量の見込み	197	181	167	153	141
	確保量	231	226	222	217	213
前沢地域	量の見込み	91	84	77	71	65
	確保量	108	106	104	102	100
胆沢地域	量の見込み	22	20	19	17	16
	確保量	26	25	25	24	24
衣川地域	量の見込み	7	6	6	5	5
	確保量	9	9	9	8	8

(10) 病児・病後児保育事業【保育こども園課】

①事業概要

【病後児対応型】児童が病気の回復期にあるが、まだ集団保育が困難であって、保護者が家庭で看護できない児童(病後児)を専用施設等において保育するものです。

【体調不良児対応型】普段通っている保育所(園)において、保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間預かり、保健的な対応等を行うものです。

〔体系 II-2-(1) 不定期の教育・保育事業の確保〕

②提供区域

・1区域(市内全域)

③今後の方向性と確保方策

- ・病後児保育所「こぐま園」の再開により、利用促進に取り組みます。
- ・共働き世帯の増加により、子どもの体調不良時にも仕事のために家庭で保育することができない就労世帯が増えていることから、当該事業の実施施設数の拡大に努めます。

④事業量の見込みと確保量

		類型	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
市全域	量の見込み	病後児対応型	延べ人数	204	204	204	204	204
		体調不良児型	延べ人数	2,406	2,401	2,396	2,391	2,386
	確保量	病後児対応型	延べ人数	1,452	1,452	1,452	1,452	1,452
		体調不良児型	延べ人数	2,406	2,401	2,396	2,391	2,386
			実施箇所数	16	16	16	16	16

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）【こども家庭課】

①事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

〔体系 I-2-(2) 放課後子どもプランの推進〕

②提供区域

・5区域

③今後の方向性と確保方策

- ・需要が増加傾向であることから、安全・安心な放課後の居場所の確保に向けて計画的に整備を進めるとともに、事業の周知に取り組みます。
- ・放課後子ども教室との一体的な事業運営に向けて、連携強化を図ります。

④事業量の見込みと確保量

		学年	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
市全域	量の見込み	1年生	491	484	466	436	414
		2年生	452	446	429	405	381
		3年生	351	347	334	315	297
		4年生	135	133	128	121	115
		5年生	50	50	47	45	43
		6年生	31	30	30	30	28
		計	1510	1490	1434	1352	1278
	確保量		1510	1490	1434	1352	1278
水沢 地域	量の見込み	1年生	274	272	261	245	231
		2年生	251	247	237	224	212
		3年生	188	186	178	168	158
		4年生	46	46	45	44	41
		5年生	13	13	12	12	11
		6年生	6	6	6	6	5
		計	778	770	739	699	658
	確保量		778	770	739	699	658

		学年	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
江刺 地域	量の見込み	1 年生	101	99	96	91	85
		2 年生	94	93	90	85	81
		3 年生	80	79	75	72	67
		4 年生	50	49	48	44	42
		5 年生	25	25	22	21	21
		6 年生	23	22	21	21	20
		合計	373	367	352	334	316
	確保量		373	367	352	334	316
前沢 地域	量の見込み	1 年生	53	53	52	49	46
		2 年生	48	46	45	43	41
		3 年生	36	34	34	31	30
		4 年生	3	3	3	3	3
		5 年生	2	2	2	2	2
		6 年生	2	2	2	2	1
		合計	144	140	138	130	123
	確保量		144	140	138	130	123
胆沢 地域	量の見込み	1 年生	49	49	47	44	41
		2 年生	46	45	44	42	40
		3 年生	38	38	36	34	32
		4 年生	21	20	19	18	17
		5 年生	8	8	8	7	7
		6 年生	3	3	3	3	3
		合計	165	163	157	148	140
	確保量		165	163	157	148	140

		学年	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
衣川 地域	量の見込み	1 年生	11	11	11	10	10
		2 年生	13	13	13	12	11
		3 年生	10	10	10	9	9
		4 年生	10	10	10	9	9
		5 年生	0	6	6	5	5
		6 年生	1	2	2	2	2
		合計	45	52	52	47	46
	確保量		45	52	52	47	46

●放課後子ども教室推進事業【生涯学習スポーツ課】

①事業概要

すべての子どもを対象に安全・安心な居場所を設け、地域住民等の協力により、スポーツや文化活動等を行うものです。

②提供区域

- ・ 1 区域（市内全域）

③今後の方向性と確保方策

・安全・安心な居場所を確保し、地域住民や異学年児童同士の交流による豊かな人間性の育成と、地域の中で子供が育つ環境の醸成を図るため、地域の実情に応じた開設を進めます。

④事業量の確保量

(単位：実人数)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
市全域	確保量	18,531	17,496	16,841	15,872	15,004

●居場所事業（放課後子どもプラン）【生涯学習スポーツ課】

①事業概要

放課後児童クラブ（放課後児童対策事業）と放課後子ども教室推進事業を一体的または連携して実施し、安全で健やかな放課後の居場所づくりを進めるものです。

②提供区域

- ・ 1 区域（市内全域）

③今後の方向性と確保方策

放課後子どもプラン運営委員会を設置し、両事業の一体的な実施、スタッフのスキルアップ研修の内容等について検討を行います。

④事業量の見込みと確保量

(1) 放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施している小学校区

④事業量の見込みと確保量

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	確保量	3	3	3	3	3

(2) 指導員等の研修参加割合

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	事業個所数	37	37	37	37	37
		研修参加箇所数	30	30	30	30	30
	確保量	事業個所数	37	37	37	37	37
		研修参加箇所数	30	30	30	30	30
		研修参加割合(%)	81	81	81	81	81

(12) 子育て世帯訪問支援事業【こども家庭課】

①事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

②提供区域

・1区域(市内全域)

③今後の方向性と確保方策

- ・家事・育児支援が必要と判断した家庭に対し支援を行っていきます。
- ・事業を利用したい人が利用できるよう、事業の周知に取り組みます。

④事業量の見込みと確保量

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	134	128	122	117	111
	確保量	134	128	122	117	111

(13) 産後ケア事業【健康増進課】

①事業概要

退院後の母子に対して施設への宿泊、日帰りまたは居宅で心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する。

②提供区域

・1区域(市内全域)

③今後の方向性と確保方策

- ・施設利用の申込みをデジタル化し、申込みしやすい環境を整備します。
- ・事業を利用したい人が利用できるよう、受入枠拡大の検討を行います。

④事業量の見込みと確保量

(単位：人)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	宿泊ケア	48	48	48	48	48
		日帰りケア	360	360	360	360	360
		訪問ケア	208	193	181	170	161
	確保量	宿泊ケア	48	48	48	48	48
		日帰りケア	360	360	360	360	360
		訪問ケア	208	193	181	170	161

(14) 乳児等通園支援事業【保育こども園課】

①事業概要

満3歳未満で保育所等に通っていない子どもについて、就労要件を問わず、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行うものです。

〔体系 I-1-(1) 幼児教育・保育の充実〕

②提供区域

・1区域(市内全域)

③今後の方向性と確保方策

・すべての子どもの育ちを応援し、子育て家庭への支援を強化するため、事業に取り組む保育所等への支援に努めます。

④事業量の見込みと確保量

(単位：人)		令和7年度
市全域	量の見込み	252
	確保量	252

令和8年度からは「乳児等のための支援給付」が創設され、子ども・子育て支援法に基づく法定の個人給付となる。

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【保育こども園課】

①事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を助成する事業です。

〔体系 III-2-(2) 配慮を要する子どもや家庭への支援〕

②提供区域

・1区域(市内全域)

③今後の方向性と確保方策

・幼児教育・保育の無償化の影響も踏まえ、実施の必要性も含めて検討します。

(16) 特別支援教育・保育事業（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）【保育こども園課】

①事業概要

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園において、当該子どもの成長・発達のために必要な支援を提供するため、担当の職員を加配するものです。

〔体系 I-1-(3) 特別な支援が必要な子どもへの教育・保育〕

②提供区域

・1区域(市内全域)

③今後の方向性と確保方策

・特別な支援が必要な児童は増加しており、今後も需要の増加が見込まれることから、職員の確保、受け入れ体制の拡充支援に努めます。

④事業量の見込みと確保量

(単位：実人数)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保量	2	2	2	2	2

9 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

乳幼児訪問や健診等を通じて養育支援を必要とする家庭を把握し、関係機関と連携して必要な継続的な支援を行い、虐待の早期発見や早期対応に努め、必要に応じて児童相談所と連携して対応するものとします。

①関係機関との連携、市町村相談体制の強化

奥州市要保護児童対策地域協議会を開催し、地域の関係機関相互の連携、情報の収集及び共有により必要な支援を行い、虐待の発生予防、早期発見、早期対応等を推進します。また、県等が実施する講習会等への参加を通じて職員等の資質向上を図り、協議会の効果的な運営を促進します。虐待により児童の心身に重大な被害を及ぼす可能性のある事案については、児童相談所等への通知を行い、専門的な指導や権限による措置を求めるとともに、県等関係機関との定期的な実務者協議により虐待事例の検証を行ったり、情報の共有化を図るなど連携を強化します。

②発生予防、早期発見、早期対応

虐待の発生予防のため、乳児健診や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関との連携、乳児家庭全戸訪問事業を通じて、妊娠、出産及び子育てを安心してできる環境づくりを進めます。また、事業を通じて支援を必要とする妊婦や子どもの家庭を早期に把握し、支援を特に必要とする場合には、養育支援訪問により適切な支援につなげます。また、児童福祉担当課と母子保健担当課が緊密な連携を図るとともに、医療機関との連携のもとに、早期の発見、対応を図っていきます。さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため児童委員等地域との連携も重要です。

③社会的養護施策との連携

社会的養護が必要な家庭に対する支援については、児童相談所をはじめとする関係機関と密接に連携し、対象者について情報共有し、市や県の支援事業に確実に繋げていくことが必要です。そのために、県と定期的な情報共有・意見交換を図る等、県との連携を強化します。

また、DV被害への対応や婦人相談事業など、県でも実施している事業については、県の配偶者暴力相談支援センターと連携しながら、相談対応のほか、子育て支援事業へ繋ぐ等、実情の把握とその対応を図ったうえで、必要に応じて県の権限に基づく措置を求めています。

なお、地域の里親等において子どもが健やかに成長するために学校や児童委員等の地域の関係機関の理解と協力を得るとともに、里親の開拓や里親支援につながる広報や啓発等に県と連携してあたるなど、地域の中で子どもを健全に養育できるような支援体制を整備していきます。

関連事業

- ・妊産婦のメンタルヘルスケア推進事業〔体系 II-1-(1) 安心して妊娠・出産できる環境の整備〕
- ・子どもを守る地域ネットワーク事業〔体系 III-2-(2) 配慮を要する子どもや家庭への支援〕
- ・養育訪問支援事業〔体系 III-2-(2) 配慮を要する子どもや家庭への支援〕
- ・乳児家庭全戸訪問事業〔体系 II-2-(2) 情報提供・相談体制の充実〕
- ・各種相談事業〔体系 II-2-(2) 情報提供・相談体制の充実〕
- ・乳幼児健康診査の実施〔体系 II-1-(2) 小児医療体制の充実〕

（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく国の基本方針及びこれに則して県が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

また、事業の周知を図るとともに、各家庭における問題の多様化に対応するため人材育成に取り組めます。

◆関連事業

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ・女性相談事業 | ・母子生活支援施設（連携） |
| ・母子寡婦福祉資金等貸付事業 | ・母子家庭等日常生活支援事業 |
| ・児童扶養手当支給事業 | ・母子自立支援プログラム策定事業 |
| ・母子家庭等就業推進事業 | ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 |
| ・ひとり親家庭等医療費助成事業 | ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業 |
| ・福祉医療資金貸付事業 | |

〔体系 III-2-（２）配慮を要する子どもや家庭への支援〕

（３）多様な支援ニーズへの対応（社会的養護、障がい児、医療的ケア児等）

障がい児や医療的ケア児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにするためには、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育が必要です。

本市では、障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができるよう、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進しています。そのため、奥州市子ども発達支援センターでは担当職員を配置し、市内の認定こども園・幼稚園・保育所（園）を訪問し、支援が必要な児童を把握し、発達相談等の支援を行っています。それ以外にも、各種手当の給付や身近な地域で療育を受けられる体制づくりに取り組んでいます。

本市における障がい児等を取り巻く現状等を踏まえ、今後も認定こども園、幼稚園、保育所（園）、小学校及び特別支援学校等の関係機関との連携強化や人材の育成・確保を行い、発達相談や療育支援等の充実と本人や保護者に対して必要な情報を提供します。

◆関連事業

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ・重度心身障害者医療費助成事業 | ・福祉医療資金貸付事業 |
| ・特別児童扶養手当支給事業申請事務 | ・軽自動車税免除 |
| ・障害児福祉手当支給事業 | ・身体障害者福祉相談員配置事業 |
| ・在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業 | ・福祉乗車券給付事業 |
| ・子ども発達支援事業 | ・療育支援事業 |
| ・特別支援教育事業 | ・就学支援委員会事業 |
| ・通級による指導教室運営事業 | ・特別支援教育・保育事業 |

〔体系 I-1-（３）特別な支援が必要な子どもへの教育・保育
I-2-（１）子どもの健やかな育ちの支援〕

（４）子どもの貧困対策の推進

貧困の状況下で育った子どもが大人になっても貧困の状況から抜け出せない、いわゆる貧困の連鎖を断ち切るために、子どもが生まれ育った家庭の経済社会環境に関わらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境が必要です。

そのために、県をはじめとする関係機関と連携しながら、あらゆる機会を通じて支援が必要な子どもや保護者の把握に努めるとともに、その家庭に対し必要な支援を確実に提供します。

◆関連事業

- ・家庭相談事業
- ・子どもの支援制度等周知事業
- ・子どもの権利推進事業
- ・女性相談事業
- ・子どもの居場所整備事業
- ・高校巡回相談事業

〔体系 III-2-(2) 配慮を要する子どもや家庭への支援〕

10 仕事と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働きながら子育てを行う保護者等(就業者)には、教育・保育、子育て支援の受け皿の充実は重要であり引き続き推進していくこととしていますが、健やかな子育ての視点からは保護者等が子どもに向き合うことが子どもの成長に大きな影響を与えると考えられており、多忙ながらも子どものための時間を確保し子どもに関わることが望まれます。

そのためには働き方の見直し、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど職業生活と家庭生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)が図られるような雇用環境の整備が重要です。

市では労働基準監督署や県などの関係機関と連携しながら、市内事業者への啓発等に努めるとともに、子育て家庭に対しても引き続き、母子健康手帳やパンフレット等を用いて制度の紹介、情報提供を行います。

◆関連事業

- ・育児休業制度等普及啓発
- ・女性就労者健康管理啓発
- ・子ども看護休暇制度啓発
- ・育児等の事情による退職者の再就職支援
- ・育児支援等各種情報提供
- ・事業所内保育施設設置促進事業

〔体系 II-2-(3) 仕事と子育ての両立支援〕

移住者住宅取得支援補助金の創設について

令和7年1月28日 全員協議会資料 政策企画部未来羅針盤課

1 経過

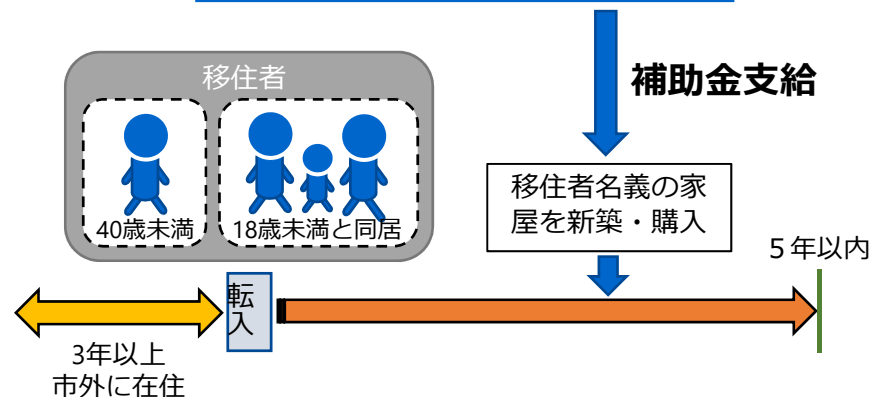
江刺工業団地の企業立地等に伴い、1,400人もの雇用が生まれるなど、大きな人口流入が見込まれている。

この状況を契機に、立地予定企業や関係団体とのヒアリング、近隣自治体の状況、市の課題である若者の流出や空き家の増加などを踏まえ、定住促進を目的とした補助制度の構築等について検討を進めてきた。

2 事業の概要

若者又は子育て世帯の移住者を対象に、自ら居住するための家屋（新築・中古住宅、空き家）を購入等した場合に、補助金を交付するもの。

補助金の額は、基本額50万円＋加算額で上限100万円



※移住者：転入後5年以内の者（ただし転入前3年間市内に住所を有しない者に限る）

1 補助金の対象家屋及び対象経費

令和7年4月1日以後に登録した申請者名義の家屋（新築・中古住宅、空き家）の取得費（建設費又は購入費）

2 補助金額

家屋の取得費又は100万円のどちらか低い額を上限に以下の基本額に加算額を加えた額を補助する。

(1) 基本額 50万円

(2) 加算額

- ▼ 同居する18歳未満の子 一人につき30万円
- ▼ 世帯員にUターン者がいる場合 20万円
- ▼ 居住誘導区域内にある家屋 20万円

3 補助金の交付対象者（申請者 以下の全てに該当）

- ▼ 40歳未満の移住者又は18歳未満の子と同居する移住者
- ▼ 交付対象家屋に現に居住している者

4 補助金の交付申請期間

家屋の登記後、6か月以内に交付申請書を提出

3 予算規模

新年度予算調整中

4 今後の予定

江刺工業団地をはじめとした、県南地域での企業立地に伴う旺盛な雇用環境や近隣自治体での住宅取得支援制度の実施状況等を勘案し、**本事業が今後増加が見込まれる転入者の定住に向けたインセンティブとなるよう、令和7年4月より事業実施**することとしたい。